

平成28年 第81回定例会

あわらし議会会議録

平成28年 2月24日 開会

平成28年 3月22日 閉会

あわらし議会

平成28年 第81回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(2月24日)

議事日程	1
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により出席した者	4
事務局職員出席者	4
議長開会宣告	5
市長招集挨拶	5
開議の宣告	6
諸般の報告	7
行政報告	10
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	12
議案第1号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	12
議案第2号から議案10号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	13
議案第11号から議案第19号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	18
議案第20号から議案第32号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	27
議案第33号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	30
議案第34号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	30
議案第35号及び議案第36号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・委員会付託	31
議案第37号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託	31
議案第38号及び議案第39号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	32
議案第40号及び議案第41号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	33
議案第42号から議案第44号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	35
議案第45号から議案第47号の一括上程・提案理由説明	
・総括質疑・討論・採決	36
議案第48号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	38
散会の宣言	39
署名議員	39

第 2 号(3月2日)

議事日程	40
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条により出席した者	41
事務局職員出席者	41
開議の宣告	42
会議録署名議員の指名	42
一般質問	42
吉田太一君	42
一般質問	57
山本篤君	57
一般質問	75
三上薫君	75
一般質問	78
仁佐一三君	78
一般質問	80
平野時夫君	80
一般質問	87
山川知一郎君	87
散会の宣言	101
署名議員	101

第 3 号(3月22日)

議事日程	102
出席議員	104
欠席議員	104
地方自治法第121条により出席した者	104
事務局職員出席者	104
開議の宣告	105
会議録署名議員の指名	105
議案第2号から議案第37号の委員長報告・総括質疑・討論・採決	105
議案第49号の提案理由説明・質疑・討論・採決	132
議案第50号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	133
発議第1号の趣旨説明・質疑・討論・採決	135
閉議の宣告	136
市長閉会挨拶	136
議長閉会挨拶	137
閉会の宣告	137

第 8 1 回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成 2 8 年 2 月 2 4 日 (水)

午前 9 時 3 0 分開議

- 1.開会の宣告
- 1.市長招集挨拶
- 1.開議の宣告
- 1.諸般の報告
- 1.行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第 4 議案第 2 号 平成 2 7 年度あわら市一般会計補正予算(第 4 号)

日程第 5 議案第 3 号 平成 2 7 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 6 議案第 4 号 平成 2 7 年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)

日程第 7 議案第 5 号 平成 2 7 年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第 2 号)

日程第 8 議案第 6 号 平成 2 7 年度あわら市水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第 9 議案第 7 号 平成 2 7 年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第 1 0 議案第 8 号 平成 2 7 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第 2 号)

日程第 1 1 議案第 9 号 平成 2 7 年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第 2 号)

日程第 1 2 議案第 1 0 号 平成 2 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第 3 号)

日程第 1 3 議案第 1 1 号 平成 2 8 年度あわら市一般会計予算

日程第 1 4 議案第 1 2 号 平成 2 8 年度あわら市国民健康保険特別会計予算

日程第 1 5 議案第 1 3 号 平成 2 8 年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 1 6 議案第 1 4 号 平成 2 8 年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算

日程第 1 7 議案第 1 5 号 平成 2 8 年度あわら市水道事業会計予算

- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 2 8 年度あわら市工業用水道事業会計予算
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 2 8 年度あわら市公共下水道事業会計予算
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 2 8 年度あわら市農業集落排水事業会計予算
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 2 8 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 あわら市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 あわら市消費者センター条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 あわら市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 8 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 9 号 あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 0 号 あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 1 号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 4 議案第 3 2 号 あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 3 3 号 教育に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第 3 6 議案第 3 4 号 福井縣市町総合事務組合理規約の変更について
- 日程第 3 7 議案第 3 5 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 8 議案第 3 6 号 市道路線の廃止について
- 日程第 3 9 議案第 3 7 号 第 2 次あわら市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第 4 0 議案第 3 8 号 財産の処分について
- 日程第 4 1 議案第 3 9 号 財産の処分について
- 日程第 4 2 議案第 4 0 号 あわら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 3 議案第 4 1 号 あわら市教育委員会委員の任命について

- 日程第 4 4 議案第 4 2 号 あわら市公平委員会委員の選任について
日程第 4 5 議案第 4 3 号 あわら市公平委員会委員の選任について
日程第 4 6 議案第 4 4 号 あわら市公平委員会委員の選任について
日程第 4 7 議案第 4 5 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 4 8 議案第 4 6 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 4 9 議案第 4 7 号 あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 0 議案第 4 8 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

(散 会)

出席議員（18名）

1番	仁 佐 一 三	2番	山 本 篤
3番	平 野 時 夫	4番	毛 利 純 雄
5番	吉 田 太 一	6番	森 之 嗣
7番	杉 本 隆 洋	8番	山 田 重 喜
9番	三 上 薫	10番	八 木 秀 雄
11番	笹 原 幸 信	12番	山 川 知 一 郎
13番	北 島 登	14番	向 山 信 博
15番	坪 田 正 武	16番	卯 目 ひろみ
17番	山 川 豊	18番	杉 田 剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市 長	橋 本 達 也	教 育 長	大 代 紀 夫
総 務 部 長	嶋 屋 昭 則	財 政 部 長	佐 藤 雅 美
市民福祉部長	城戸橋 政 雄	経 済 産 業 部 長	川 西 範 康
土 木 部 長	堀 江 与 史 朗	教 育 部 長	道 官 吉 一
会 計 管 理 者	久 嶋 一 廣	市 民 福 祉 部 理 事	塚 田 倫 一
土 木 部 理 事	長 谷 川 義 則	芦原温泉上水道財産区管理者	竹 内 正 文

事務局職員出席者

事 務 局 長	長 谷 川 まゆみ	補	佐 宮 川 利 秀
主 査	宮 川 豊 一		

議長開会宣告

議長(坪田正武君) ただいまから、第81回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時34分)

市長招集挨拶

議長(坪田正武君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 第81回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、暖かい日が続いておりましたが、先週の初めには今年2度目のまとまった降雪があり、市内全域の除雪作業を指示いたしました。今回の冬は、ジグザグ天気やジグザグ気温と呼ばれているそうですが、早く天候の安定した春になってほしいものです。

議員各位には、ご健勝にてお過ごしのことと、心よりお慶び申し上げます。

さて、間もなく北陸新幹線金沢開業から1年がたとうとしています。金沢開業にあわせ可能な限りの施策を実施してきたこともあり、この1年間は本市にとって予想を上回る観光面での効果がありました。観光指標となる観光客入込数では、20年ぶりに200万人の大台を超え、宿泊客数は前年比14%増の93万人と大幅な伸びとなっております。

また、北陸新幹線開業前から、雑誌や映像等で北陸地域が大きく取り上げられ、さらにJR6社による北陸デスティネーションキャンペーンでのPRもあったことから、「富山、石川、福井」の北陸3県が注目を浴び、本県の名所や特産品なども日本全国に広く認知されたものと感じております。

しかしながら、東北新幹線や九州新幹線など他地域の観光客の推移を見ましても、新幹線開業2年目以降が正念場になるものと思われ、喜んでばかりはられないと考えております。

さらに、来月には北海道新幹線が開業予定であり、地域間競争はますます激化することが予想されることから、引き続き首都圏などにおける国内観光客向けの宣伝活動はもちろんのこと、今後、大幅な増加が見込まれる外国人観光客に対する誘客施策、いわゆるインバウンド観光に関する施策も推進して参りたいと考えております。

このため、本年4月に設立を予定しております「越前加賀インバウンド推進機構」を中心に、近隣市町の広域連携をさらに強化し、外国人観光客の中でも主に増加の伸びが著しいアジアからの観光客を対象とした各施策を展開いたします。

なお、国内外を問わず、本市を訪れていただく観光客に対しては、おもてなしの気持ちを大切にしたい受け入れ態勢を充実し、満足度の向上を図って参りたいと考え

ております。

ところで、去る2月3日に、昨年実施いたしました平成27年国勢調査について、福井県の人口等の速報値が公表されました。本市の人口速報値は、2万8,756人で、5年前の調査と比較しますと、1,233人の減となっております。率にしますと4.11%の減となっており、県全体の減少率が2.38%であることから、県内でも人口減少が進んでいる市であるということになります。この速報値は国立社会保障・人口問題研究所が今後の人口減少について推計した値とおおむね合致しており、このまま対策を講じなければ、25年後には2万1,000人に、さらに45年後には、現在の約半分の1万5,000人となる同研究所の推計も、現実味を帯びて参ります。

このことから、私といたしましては、相当の危機感を持って、地方創生関係交付金など、あらゆる制度を活用し職員が一丸となり、知恵を絞り、汗をかいて人口減少対策に取り組んでいかなければならないと考えております。

なお、人口減少対策の一つとして挙げられる、「移住」、いわゆる人を呼び込むということについては、住む場所と働く場所を整える必要があるとともに、市民の理解と歓迎する意識の醸成が必要不可欠であります。

また、人を呼び込むと同時に、本市で生まれ育った人を含め、現在本市で生活を営んでいる人たちがこの地にとどまってくれ、いただくことも重要であります。これは、以前から申し上げているように、市民満足度を向上させることにあり、市民の中にふるさとである「あわら市」を大切に思う心が育まれていった結果、「定住」に結びつくものであると考えております。

このことは、単に便利なまちであるということだけではなく、自然、風景、歴史、文化、そして人情といったさまざまなことを含めた「住みやすさ」を感じてもらう必要があります。当然のことながら、これらのことは職員だけでなし遂げることは不可能です。民間活力や市民の協力を得ながら、これからの本市の目指すまちの姿である「暮らしやすく幸せを実感できるまち」の実現に向け、努力して参りますので、議員各位におかれましても、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

さて、本定例会は、新年度予算をご審議いただき、最も重要な議会でございます。提出いたします議案は、専決処分の承認を求めるもの1議案、平成27年度補正予算及び平成28年度当初予算に関するもの18議案、条例の制定または改正に関するもの13議案、事務の委託及び組合規約の変更に関するもの2議案、市道路線の認定等に関するもの2議案、長期的な計画の策定に関するもの1議案、財産の処分に関するもの2議案のほか、人事に関するもの9議案の全48議案であります。

議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが招集のご挨拶といたします。

議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（坪田正武君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 事務局長。

事務局長（長谷川まゆみ君） 諸般の報告をいたします。

本定例会の付議事件は、市長提出議案48件であります。説明出席者は、市長以下12名であります。

以上でございます。

議長（坪田正武君） 次に、広域連合及び一部事務組合の議会報告を関係議員に報告していただきます。

初めに、坂井地区広域連合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 4番、毛利純雄君。

4番（毛利純雄君） それでは、私の方から坂井地区広域連合議会の現況報告をさせていただきます。

平成28年2月開催の坂井地区広域連合議会定例会の概要について報告いたします。

第53回坂井地区広域連合議会の定例会が、去る2月3日、広域連合大会議室において開催され、議案10件が上程されました。

議案の主な内容と、審議結果について報告いたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第2号）は、「平成27年度社会保障・税番号制度システム整備費補助金」の交付が決定されたことに伴い、団体内統合宛名システム整備に係る経費を専決処分したもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,031万円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,631万4,000円とするものでございます。

議案第2号、平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,644万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,987万4,000円とするものでございます。総務費では、人事異動及び人事院勧告に伴う給与改定により給料等を8,000円増額し、衛生費では、人事異動により給料等を1,044万8,000円減額、また、さかいクリーンセンターの維持管理・運営委託料等で600万円を減額するものであります。

歳入においては、構成市からの負担金を減額するものであります。

議案第3号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）

については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を108億3,074万2,000円とするもので、その内容といたしましては、総務費で、職員の人事異動及びに人事院勧告に伴う給与改定等により、給与等273万4,000円の増額を行うものであります。

歳入では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業において、国庫補助金が確定したため、財源更正を行っています。

議案第4号、平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第2号)については、代官山墓地6㎡の2区画分の使用申請がなく、歳入不足が見込まれるため、使用料及び手数料53万円を減額し、代官山墓地基金から同じく53万円を繰り入れるものであります。

議案第5号、平成28年度坂井地区広域連合一般会計予算については、議会費のほか、庁舎管理費、ネットワーク・システム管理費、代官山斎苑管理費、さかいクリーンセンター管理費等で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,737万円とするものであります。

議案第6号、平成28年度坂井地区広域連合介護保険特別会計予算については、第6期介護保険事業計画に基づき提供するサービスの保険給付費、賦課徴収費、介護認定審査会経費等、介護保険事業に係る経費で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ110億2,272万円とするもので、対前年比3億7,741万3,000円の増額で、率にいたしまして3.4%の増となっております。

主なものといたしましては、保険給付費104億8,521万1,000円、地域支援事業費3億1,414万円等が計上されております。また、歳入予算の分担金及び負担金15億6,940万7,000円のうち、あわら市の負担金は4億2,856万3,000円となっております。

議案第7号、平成28年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ219万円とするもので、主なものといたしましては、指定管理者委託料205万8,000円等が計上されております。

議案第8号、坂井地区広域連合個人情報保護条例の制定については、社会保障・税番号制度導入に伴い、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な事項を定めるとともに、個人情報の保護を図るため、この条例を制定するものであります。

議案第9号、坂井地区広域連合情報公開条例の制定については、公文書の開示を請求する権利及び情報公開の推進に関し必要事項を定めるため、この条例を制定するものであります。

議案第10号、福井県市町総合事務組合理約の変更については、武生・三国モーターボート競走施行組合が、本年4月1日付で地方公営企業法の全部適用を受け、公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合に移行し、名称は越前三国競艇企業団に変更することになり、これに伴い、福井県市町総合事務組合理約の一部を変更するものであります。

以上、10議案について慎重に審議いたしました結果、いずれも妥当と認め、原

案のとおり、承認及び可決いたしました。

一般質問では、伊藤聖一議員が「地域包括ケアシステムについて」、畑野麻美子議員が「介護保険におけるマイナンバー制度の運用について」質問をいたしました。

なお、平成28年2月20日に、坂井地区広域連合選挙管理委員及び補充員の任期が満了となりますので、坂井地区広域連合選挙管理委員及び補充員の選挙を行いました。委員には、あわら市の小川務氏、坂井市の大嶋豊一氏、稲田修氏、高木和昭氏が当選いたしました。また、補充員には、あわら市の徳丸健一氏、坂井市の大島捨成氏、東長明氏、関輝勝氏が当選をいたしました。

以上、坂井地区広域連合議会の現況報告とさせていただきます。

議長（坪田正武君） 次に、嶺北消防組合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 嶺北消防組合議会における審議状況について報告させていただきます。

平成27年12月18日に第4回臨時会が開会されました。提案された議案は、監査委員の選任について、平成27年度嶺北消防組合一般会計補正予算（第3号）、嶺北消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、嶺北消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についての議案4件でございます。

初めに、議案第9号、監査委員の選任については、監査委員の高橋憲治氏が、11月30日をもって委員を退職されたため、その後任として、あわら市二面第42号15番地1、近藤 茂氏を選任するに当たり、嶺北消防組規約第11条第2項の規定により議会に同意を求めるものであります。

議案第10号、平成27年度嶺北消防組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、2,350万8,000円を増額して、歳入歳出予算の総額を21億7,338万円とするものであります。

歳入の主なものとして、分担金及び繰越金を増額し、組合債を減額するものであります。一方歳出の主なものとしては、常備消防費の職員手当等で984万円、共済費で2,748万円を増額補正し、給与で611万3,000円を減額するほか、事業費確定に伴う減額補正を行うものであります。

次に、議案第11号、嶺北消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、特定個人情報の利用及び提供の制限等に関して、条例の所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第12号、嶺北消防組合職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、被用者年金制度の一元化等を図るため、厚生年金保険法などの一部を改正する法律が、平成27年10月1日に施行されたことに伴い、条例の所要の規定を整備するものであります。

以上の議案につきまして慎重に審議した結果、原案どおり可決いたしました。

以上、嶺北消防組合議会の報告とさせていただきます。
議長（坪田正武君） これで諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（坪田正武君） 市長の行政報告を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係について報告いたします。

政策課所管では、去る2月17日付で、地方創生加速化交付金の交付申請書を国に提出いたしました。これは、交付金が盛り込まれた国の補正予算が先般成立したことから、年度末での申請となったものであります。この交付金は、昨年の地方創生先行型と消費喚起型の交付金に続くもので、一億総活躍社会の実現などを目的とし、事業に対する充当率は100%となっております。

なお、事業の採択については、地方版総合戦略に基づく各自治体の取り組みについて先駆性を高め、レベルアップの加速化を図るという視点から、有識者会議などの意見を参考に審査決定されることとなっております。

本市では、単独事業として、地域ブランド創出事業の1事業と広域連携事業として、越前加賀インバウンド推進事業、百人一首かるたコンテンツを活用した観光誘客推進事業、えちぜん鉄道沿線ブランド化事業の3事業について、総額5,300万円の交付金を申請いたしました。

審査結果は、3月中旬頃に通知されるとのことですので、採択された事業について、予算の調製が本定例会会期中に間に合うようであれば、追加議案として提出し、ご審議いただきたいと考えております。本市では、引き続き地方創生の更なる推進に努めて参ります。

続きまして、経済産業部関係について報告いたします。

農林水産課所管では、有害鳥獣駆除について報告いたします。

本年1月末現在のイノシシの捕獲頭数は307頭で、昨年度の162頭に比べ倍増している状況です。これは、近年暖冬が続き、降雪量の減少に伴いイノシシの頭数が確実に増加しているため、地域に「おり」や「くくりわな」の積極的な設置をお願いし捕獲に努めたこと、また地域の負担となっていたイノシシの処分を、本年度からは市単独事業により、民間業者での焼却処分としたことで負担軽減が図られたためと考えております。

また、本年も積雪が少ないため、このまま越冬し繁殖期を迎えると、さらに頭数が増加することから、緊急対策として1月28日に猟友会及び地元区民の協力を得て熊坂地域で巻狩りを実施いたしました。思わしい結果は得られませんでした。今後とも2月28日と3月に、山室・宮谷地域と東山地域で巻狩りを実施する予定となっております。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

去る1月27日に、本市とイヌイ株式会社及び東工サッシュ株式会社との間で「工場立地に関する協定書」の調印式をとり行いました。これにより、平成20年度に造成された古屋石塚テクノパークの未売却地約1.7ヘクタールは、全て売却できる見込みとなり、本定例会において財産処分の議案として提出いたしております。

イヌイ株式会社は、大阪市に本社を置き、創業は1855年という160年を超える大変長い歴史を持つ企業であります。資本金は3億2,500万円で、主な事業は化学製品製造、木材加工、木材接着剤の卸売等であります。古屋石塚テクノパークでは、約1ヘクタールの土地を取得し、組立式家具を製造するため、建築面積約4,000㎡の工場を建設し、本年11月の操業を目指しております。

また、東工サッシュ株式会社は、福井市大願寺に本社を置く、三和商会株式会社のグループ企業の一つであります。資本金は2,000万円で、主な事業は設備、産業機械の設計・製作であります。古屋石塚テクノパークでは、約0.7ヘクタールの土地を取得し、福井市から本社社屋を全て移転する計画となっております。その建築面積は3,500㎡で、本年9月の操業を目指しております。

この新たな2社の立地により、本市の更なる産業振興と雇用の創出が図られることを大いに期待しているところです。

続いて、2月8日に開催した「美し国越前加賀フェア」について申し上げます。

このフェアは、国の地方創生交付金を活用し、広域観光事業として実施したものです。主催は越前加賀宗教文化街道推進協議会で、これを構成する本市と加賀市、坂井市、永平寺町、勝山市の五つの市町が協力し、東京都のホテルニューオータニにおいて開催いたしました。その目的は、首都圏における越前加賀地域の知名度向上を図ることを主としており、当日は首都圏の旅行事業者や交通事業者、マスコミ関係者など約400名の方々を招待いたしました。

第1部では、プロモーションビデオ「ホワイトヒーリング祈りの道」を上映し、永平寺や白山平泉寺、吉崎御坊など、この地域独自の宗教文化の核となる名刹やその遺跡、そしてそれを結ぶ街道を中心に紹介いたしました。また、各首長によるプレゼンテーションでは、対談方式で、各市町の祈りの道に登場した見どころのほか、祭り、イベント、温泉郷など、この地域の注目ポイントについて紹介いたしました。続いて行われた第2部では、越前ガニやアカガレイ、若狭牛、坂網ガモなど地元ならではの食材を使った料理や、おろしそばなどの郷土料理を紹介し、越前加賀地域の魅力あふれる食文化を紹介いたしました。

フェア開催は、一昨年の本市単独で実施した食フェアや昨年勝山市と合同で実施した、あわら勝山フェアと合わせますと3回目となり、これらの開催により本市の首都圏で知名度向上に一定の効果を上げることができたものと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

議長（坪田正武君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 1 条の規定により、3 番、平野時夫君、4 番、毛利純雄君の両名を指名します。

会期の決定

議長（坪田正武君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 28 日間といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より 3 月 22 日までの 28 日間と決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第 1 号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第 3、議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第 1 号、専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、昨年 12 月 24 日に閣議決定された平成 28 年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いが見直されたことに伴い、先に議決いただいております、あわら市税条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、平成 27 年 12 月 28 日付で専決処分を行ったものであります。

改正内容につきましては、税関係の申請書における個人番号の記載を規定いたしました。その一部の申請書への番号の記載を不要としたものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第 1 号につきましては、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 異議なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより討論、採決に入ります。

議長(坪田正武君) 議案第1号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて(あわら市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第2号から議案10号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(坪田正武君) 日程第4、議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算(第4号)、日程第5、議案第3号、平成27年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、日程第6、議案第4号、平成27年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、日程第7、議案第5号、平成27年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)、日程第8、議案第6号、平成27年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)、日程第9、議案第7号、平成27年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第2号)、日程第10、議案第8号、平成27年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)、日程第11、議案第9号、平成27年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)、日程第12、議案第10号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)、以上の議案9件を一括議題といたします。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算(第4号)から、議案第10号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)までの9議案について提案理由を申し上げます。

議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ2億6,559万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を146億33万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、年度末補正でありますので、歳入歳出各項目において事業費の確定や精算等に伴う予算措置を行うとともに、普通交付税及び繰越金の

追加計上等により財政調整基金の繰入金の減額及び積立金の追加計上をいたしております。

それでは補正の内容について、歳出の主なものをご説明いたします。

なお、今回の補正予算におきましては、各予算費目に給料、職員手当等及び共済費を計上しておりますが、これは、平成27年人事院勧告に準じた給与費の改定に伴うもので、影響額としましては総額で1,414万8,000円となっております。以下、これらの説明につきましては省略させていただきますので、あらかじめご了承ください。

まず、総務費では、一般管理費で地区区民館等に対する集会施設整備事業補助金155万7,000円及びコミュニティ助成事業補助金950万円、財産管理費で、固定資産台帳整備業務委託料1,118万円などを減額する一方、マイナンバー制度の本格運用に伴い、情報化推進費で情報セキュリティ強化システム1,700万円、戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード等関連事務交付金493万5,000円を追加計上しております。

また、市長及び市議会議員補欠選挙費では、経費の精算に伴い合計で195万円を減額いたしております。

次に、民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険特別会計繰出金3,397万1,000円、障害者福祉費で、訓練等給付費1,310万円、老人福祉総務費で、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金1,448万1,000円、臨時福祉給付費で、臨時福祉給付金給付事業に係る経費9,756万7,000円を追加計上するほか、こども園費で、認定こども園措置委託料等総額2,225万8,000円、延長保育事業補助金392万2,000円を追加する一方、保育対策等促進事業費補助金5,007万円、保育所職員処遇改善交付金事業補助金1,563万6,000円、認定こども園送迎バス運行事業補助金411万4,000円などを減額いたしております。

次に、衛生費では、塵芥処理費で、指定ごみ袋に係る事業用消耗品587万円、清掃センター等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金1,247万5,000円を減額いたしております。

次に、農林水産業費では、農業振興費で、有害鳥獣の駆除等に係る委託料374万7,000円、農地中間管理に伴う機構集積協力金1,343万6,000円を追加計上する一方、水田農業大規模化・園芸導入事業補助金1,500万4,000円などを減額いたしております。

このほか、農地費で、経営体育成基盤整備負担金1,100万円を追加計上する一方、県営かんがい排水事業負担金225万3,000円、農道保全対策事業負担金835万2,000円、坂井北部土地改良区事務所運営補助金314万9,000円などを減額するほか、林業振興費で、剣ヶ岳線に係る県営林道事業負担金816万8,000円を減額いたしております。

商工費では、観光費で、回遊サイン整備工事250万円、モニュメント設置工事

500万円などを減額するほか、工業導入促進費で、産業団地整備事業特別会計繰入金592万5,000円を追加計上いたしております。

土木費では、道路橋りょう維持費で、街路樹管理委託料300万円、道路橋りょう新設改良費で、県営道路改良事業負担金975万5,000円などを減額する一方、除雪対策費で、除雪委託料2,500万円などを追加計上するほか、都市計画総務費で、北陸新幹線建設事業負担金1,672万1,000円、JR芦原温泉駅周辺整備事業に係る物件移転補償料2,267万9,000円、公共下水道費で、公共下水道事業会計への負担金及び補助金3,466万2,000円、住宅管理費で、市営住宅長寿命化工事1,258万4,000円などを減額いたしております。

教育費では、小学校費の学校管理費で、臨時職員賃金389万円、用務員業務委託料311万4,000円、中学校費の学校管理費で、中学校の設備整備等に係る工事請負費3,848万8,000円、中学校費の教育振興費で、中学校のバス運行業務等に係る委託料1,656万9,000円などを減額いたしております。

このほか、公債費では、地方債償還に係る利子4,345万7,000円を減額するほか、諸支出金では財政調整基金積立金3億3,999万9,000円、ふるさとあわらサポート基金積立金5,068万3,000円、学校施設整備基金積立金999万9,000円などを追加計上いたしております。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

配当割交付金800万円、県支出金2,835万5,000円、繰入金4億8,907万8,000円、市債1,249万5,000円を減額する一方、株式等譲渡所得割交付金430万円、地方消費税交付金7,100万円、ゴルフ場利用税交付金500万円、自動車取得税交付金800万円、地方特例交付金12万9,000円、地方交付税2億8,891万3,000円、国庫支出金1億2,696万円、財産収入2,573万9,000円、寄附金5,068万円、繰越金2億1,121万2,000円、諸収入1,159万2,000円を追加計上いたしております。

次に、繰越明許費であります。総務費で、固定資産台帳整備事業1,782万円、情報セキュリティ強化対策事業2,533万円、選挙人名簿システム改修事業61万円、個人番号カード交付事業844万8,000円、民生費で、臨時福祉給付金支給事業9,756万7,000円、認定こども園施設整備事業1億1,890万3,000円、農林水産業費で、県営かんがい排水事業負担金491万2,000円、経営体育成基盤整備事業負担金1,460万円、県単農村整備事業負担金68万円、県営林道事業負担金170万円、土木費で、県営道路改良事業負担金340万円、北潟湖畔公園線に係る社会資本整備総合交付金事業1,305万6,000円、瓜生・石塚線に係る社会資本整備総合交付金事業800万円、芦原温泉駅周辺整備事業3,367万5,000円、北陸新幹線建設事業負担金374万6,000円、公共下水道事業会計への補助金5,865万円をそれぞれ翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

最後に地方債の補正であります。情報セキュリティ強化対策事業、高塚跨線橋

に係る社会資本整備総合交付金事業を追加するほか、県営かんがい排水事業負担金など18件について所要の変更を行うとともに、芦原青年の家整備事業を廃止しております。

議案第3号、平成27年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出からそれぞれ2,633万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億7,637万1,000円とするものであります。

歳出といたしましては、総務費で、人事院勧告に準じた給与費の改定に伴う人件費24万7,000円のほか、一般被保険者療養給付費3,000万円を追加計上する一方、後期高齢者支援金1,840万9,000円、介護納付金2,438万円、高額医療費共同事業医療費拠出金597万1,000円、保険財政共同安定化事業拠出金821万1,000円などを減額いたしております。

歳入といたしましては、国庫支出金299万9,000円、県支出金149万3,000円、療養給付費等交付金4,031万1,000円、繰入金6,602万9,000円を減額する一方、前期高齢者交付金782万1,000円、共同事業交付金1,296万1,000円、財産収入55万5,000円、繰越金6,016万1,000円、諸収入300万円を追加計上いたしております。

議案第4号、平成27年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出にそれぞれ613万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億263万8,000円とするものであります。

歳出といたしましては、広域連合に対する保険料納付金603万8,000円のほか、保険料還付金10万円を追加計上いたしております。

歳入といたしましては、後期高齢者医療保険料350万円、繰入金251万8,000円、諸収入12万円を追加計上いたしております。

議案第5号、平成27年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出からそれぞれ186万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,004万8,000円とするものであります。

歳出といたしましては、公債費の一時借入金利子184万4,000円などを減額いたしております。

歳入といたしましては、分譲地が全て売却できたことに伴い、財産収入770万5,000円、諸収入8万2,000円を減額するほか、繰入金592万5,000円を追加計上し、本会計の清算を行うものであります。

議案第6号、平成27年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入の営業収益で、水道料金1,000万円を減額する一方、営業外収益で、長期前受金戻入890万1,000円などを追加計上いたしております。

収益的支出では、人事院勧告に準じた給与費の改定に伴う人件費24万5,000円を追加計上いたしております。このほか、営業費用で、水道施設等の管理業務委託料100万円、有形固定資産減価償却費270万2,000円を減額する一方、固定資産除却費453万3,000円などを追加計上するほか、営業外費用で、企業債

利息184万6,000円を減額し、補正後の予定額を7億9,457万7,000円とするものであります。

また、資本的収入では、消火栓設置に係る一般会計負担金128万円を減額するほか、土地売却代金24万7,000円を追加計上いたしております。

資本的支出では、給与費の改定分7万6,000円を追加計上し、補正後の予定額を、2億7,809万6,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、当年度分損益勘定留保資金110万9,000円を追加計上し、収支の調整を行っております。

議案第7号、平成27年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的支出の営業費用において、人事院勧告に準じた給与費の改定に伴う人件費3万6,000円を追加計上し、補正後の予定額を、818万6,000円とするものであります。

議案第8号、平成27年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入の営業収益で下水道使用料360万円を減額する一方、一般会計負担金106万7,000円を追加計上するほか、営業外収益で、一般会計からの補助金2,325万5,000円及び負担金1,247万4,000円を減額する一方、長期前受金戻入512万6,000円を追加計上いたしております。

収益的支出では、営業費用で、人事院勧告に準じた給与費の改定に伴う人件費26万5,000円、固定資産除却費679万7,000円を追加計上する一方、水質検査などに係る委託料200万円、下水道管補修工事1,620万円、九頭竜川流域下水道維持管理負担金1,000万円、固定資産減価償却費214万8,000円を減額するほか、営業外費用で、企業債利息1,382万5,000円を減額し、補正後の予定額を、11億6,524万3,000円とするものであります。

また、資本的収入では、公共下水道事業債570万円、流域下水道事業債1,400万円を減額いたしております。

資本的支出では、建設改良費で、給与費の改定分9万6,000円を追加計上する一方、管渠建設に係る污水管渠布設工事費などで567万3,000円、九頭竜川流域下水道事業建設負担金1,371万5,000円を減額し、補正後の予定額を、13億87万5,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金7,026万3,000円を減額するほか、過年度分損益勘定留保資金6,600万6,000円、当年度分消費税資本的収支調整額466万5,000円を追加計上し、収支の調整を行っております。

議案第9号、平成27年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)につきましては、収益的収入の営業外収益で、一般会計からの補助金113万6,000円及び負担金11万9,000円、長期前受金戻入1万8,000円を減額いたしております。

収益的支出では、営業費用で、人事院勧告に準じた給与費の改定に伴う人件費7

万5,000円を追加計上する一方、事業計画策定業務に係る委託料162万円を減額するほか、営業外費用で、企業債利息21万7,000円を減額し、補正後の予定額を、7,581万3,000円とするものであります。

議案第10号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)につきましては、収益的収入の営業収益で、一般会計負担金32万7,000円、営業外収益で、罹災共済金69万円を追加計上いたしております。

収益的支出では、営業費用で、人事院勧告に準じた給与費の改定を含む人件費20万6,000円を減額する一方、設備修繕費69万円を追加計上するほか、特別損失で、過年度損益修正損21万円を減額し、補正後の予定額を、1億6,550万8,000円とするものであります。

資本的支出では、建設改良費で、給与費の改定を含む人件費3万8,000円を追加し、補正後の予定額を、7,682万8,000円とするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9万6,000円を減額するほか、建設改良積立金13万4,000円を追加計上し、収支の調整を図っております。

以上が補正予算の概要であります。

これら9議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(坪田正武君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 質疑なしと認めます。

議長(坪田正武君) ただいま議題となっております議案第2号から議案第10号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長(坪田正武君) 暫時休憩します。再開は10時40分といたします。

(午前10時28分)

議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時39分)

議案第11号から議案第19号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(坪田正武君) 日程第13、議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算、日程第14、議案第12号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計予算、日程第15、議案第13号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議案第14号、平成28年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、日程第17、議案第15号、平成28年度あわら市水道事業会計予算、日程第

18、議案第16号、平成28年度あわら市工業用水道事業会計予算、日程第19、議案第17号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計予算、日程第20、議案第18号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計予算、日程第21、議案第19号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上の議案9件を一括議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算から議案第19号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算までの平成28年度9会計予算につきまして、予算編成の基本方針を申し上げます。

政府においては、昨年11月27日に「平成28年度予算編成の基本方針」を閣議決定しております。この基本方針は、経済再生と財政健全化をともに達成しつつ、中長期的に持続する成長メカニズムの構築を目指す取り組みである「経済財政運営と改革の基本方針2015」に沿って策定されており、アベノミクスの第2ステージ「一億総活躍社会の実現」に向けて、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を新しい三本の矢として、成長と分配の好循環の構築を図ることとしております。

なお、地方財政対策については、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方税や地方交付税などの一般財源総額について、前年度の水準を上回る額を確保するなど、所要の財政措置が講じられたものと受けとめております。

また、地方交付税においては、地方税が増収となる中で前年度と同程度の額を確保しつつ、臨時財政対策債が大幅に抑制されているほか、市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定方法の見直しが続けられることは、地方財政の健全化に配慮がなされたものとして、一定の評価をしております。

このような中、本市におきましては、北陸新幹線金沢開業以降、観光入込客数の増加が顕著にあらわれておりますが、他地域の事例では、開業2年目以降は反動減となっております。今後は、観光誘客に向けて魅力向上・情報発信に努め、経済効果を持続・拡大させるための取り組みの必要性を感じております。

また、交流人口の増加を移住・定住の促進の好機と捉え、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「H E E C E 構想」に掲げる施策の積極的な展開を図っていきたいと考えております。

以上が予算編成の基本方針であります。

なお、各会計予算の内容につきましては、財政部長が説明いたしますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長（佐藤雅美君） それでは、私から議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算及び議案第12号から第19号までの各特別会計等の予算について、その概要を申し上げます。

まず、議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算について申し上げます。

本案は、歳入歳出それぞれ148億2,000万円と定めるもので、前年度当初予算と比較いたしまして14億8,000万円、11.1%の増となっております。予算総額が増となりました主な要因は、前年度が骨格予算であったことと、新たに庁舎耐震補強・改修事業費、国営九頭竜川下流土地改良事業負担金、北陸新幹線関連公共施設等整備事業費、農業者トレーニングセンター改修事業費等を計上したことなどが挙げられます。

それではまず、歳入の主なものについて申し上げます。

第1款 市税は、総額44億9,886万8,000円で、前年度と比較して2億4,200万2,000円、5.7%の増となっております。これは、法人市民税で1億3,300万円、固定資産税で8,100万円の増収を見込んだことなどによるものです。

第2款の地方譲与税から第9款の地方特例交付金までは、前年度における調定の状況や県の見込額等を勘案し、合計で8億2,930万円を計上いたしております。前年度比で6.5%の増となっております。

第10款 地方交付税は、前年度と同額の28億円を計上いたしております。

第12款 分担金及び負担金は、こども園料、給食費負担金などで、前年度比14.9%の減となる3億639万9,000円を計上いたしております。

第13款 使用料及び手数料は、市営住宅使用料、市営駐車場使用料、一般廃棄物処理手数料、窓口証明手数料などで、前年度比0.3%の増となる1億6,623万2,000円を計上いたしております。

第14款 国庫支出金は、19億5,895万円を計上しており、前年度比17.0%の増となっております。社会資本整備総合交付金及び防災・安全社会資本整備交付金の増などが主な要因であります。

第15款 県支出金は、12億8,797万5,000円を計上しており、前年度比11.4%の増となっております。観光まちなみ魅力アップ事業補助金、北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金、原子力防災における住民避難対策補助金、福井しあわせ元気国体市町競技施設整備費補助金などが主な要因として挙げられます。

第16款 財産収入は、前年度比52.2%の減となる6,676万6,000円を計上いたしております。減額の主な要因としては、ふるさと市町村圏基金出捐金返還金の減が挙げられます。

第18款 繰入金は、7億2,325万2,000円を計上しており、前年度比27.5%の増となっております。これは、財政調整基金繰入金を前年度に比べ2億2,000万円増の7億1,000万円としたことなどによるものです。

第20款 諸収入は、4億3,529万5,000円で、前年度比22.2%の増となっております。主な要因としては、地域スポーツ施設整備助成金の計上が挙げられます。各種貸付制度に係る預託金等の貸付金元金収入1億7,370万円、地域支援包括的支援・任意事業受託費等の受託事業収入8,647万1,000円、雑入1億5,865万9,000円などが主な内容であります。

第21款 市債は、前年度比61.4%の増となる17億4,290万円を計上いたしております。臨時財政対策債5億2,000万円、総務債2億4,070万円、農林水産業債4億6,940万円、土木債2億7,910万円などが主な内容であります。

なお、このうち合併特例債としては、3億9,940万円を予定しております。

次に、歳出であります。まず、性質別の状況を申し上げます。

人件費等の義務的経費は、61億7,711万5,000円で、前年度比0.7%の減、構成比は41.7%となっております。また、義務的経費以外のその他の経費は、86億4,288万5,000円で、前年度比21.4%の増、構成比は58.3%であります。

増減の主な内容を申し上げますと、人件費では、職員の新陳代謝、議員共済会負担率の変更などにより4,574万1,000円の減、扶助費では、認定こども園施設型給付金、生活保護費などで1,396万1,000円の減、物件費では、小中学校におけるコンピューター整備費、公共施設等総合管理計画策定業務委託料、ブランド構築・推進事業委託料などで1億5,702万6,000円の増、繰出金では、国民健康保険特別会計における保険基盤安定費、財政安定化支援費などで6,375万6,000円の増などとなっております。普通建設事業費では、庁舎耐震補強・改修事業、国営九頭竜川下流土地改良事業負担金、社会資本整備総合交付金事業、農業者トレーニングセンター改修事業などで12億5,378万7,000円の増となっております。

次に、目的別の概要を申し上げます。

第1款 議会費は1億7,484万円で、前年度と比較して1,988万4,000円、10.2%の減となっております。主な要因としては、議員共済会負担金の減が挙げられます。

第2款 総務費は17億4,458万4,000円で、前年度と比較して4億2,289万7,000円、32.0%の増となっております。庁舎耐震補強・改修事業、大型車庫改修事業などが要因であります。

総務費の主な内容といたしましては、第1項 総務管理費で、庁舎耐震補強・改修事業3億3,120万円、電算共同利用費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金2億652万1,000円、地域活性化推進費として6,579万5,000円、第2項 徴税費で、路線価区域標準宅地評価業務委託料1,712万8,000円、第3項 戸籍住民基本台帳費で、戸籍総合システムに係る保守点検委託料及びソフト使用料715万4,000円、コンビニ交付に係る事務委託料及び運営負担

金 3 2 8 万 5, 0 0 0 円、第 4 項 選挙費で、参議院議員選挙費 1, 2 5 0 万円、第 5 項 統計調査費で、経済センサス等の基幹統計費 1 7 6 万 3, 0 0 0 円、第 7 項 諸費で、防犯灯設置事業補助金 1, 0 0 0 万円、デマンド交通運行事業委託料及び共同予約配車センター運營業務委託料 2, 9 8 1 万 5, 0 0 0 円などをそれぞれ計上いたしております。

第 3 款 民生費は 4 5 億 3, 0 1 6 万 9, 0 0 0 円で、前年度と比較して 1 億 3, 4 4 1 万 2, 0 0 0 円、2.9%の減となっております。認定こども園施設整備補助金、保育対策等促進事業費補助金の減などが要因であります。

民生費の主な内容といたしましては、第 1 項 社会福祉費で、国民健康保険特別会計繰出金 2 億 1, 9 7 2 万 7, 0 0 0 円、障害者自立支援給付費 5 億 8, 1 7 3 万 6, 0 0 0 円、介護保険費等に係る坂井地区広域連合負担金 4 億 4, 4 6 0 万 6, 0 0 0 円、療養給付費等に係る後期高齢者医療広域連合負担金 3 億 4, 6 2 4 万 1, 0 0 0 円、臨時福祉給付金 3, 9 0 0 万円、第 2 項 児童福祉費で、児童手当支給費 4 億 8 4 8 万円、児童扶養手当支給費 9, 6 8 0 万円、こども園施設型給付金 7 億 8, 1 4 0 万円、第 3 項 生活保護費で、生活保護給付費 2 億 7, 0 0 0 万円などをそれぞれ計上いたしております。

第 4 款 衛生費は 7 億 5, 2 4 8 万 3, 0 0 0 円で、前年度と比較して 5, 3 6 4 万 9, 0 0 0 円、6.7%の減となっております。塵芥処理費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金の減などが要因であります。

衛生費の主な内容といたしましては、第 1 項 保健衛生費で、予防接種委託料 5, 0 9 0 万 6, 0 0 0 円、環境衛生費及び葬祭費に係る坂井地区広域連合負担金 5, 4 1 9 万 6, 0 0 0 円、高料金対策に係る水道事業会計補助金 1 億 4, 0 6 0 万円、第 2 項 清掃費で、一般廃棄物収集委託料 7, 5 0 7 万 6, 0 0 0 円、資源ゴミ収集委託料 3, 9 4 7 万 4, 0 0 0 円、清掃センター費等に係る福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金 2 億 9 3 7 万 4, 0 0 0 円などを計上いたしております。

第 5 款 労働費は 7, 4 4 5 万 2, 0 0 0 円で、前年度とほぼ同額となっております。主な内容といたしましては、市民生活安定資金預託金 5, 5 0 0 万円、シルバー人材センター運営補助金 8 7 5 万円などを計上いたしております。

第 6 款 農林水産業費は 1 2 億 6, 5 5 4 万 3, 0 0 0 円で、前年度と比較して 5 億 6, 7 0 9 万 2, 0 0 0 円、81.2%の増となっております。鳥獣害防止総合対策事業補助金、国営九頭竜川下流土地改良事業負担金などが要因であります。

農林水産業費の主な内容といたしましては、第 1 項 農業費で、鳥獣害防止総合対策事業補助金 2, 6 7 3 万 6, 0 0 0 円、農業集落排水事業会計負担金及び補助金 3, 7 4 4 万 1, 0 0 0 円、国営九頭竜川下流土地改良事業負担金 4 億 6, 2 6 1 万 1, 0 0 0 円、多面的機能支払交付金事業補助金 2 億 2, 3 1 3 万円、第 2 項 林業費で、県単林道事業 3, 8 3 0 万円、県営林道事業・剣ヶ岳線負担金 1, 9 5 0 万円などを計上いたしております。

第 7 款 商工費は 5 億 3, 9 2 5 万 5, 0 0 0 円で、前年度と比較して 1 億 5, 9 8

5万9,000円、42.1%の増となっております。温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業の増が主な要因であります。

商工費の主な内容といたしましては、商工会運営事業補助金1,600万円、中小企業振興資金預託金1億円、魅力発信事業委託料1,100万円、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業1億9,944万6,000円、観光事業補助金1,647万7,000円、セントピアあわら管理委託料3,060万円などを計上いたしております。

第8款 土木費は19億4,198万1,000円で、前年度と比較して2億4,909万9,000円、14.7%の増となっております。社会資本整備総合交付金における市道改良事業、橋梁改修事業、芦原温泉駅周辺整備事業のほか、新規事業である北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金などが要因として挙げられます。

土木費の主な内容といたしましては、第2項 道路橋りょう費で、千束・赤尾線改良事業1億95万9,000円、瓜生・石塚線改良事業1億円、石塚橋架替事業8,400万円、橋梁点検・改修事業5,467万7,000円、市道改良事業8,440万円、県営道路改良事業負担金2,926万1,000円、第4項 都市計画費で、芦原温泉駅周辺整備事業2億2,500万円、北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金8,212万2,000円、公共下水道事業会計負担金及び補助金4億7,279万1,000円、社会資本整備総合交付金における公共下水道事業会計補助金2億2,500万円、第5項 住宅費で、公営住宅長寿命化事業8,168万円などを計上いたしております。

第9款 消防費は5億2,839万6,000円で、前年度と比較して3,735万1,000円、6.6%の減となっております。嶺北消防組合負担金、福井県防災情報ネットワーク再整備事業負担金の減などが要因であります。

消防費の主な内容といたしましては、嶺北消防組合負担金5億187万1,000円のほか、福井県との合同防災訓練費200万円などを計上いたしております。

第10款 教育費は18億1,666万6,000円で、前年度と比較して2億7,965万8,000円、18.2%の増となっております。小中学校におけるコンピューター整備事業、農業者トレーニングセンター改修事業などが要因であります。

教育費の主な内容といたしましては、第2項 小学校費で、臨時講師賃金2,984万5,000円、小学校体育館トイレ改修工事費2,600万円、教育用コンピューター再整備に伴う備品購入費1億円、平成29年度に予定しております各小学校空調設備整備及び金津小学校・低学年棟改修に係る設計業務委託料として、それぞれ590万円及び550万円、第3項 中学校費で、臨時講師賃金2,114万9,000円、教育用コンピューター再整備に伴う備品購入費3,800万円、第4項 社会教育費で、放課後子どもプラン推進事業4,393万5,000円、金津創作の森管理委託料8,950万円、金津創作の森財団運営補助金1,310万円、第5項

保健体育費で、農業者トレーニングセンター改修事業2億7,953万1,000円、福井しあわせ元気国体あわら市実行委員会運営負担金843万1,000円、学

校給食原材料費 1 億 1,600 万円などを計上いたしております。

第 1 1 款 災害復旧費は 1 3 0 万円で、前年度と同額の計上であります。

第 1 2 款 公債費は 1 4 億 7 2 6 万 7,000 円で、前年度と比較して 1,755 万 5,000 円、1.3%の増となっております。内容といたしましては、市債の償還元金 1 2 億 7,148 万 7,000 円、償還利子 1 億 3,568 万 6,000 円及び一時借入金利子 9 万 4,000 円を計上いたしております。

第 1 3 款 諸支出金は 3,306 万 4,000 円で、前年度と比較して 2,857 万円の増となっております。内容といたしましては、国民体育大会運営基金への積立金 3,000 万円のほか、各基金に係る利子分等を積立金として計上いたしております。

第 1 4 款 予備費は 1,000 万円で、前年度と同額を計上いたしております。

以上が平成 2 8 年度一般会計予算の概要であります。

続きまして、特別会計等について申し上げます。

まず、議案第 1 2 号、平成 2 8 年度あわら市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ 3 4 億 8 7 0 万円で、前年度と比較して 3,350 万円、1.0%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、国民健康保険税 6 億 9 3 9 万円、国庫支出金 6 億 1 9 8 万 5,000 円、前期高齢者交付金 9 億 3,000 万円、共同事業交付金 7 億 2,849 万 7,000 円、一般会計繰入金 2 億 1,972 万 7,000 円などを計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の内訳は、低所得者等の保険料軽減分として 1 億 3,728 万 9,000 円、職員給与費等及び事務費分として 4,083 万 8,000 円、出産育児一時金分として 560 万円、財政健全化・保険税負担の平準化分として 3,600 万円となっております。

また、歳出におきましては、保険給付費 2 0 億 7,443 万 4,000 円、後期高齢者支援金等 3 億 8,048 万 9,000 円、介護納付金 1 億 5,100 万円、共同事業拠出金 7 億 2,849 万 9,000 円などを計上いたしております。

議案第 1 3 号、平成 2 8 年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 9,740 万円で、前年度と比較して 90 万円、0.3%の増となっております。

主な内容であります。歳入におきましては、後期高齢者医療保険料 2 億 2,359 万円、一般会計繰入金 7,345 万 7,000 円などを計上いたしております。

なお、一般会計繰入金の内訳は、低所得者等の保険料軽減分 7,058 万 5,000 円、事務費分 2 8 7 万 2,000 円となっております。

また、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億 9,418 万 5,000 円などを計上いたしております。

議案第14号、平成28年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ500万円で、前年度と同額となっております。

主な内容であります。歳入においては、共済掛金150万円、基金繰入金326万1,000円などを計上いたしております。

また、歳出では、総務管理費91万5,000円、共済給付金150万円などを計上いたしております。

議案第15号、平成28年度あわら市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.3%の減となる8億3,364万円を計上いたしております。

また、支出につきましても、2.1%の減となる7億7,426万3,000円を計上いたしております。

県水受水費4億1,463万2,000円、固定資産減価償却費1億9,860万1,000円、水道料金システム改修業務委託料680万円、企業債利息3,440万2,000円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して8.1%の減となる7,179万5,000円を計上いたしております。

支出におきましても、1.8%の減となる2億7,295万4,000円を計上いたしております。

老朽管の布設がえなどの配水設備改良費6,250万円、基本計画策定業務委託料1,270万円、企業債元金償還金1億8,385万円が主な内容であります。

なお、収益的収入の営業外収益で、高料金対策に係る一般会計補助金1億4,060万円を計上いたしております。

議案第16号、平成28年度あわら市工業用水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.4%の減となる1,116万円を計上いたしております。

支出におきましては、12.8%の増となる1,274万5,000円を計上いたしております。

なお、本会計は、平成28年度においても建設改良等の予定がないため、収益的収支のみの計上となっております。

議案第17号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して3.4%の減となる11億7,643万3,000円を計上いたしております。

支出におきましても、4.1%の減となる11億5,424万6,000円を計上いたしております。

九頭竜川流域下水道維持管理負担金2億2,360万円、固定資産減価償却費6億

651万3,000円、企業債利息2億921万9,000円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.9%の増となる9億2,840万7,000円を計上いたしております。

支出につきましても、2.9%の増となる13億5,814万9,000円を計上いたしております。

管渠建設費として社会資本整備総合交付金事業分4億5,000万円、単独事業分3,400万円のほか、九頭竜川流域下水道事業建設負担金4,492万5,000円、企業債元金償還金8億818万円が主な内容であります。

なお、収益的収入の営業外収益で、高資本対策に係る一般会計補助金7,400万円を計上いたしております。

議案第18号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して4.2%の減となる7,355万1,000円を計上いたしております。

支出におきましても、4.4%の減となる7,422万1,000円を計上いたしております。

処理施設管理委託料1,179万6,000円、固定資産減価償却費4,088万8,000円、企業債利息785万円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して8.0%の増となる1,620万円を計上いたしております。

支出におきましても、3.5%の増となる3,102万4,000円を計上いたしております。

全額、企業債元金償還金であります。

なお、高資本対策に係る一般会計補助金として収益的収入の営業外収益で2,030万円、資本的収入の補助金で350万円をそれぞれ計上いたしております。

議案第19号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して2.6%の増となる1億7,157万5,000円を計上いたしております。

支出におきましても、4.1%の増となる1億7,071万5,000円を計上いたしております。

県水受水費7,302万6,000円、固定資産減価償却費3,827万7,000円が主な内容であります。

次に、資本的収入及び支出の収入につきましては、前年度と比較して1.7%の減となる117万5,000円を計上いたしております。

支出におきましては、8.5%の増となる5,291万5,000円を計上いたしております。

削井などの取水設備改良費2,520万円、老朽管の布設がえなどの配水設備改良

費 1,042万2,000円が主な内容であります。

以上、あわら市各会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る平成28年度当初予算の概要を申し上げます。

十分なるご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第11号から議案第19号までの9議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第20号から議案第32号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第22、議案第20号、あわら市行政不服審査会条例の制定について、日程第23、議案第21号、あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について、日程第24、議案第22号、あわら市消費者センター条例の制定について、日程第25、議案第23号、あわら市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、日程第26、議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第27、議案第25号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第28、議案第26号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第29、議案第27号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第30、議案第28号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第31、議案第29号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、日程第32、議案第30号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、日程第33、議案第31号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、日程第34、議案第32号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案13件を一括議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第20号、あわら市行政不服審査会条例の制定についてから議案第32号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定についてまでの13議案について提案理由を申し上げます。

議案第20号、あわら市行政不服審査会条例の制定について、につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、市民からの審査請求に対する裁決の諮問機関として、行政不服審査会を設置する必要があることから、あわら市行政不服審査会の組織及び運営等について規定するため、新たに条例を定めるものであります。

議案第21号、あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について、につきましては、現在は、あわら市情報公開条例において、あわら市情報公開・個人情報保護審査会の設置についての規定を整備しておりますが、個人情報に関する諮問機関でもあることから、審査会の設置及び運営等に係る規定を明確にし、あわせて行政不服審査会同様の委員に対する罰則規定を設けるため、新たに条例を定めるものであります。

議案第22号、あわら市消費者センター条例の制定について、につきましては、消費者安全法の改正に伴い、地方自治体に消費生活センターを設置する際には、条例の整備が義務付けられたことから、あわら市消費者センターに係る規定を整備するため、新たに条例を定めるものであります。

議案第23号、あわら市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員の選挙制が廃止され任命制となること及び農地利用最適化推進委員が新設されることから、それぞれの委員の定数等を規定するため、新たに条例を定めるものであります。

議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、につきましては、行政不服審査法の改正に伴う関係条例の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、審査請求と異議申し立てに分かれていた不服申立ての手續が審査請求制度に統一されることに伴う関係条例中の字句の改正及び行政不服審査等に係る関係書類の交付手数料を追加することなどでありま。

議案第25号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第26号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、につきましては、昨年8月の人事院勧告に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、昨年12月に支給された期末手当を0.05カ月分引き上げること及び来年度以降については、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.025カ月分引き上げるものであります。

なお、本年度分の改正は27年12月1日適用とし、来年度以降の支給分に係る改正については、本年4月1日施行となっております。

議案第27号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、につきましても、昨年8月の人事院勧告に準じ、一般職の職員等の給料、期末・勤勉手当について、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、昨年4月時点における民間給与との較差の大きい若年層を中心に、平均改定率0.4%となる給料表の引き上げのほか、勤勉手当の年間0.1カ月分の引き上げ改定等を行うものであります。

なお、給料表に係る改正は27年4月1日適用とし、本年度分の勤勉手当等の改正は27年12月1日適用としております。また、来年度以降支給分の勤勉手当等に係る改正については、本年4月1日施行となっております。

議案第28号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、につきましては、地方公務員法等の改正に伴い、人事行政の運営状況等について公表すべき事項を追加するなどの所要の改正を行うものであります。

議案第29号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、につきましては、産業団地整備事業特別会計において整備を実施し、造成地を分譲しておりました古屋石塚テクノパークについて、全ての分譲地を売却することになったため、この特別会計を廃止する改正を行うものであります。

議案第30号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、につきましては、あわら市湯のまち駅パークアンドライド駐車場の整備が完了したこと等に伴う所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、湯のまち駅パークアンドライド駐車場を市営駐車場に追加するほか、「細呂木駅前駐車場」を「細呂木駅パークアンドライド駐車場」に名称を変更すること及び芦原温泉駅西口駐車場の月極め制の利用を廃止することです。

議案第31号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、につきましては、「芦原児童公園」の名称を公募した中から選ばれた「ゆうゆうパークあわら」に変更すること及び新町金山公園を新たに都市公園以外の公園に追加する改正を行うものであります。

議案第32号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について、につきましては、障害児に対する教育支援を拡充するため、所要の改正を行うものであります。

主な内容といたしましては、障害児に対する就学時の支援から就学時及び就学後における一貫した教育支援とすることなどです。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第20号から議案第32号までの13議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の

常任委員会に付託します。

議案第33号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第35、議案第33号、教育に関する事務の委託に関する規約の変更についてを議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第33号、教育に関する事務の委託に関する規約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成28年4月1日から吉崎小学校を休校とすることに伴い、本市の浜坂及び吉崎地域の中学校生徒に加え同地域内の小学生児童についても、石川県加賀市の学校に通学することができるようにするため、地方自治法第252条の14第2項の規定に基づき「福井県あわら市の教育に関する事務委託に関する規約」の一部を改定するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第33号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

議案第34号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第36、議案第34号、福井県市町総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第34号、福井県市町総合事務組合格約の変更についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、福井県市町総合事務組合の構成団体の一つである「武生・三国モーターボート競走施行組合」が、平成28年4月1日から「越前三国競艇企業団」に移行することに伴い、同事務組合の規約について所要の改正をするため、地方自治法第286条第1項の規定により、構成自治体である本市と協議するものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第34号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

議案第35号及び議案第36号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第37、議案第35号、市道路線の認定について、日程第38、議案第36号、市道路線の廃止について、以上の議案2件を一括議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第35号、市道路線の認定について及び議案第36号、市道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

議案第35号、市道路線の認定について、につきましては、日の出団地区域内の道路27mを市道1510号線として認定するものであります。

この道路につきましては、団地造成の際に整備された道路であり、また市道認定の各要件を満たしていることから、市において管理すべき市道と認め市道認定を行うものであります。

続いて、議案第36号、市道路線の廃止について、につきましては、先の12月議会定例会におきまして、市営住宅新団地の廃止に係る条例の制定について議決をいただいておりますが、その市営住宅敷地内の市道12号線について道路として維持する必要がなくなることから、認定を廃止するものであります。

なお、新団地跡地につきましては、今後は新町金山公園として使用する計画であります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第35号及び議案第36号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

議案第37号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第39、議案第37号、第2次あわら市総合振興計画基本構想の策定についてを議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第37号、第2次あわら市総合振興計画基本構想の策定についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、平成18年に策定した「あわら市総合振興計画」の計画期間が平成27年度をもって終了することから、今後の本市の長期的な展望に基づいたまちづくりの将来目標等を示すため、「第2次あわら市総合振興計画基本構想」を策定するものであります。

なお、本基本構想においては、「暮らしやすく幸せを実感できるまち」をまちづくりの基本理念として掲げており、計画期間は10年間としております。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第37号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

議案第38号及び議案第39号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第40、議案第38号、財産の処分について、日程第41、議案第39号、財産の処分について、以上の議案2件を一括議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第38号及び議案第39号、財産の処分についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、本年1月27日に工場立地に関する協定を締結いたしました企業2社に対し、古屋石塚テクノパークの分譲地をそれぞれ売却するものであります。

議案第38号につきましては、大阪市のイヌイ株式会社に、1万283.81㎡の区画を、1億2,854万7,625円で売却しようとするものであります。

また、議案第39号につきましては、福井市の東工サッシュ株式会社、6,548.66㎡の区画を、8,185万8,250円で売却しようとするものであります。それぞれの企業と売買に係る仮契約の締結をいたしております。このため、あわら

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第38号及び議案第39号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 議案第38号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第38号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第39号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、財産の処分については、原案のとおり可決されました。

議案第40号及び議案第41号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第42、議案第40号、あわら市教育委員会委員の任命について、日程第43、議案第41号、あわら市教育委員会委員の任命について、以

上の議案2件を一括議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第40号及び議案第41号、あわ
ら市教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

議案第40号につきましては、現教育委員会委員の龍嶋 崇氏が、本年5月11
日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員として任命することについて、議会
の同意を求めるものであります。

議案第41号につきましては、現教育委員会委員の安田典子氏が、本年5月11
日で任期満了となるため、その後任として、市姫二丁目28番14号の宮川千乃氏
を委員として任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

両氏は、人格、識見ともに教育委員会委員として適任であると思われま
すので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第40号及び議案第41号に
つきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ち
に採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 議案第40号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第40号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第40号、あわら市教育委員会委員の任命については、原案の
とおり同意することに決定いたしました。

議長（坪田正武君） 議案第41号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第41号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、あわら市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議案第42号から議案第44号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長(坪田正武君) 日程第44、議案第42号、あわら市公平委員会委員の選任について、日程第45、議案第43号、あわら市公平委員会委員の選任について、日程第46、議案第44号、あわら市公平委員会委員の選任について、以上の議案3件を一括議題といたします。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第42号から議案第44号、あわら市公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

議案第42号から議案第44号につきましては、本年5月10日で任期満了となります公平委員会委員について、青ノ木第14号66番地の長谷川忠典氏、中浜第32号6番地の林清一郎氏、北潟第30号42番地2の関陽子氏の3氏を、それぞれ引き続き委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

3氏は、人格、識見ともに公平委員会委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(坪田正武君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 質疑なしと認めます。

議長(坪田正武君) ただいま議題となっております議案第42号から議案第44号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 異議なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、討論、採決に入ります。

議長(坪田正武君) 議案第42号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第42号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第42号、あわら市公平委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

議長(坪田正武君) 議案第43号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第43号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第43号、あわら市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

議長(坪田正武君) 議案第44号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第44号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第44号、あわら市公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

議案第45号から議案第47号の

一括上程・提案理由説明・総括質疑・討論・採決

議長(坪田正武君) 日程第47、議案第45号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第48、議案第46号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第49、議案第47号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上の議案3件を一括議題とします。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第45号から議案第47号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

議案第45号につきましては、現固定資産評価審査委員会委員の山口博行氏が、

本年5月10日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第46号につきましても、現固定資産評価審査委員会委員の五十嵐正枝氏が、本年5月10日で任期満了となるため、同氏を引き続き委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

議案第47号につきましては、現固定資産評価審査委員会委員の黒田 哲氏が、本年5月10日で任期満了となるため、その後任として、河原井手第7号10番地の高橋瑞峰氏を委員として選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

3氏は、人格、識見ともに固定資産評価審査委員会委員として適任であると思われるので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています議案第45号から議案第47号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 議案第45号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第45号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定しました。

議長（坪田正武君） 議案第46号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第46号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定しました。

議長（坪田正武君） 議案第47号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第47号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、あわら市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに決定しました。

議案第48号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第50、議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提出理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

本案は、現人権擁護委員の川瀬範雄氏が、本年3月31日で任期満了となるため、引き続き同氏を委員候補者として推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

川瀬氏は、人格、識見ともに人権擁護委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第48号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第48号を採決します。

本案は、「適任」という意見をつけて答申することに賛成の方は、起立願います。
（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第48号、人権擁護委員の候補者の推薦については、「適任」という意見をつけて答申することに決定しました。

散会の宣言

議長（坪田正武君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、3月2日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。ご苦労さまでした。

（午前11時53分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成28年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第 8 1 回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成 2 8 年 3 月 2 日 (水)

午前 9 時 3 0 分開議

1 .開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員（18名）

1番	仁佐一三	2番	山本篤
3番	平野時夫	4番	毛利純雄
5番	吉田太一	6番	森之嗣
7番	杉本隆洋	8番	山田重喜
9番	三上薫	10番	八木秀雄
11番	笹原幸信	12番	山川知一郎
13番	北島登	14番	向山信博
15番	坪田正武	16番	卯目ひろみ
17番	山川豊	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	教育長	大代紀夫
総務部長	嶋屋昭則	財政部長	佐藤雅美
市民福祉部長	城戸橋政雄	経済産業部長	川西範康
土木部長	堀江与史朗	教育部長	道官吉一
会計管理者	久嶋一廣	市民福祉部理事	塚田倫一
土木部理事	長谷川義則	芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文

事務局職員出席者

事務局長	長谷川まゆみ	補	佐宮川利秀
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（坪田正武君） これより、本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時27分）

会議録署名議員の指名

議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、平野時夫君、4番、毛利純雄君の両名を指名します。

一般質問

議長（坪田正武君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（坪田正武君） 一般質問は通告順に従い、5番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

5番（吉田太一君） 皆さん、おはようございます。通告順に従い、5番、吉田、質問をさせていただきます。

今回も9月、12月定例議会に引き続き、あわら市の財政について、そして観光事業について、学校施設についての三つの質問をさせていただきます。市長ほか、答弁者各位におかれましては、将来のあわら市を見据えたご回答を切にお願い申し上げます。

それでは、早速本題に入ります。

12月議会でも言いましたが、健全財政を確保していくためには、市債残高を抑制していくことが急務であると考えます。本来は、建設事業債も抑制していくべきだと思いますが、合併特例債を活用した「本市が直面している喫緊の課題への対応に伴う結果だ」との12月の一般質問での財政部長の答弁があり、本当に喫緊の課題なのかという疑問は多少残りますが、それではせめて臨時財政対策債の借入を抑制していくべきではないかとの1点に絞り、12月議会一般質問をさせていただきました。特に納得できる答弁をいただいたとも思っておりませんが、今後の予算編成に少しでも質問の効果があるかもしれないとのかすかな期待を胸に終了いたしました。

しかしながら、そのかすかな期待が3月議会の議案書を手にしたとき、失望に変わりました。12月議会での答弁において、財政部長が「基本的には地方債残高の

低減に努めていくことは当然のことである」と答弁しておられますが、本議会の議案第2号、一般会計補正予算（第4号）には、その答弁内容が少しも反映されていないことに、特に失望いたしました。議案第2号において、臨時財政対策債を7,600万5,000円追加補正しております。端数が計上されていることから、限度額いっぱい起債する意図が酌み取れます。ほかに財源がなく、必要に迫られてというのなら理解できないこともないですが、財政調整基金の繰入金は満額減額し、なおかつ財政調整基金に3億4,000万円積み立てる補正となっております。まさに12月議会で私が指摘した高金利で起債を借り入れし、低金利で財政調整基金に積み立てる愚の骨頂と言わざるを得ません。12月議会で、財政部長は「安易な借り入れによる財政運営ではない」と力説されていましたが、まず、なぜこのような予算編成になったのか、ご答弁をいただきたい。

また、12月議会で市長が「当分、この臨時財政制度というのは継続すると見ている」趣旨の発言をされていますが、国の財政見通し上、臨時財政対策債の財源がどのように措置されているかご存じでしょうか。今回、資料を見ていただきながら、私の質問を聞いていただこうと思いましたが、私が資料申請に間に合わず、今回はできませんでしたが、後で総務省のホームページを見ていただければ、私の言っていることがわかると思います。臨時財政対策債の元利償還分は、臨時財政対策債の借り入れで手当てされていることがわかると思います。我々の商売でいえば、自転車操業みたいですね。一つの借金をなすために、もう1店舗を増やし、余分に借り入れをしていく。どんどん店舗を増やしながらか、借金をさらに増やしていく。そうすれば、いずれ破綻してしまうことはわかると思います。このような手法がいつまでも続くとは、私には思えませんが、いかがでしょうか。

総務省の平成28年1月25日の資料ですが、部長、これです。これは財政部にも来ていると思いますが、平成28年度の地方財政の見通し、予算編成上の留意事項という書類の中の地方財政対策、通常収支分の（2）財政不足とその補填措置の中に、「平成28年度における臨時財政対策債の発行額は、折半対象財源不足額のうち地方負担分（2,747億円）に、地方の負担である過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次の発行額の合算額（3兆5,133億円）を加えた3兆7,880億円とすることとしていること。」つまり、臨時財政対策債の元利償還分は、臨時財政対策債の借り入れで手当てされていることですが、市長はこの臨時財政対策債のあり方について、どう考えられますか。これがいつまで続くと思っていられるのか、お聞かせください。

また、少しでも危機感を感じておられるのであれば、満額借り入れをしないで抑制していくことをお考えになりませんか、お聞かせください。

1回目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長（佐藤雅美君） おはようございます。吉田議員のご質問にお答えいたしま

す。

さきの議会においても説明しておりますが、地方債には住民負担の世代間における公平性の確保という役割があり、一方、財政調整基金には災害などを含む不測の資金需要に備えるほか、「財源に余裕があるときは積み立て、財源が不足するときはこれを取り崩す」という、年度間の財源の不均衡を調整する役割があります。

議員からは、ただいま「財政部長が12月議会において、「基本的には地方債残高の低減に努めていくことは当然のこと」と答弁をしているのにもかかわらず、今回、高利で起債をし、低利で財政調整基金に積み立てるのは愚の骨頂と言わざるを得ない」との厳しいご指摘を受けましたが、私はそのようなことはないと考えております。

まず、12月議会での私の答弁をご確認願いたいのですが、「地方債残高の低減に努めていくことは当然である」とした上で、臨時財政対策債につきましては、今後、北陸新幹線の延伸に伴う各種整備事業など大型の投資的経費が予定されていることや、合併による地方交付税の優遇措置がなくなっていくことなどから、「必要一般財源の確保という観点から、少なくとも、ここ数年間は発行可能額での借り入れが必要ではないか」と申し上げております。

また、金利につきましても、12月議会で申し上げましたように、財政調整基金の運用利率は、現在、年利で0.25%前後であり、一方、臨時財政対策債の平成26年度分の借り入れ利率は年利0.4%台となっております。単年での運用を基本とする財政調整基金の利率と償還期間が15年から20年となることが多い地方債の借り入れ利率を単純に比較することは、多少、無理があると思いますが、それでも、その差は0.15%前後であります。

なお、平成27年度分の借り入れ事務はまだ行っておりませんが、高金利時代ならともかく、日本銀行がマイナス金利政策を導入している現在、今後は、預け入れ利率と比べると、借り入れ利率の引き下げの方が大きいことが予想されますので、その差は、さらに小さくなるだろうと思われま。

「財政調整基金の積み立てなどは行わずに、地方債の借り入れを抑える」という吉田議員のお考えもですね、一つの考え方としては理解できますけども、先ほど申し上げたような本市の今後の状況、あるいは現在の金利情勢等を考えると、さきの議会で申し上げたように、少なくとも、ここ数年は発行可能額での借り入れを行い、必要な一般財源をできるだけ確保して、将来の財政需要に備えていくことが必要ではないかと考えております。

なお、3月補正における財政調整基金の繰戻し、積み増しにつきましても、これらの中長期的な視点に立った考えに基づくもので、単に「剰余金が出たから財政調整基金へ」というような安易な考えからきているものではないことも申し上げておきます。

次に、後半で言われていた「地方財政計画上の臨時財政対策債」について申し上げます。

地方財政計画は、地方公共団体の歳入歳出の総見込み額をまとめたもので、毎年、内閣により国会に提出されることになっており、この計画をもとにして地方交付税等の地方財源が算定されることとなります。

平成28年度の地方財政計画では、当該計画上、財源不足となる5兆6,063億円分について、所要の補填措置がなされ、臨時財政対策債もその一つとして3兆7,880億円分が上げられています。このうち3兆5,133億円分については、議員ご指摘のように「過去に発行された臨時財政対策債の元利償還金に起因する財源不足額分等」となっていることから、「臨時財政対策債の元利償還分は臨時財政対策債で手当てをしている」というご発言になっているのだと思います。そして、このような国の手法についても、「いつまでも続くとは考えられない」とのことですが、形としては現在の状況は確かに、いわゆる「自転車操業」であり、不健全な状態であると言えると思います。

ただ、この臨時的な財政措置の要因となっている地方交付税の財源不足は、平成22年度には18兆円を超える巨額でありましたが、28年度には5兆6,063億円にまで減ってきており、対前年度でも2兆2,142億円、28.3%の減と、かなりの減となっています。

また、臨時財政対策債そのものも対前年度で7,370億円、16.3%の減となるなど、税収の伸長等を受けまして、少しずつではありますが、改善の方向にあるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、地方交付税は地方固有の一般財源であり、臨時財政対策債のような変則的な措置は一刻も早く解消し、本来の形で地方交付税が交付されるよう、引き続き国に対して要望をして参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 部長、答弁、ありがとうございました。でも、どうも何ともすっきりしない答弁内容ですが、簡単に言うと、臨時財政対策債の発行抑制という私の考えは理解できるが、必要な一般財源を確保し、将来の財政需要に備えていくため、ここ数年は発行可能な額で借り入れを行うという結論だと思われそうですが、財政部長、それでよろしいですか。

本来の質問の趣旨は、将来世代の負担を極力少なくするため、せめて臨時財政対策債の借り入れを抑制すべきという簡単なことなんですけど、どうも理事者側のご理解が得られないようなので、再度質問の内容に沿って私なりに反論をさせていただきます。

先ほど財政部長は、「地方債には住民負担の世代間における公平性の確保という役割がある」と強調されますが、世代間における「公平性の確保」で説明がつくのは、例えば30年、40年使う小中学校を建設するためとか、あくまでも将来世代も使用し、施設の恩恵を受ける事業などの場合であると私は思います。しかしながら、臨時財政対策債は、単なる赤字地方債であるため、恩恵を受けるのは現在世代のみ

であり、将来世代にとっては負担以外の何物でもないと考えます。であるならば、将来世代の負担を少しでも緩和することが現世代の我々のすべきことだと思いますが、違うでしょうか。臨時財政対策債、これは赤字地方債と私は解釈していますが、財務部長、違いますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 財務部長、佐藤雅美君。

財務部長(佐藤雅美君) おっしゃるように、私が答弁の中で申し上げた「公平性の確保」というのは、一般的な地方債のことで、臨時財政対策債のことではありません。建設事業債のことであります。議員がご質問の冒頭で、「建設事業債も抑制していくべきだと思うが」と言われたことに対する答弁であります。

それから、臨時財政対策債は赤字地方債と解釈しているとのことですが、直接、建設事業に充てるものではないという意味では、そのようなことが言えるかもしれませんが、実際に元利償還金は地方交付税として補填されるものでございまして、単なる赤字補填のための借金でありますとか国の赤字国債、これとは性格を異にするものだと考えております。ですから、言いかえれば、臨時財政対策債は形式的には地方債なんですけれども、地方交付税の国による分割払いというふうに考えていただければいいのではないかと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 臨時財政対策債は赤字地方債であるという認識は、大学の地方財政の講義や経済研究所、一部の報道機関では既に使われています。ちなみにインターネットで「赤字地方債」で検索すると、「臨時財政対策債」がヒットします。

次に、私が「高金利で起債を借り入れし、低金利で財政調整基金に積み立てる愚の骨頂と言わざるを得ません」と厳しい意見を述べた後、部長の答弁で、「私はそのようなことはないと考えている」と答弁されました。また、大型事業が控えていることなどから、「少なくとも、ここ数年間は発行可能額での借り入れが必要ではないか」と答弁されていますが、12月時点ではそれでも理解できますが、今の3月補正では、単純に7,600万5,000円の補正で財政調整基金に3億4,000万積み立てる補正を行っている。当初予算であれば、大型事業が控えているから予算編成上、ある程度理解はできます。予算が組めないかもしれないから。でも、ある程度ですよ。

しかし、3月補正で7,600万5,000円追加補正し、財政調整基金に3億4,000万積み立てる補正を行っています。3月補正での臨時財政対策債の借り入れの必要性が私にはわからない。これを今借りないと予算が組めないわけではないと思います。この7,600万5,000円借り入れをしなければ、財調の積み立てを減らすだけではないですか。この臨時財政対策債の7,600万5,000円はどこへ行くのでしょうか。何か事業をするための借り入れではないと思いますが、何に使うために借り入れを起こしたのか答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長(佐藤雅美君) 今の二つ目のご質問にお答えする前に、インターネットで調べると「臨時財政対策債は赤字国債だ」というご意見ですけれども、先ほども申し上げましたように、形式的には赤字国債なんですね。ただ、実際の中身は交付税で補填されますから、地方債という形はとっておりますけれども、地方交付税の分割払い。今、インターネットで検索をすればというお話がありましたけれども、同じようにですね、インターネットで検索をしますと、ほかの自治体で臨時財政対策債を目いっぱい借りていない自治体もあるわけですけれども、それに対してですね、議会の一般質問の方で、「なぜ有効活用できる一般財源を満額借りないんだ」というような質問をされているところもあるんです。ですから、視点を変えれば赤字国債ですし、こちらの視点から見れば地方交付税の分割払いという面があるということでもご理解を願いたいと思います。

それから、二つ目の今言われたご質問ですけれども、これも先ほどから申し上げておりますように、財政当局としては、単年度のことだけを考えて財政運営をしているのではありません。財政調整基金の積立金を減らせばいいということにつきましても、今現在はですね、それでもいいかもしれませんが、後年、一般財源が不足する事態になったとしても、そのときには簡単には地方債は起こせないんですね、何にでも充てられませんから。そうすると、そのときは基金に頼るしかないということです。

この基金というのはですね、個人の預金でもそうなんですけれども、ためるときは結構苦労してためるんですけれども、使うのはあっという間なんですね。以前の議会の全員協議会の中でも、私は申し上げましたけれども、県内の自治体でも平成10年度末で47億円あった財政調整基金が、6年後の平成16年度末には、わずか3億円余りにまでなってしまった例もあるわけです。

繰り返しになりますけれども、市といたしましては、こういうことも踏まえた上で本市の今後の財政需要や収入見込み、それから現在の金利情勢などを総合的に勘案した上で、今回のような措置をとったということであります。

そして、この臨時財政対策債は何に使うんだというご質問ですが、これは地方交付税のかわりとなるものでございますから、いわゆる一般財源でございます。特定財源でございませんので、これに充てる、あれに充てるというようなことは申し上げられません。いろんな事業の一般財源、もちろん建設事業にも充てておりますし、人件費にも充てておりますし、いろんな修繕にも充てているというようなことで、税と同じような考え方でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 今の部長の答弁の中で、臨時財政対策債、有利なのをなぜ使わないかという自治体もあると言われましたが、反論させていただきますと、広島

ある議員が私と全く同じ考えで、議会で述べております。全国にも、私と同じ考えの方が一般質問でやっている方もいらっしゃると思います。それぞれ考え方はあると思います。

先ほどインターネットで検索すると、すぐ出てくるんですよ。トップ欄にだっと出てきます。

臨時財政対策債の借り入れを抑制すれば、後年度の元利償還に一般財源を充当する必要がなくなります。逆に言うと、一般財源に余裕が出てくることは明白ですよ、償還がなくなるんですから。財政調整基金は積み上げてもいいが、これは将来世代のための将来世代に負担をかけないための財源だが、借金をしてでも積み上げるものではない。一般家庭に例えれば、部長、借金をして定期預金を積み立てますか。そういうものなので、私が言いたいのは、臨時財政対策債の満額借り入れをやめて、極力借り入れをしない。借り入れをしなくても、先ほども言いましたが、後年度に地方交付税に利息分も含めて全額算入されてくるのだから、借り入れは抑制していくべきだと言っているんです。

じゃ、次に地方財政計画に関する答弁内容ですが、先ほど財政部長は、平成28年度の臨時財政対策債の発行額が対前年度比16.3%の減となっていることをもって、改善の方向にあると答弁されましたが、本当にそうお考えですか。地方財政計画の中身を理解した結果の答弁とは、残念ですが、私にはとても考えられません。なるほど、平成28年度の臨時財政対策債の発行額は4兆5,250億円から3兆7,880億円となり、対前年度比16.3%の減となっております。ただし、臨時財政対策債の発行額は、折半ルール分と元利償還金分等の合算額で決定されております。部長はこのことをご理解されているのでしょうか。

今回、臨時財政対策債発行額が減となったのは、このうちの折半ルール分が地方税、地方贈与税等が大きく伸びると見込まれるため、1兆1,782億円の大幅な減となったためであり、元利償還金分等については、逆に4,412億円、14.4%の増となっております。これは総務省のホームページを見ればわかると思います。

改善されているのではなく、むしろ悪化している内容であることを、理事者及び聞いていてくれる傍聴の皆さん、そして議員の皆さんはご理解をいただきたい。

なお、私の調べたところによりますと、これまで元利償還金分等が国の財源において措置されているような様子はなく、年々増加傾向にあり、今後国がどのように対処していくのかは、甚だ疑問であることをつけ加えておきます。

私の答弁を聞いても、それでも部長、改善されているとお思いでしょうか。国が今までの臨時財政対策債を国が穴埋めしてくれていますか。借りかえをさせているだけのように思えますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長(佐藤雅美君) 今の三つ目のご質問に入る前にですね、先ほどと同じように、二つ目のご質問の私に対する答弁で、最後におっしゃられたことについて、ち

よっと申し上げます。

吉田議員は、なぜそこまで臨財債の借り入れにこだわるのかが、わからないんですけども、確かに3月補正では、先ほどから言われているような措置をとっております。臨財債を満額借りて、さらに財調も積み立てしていると。とっているんですけども、平成28年度の当初予算をごらんいただくとですね、おわかりだと思いますが、平成27年度までは地方債をずっと充てていた事業、例えばですね、市道の単独の改良補修工事、あるいは県道の改良事業の負担金、これらはですね、従来は地方債を充てていたわけでございますけども、平成28年度からは12月議会でも申し上げたような、「地方債残高の低減に努める」というようなこともありまして、今年是一般財源で充当しております。

それからですね、さらに言わせていただければ、もし議員が言われるように、一般財源に余裕があると、将来大きな事業も控えていないので財調に積む必要もないというようなことであっても、私としては、臨時財政対策債は目いっぱい借りて、そこで出た一般財源を、現在償還をしております地方債、これまでに借りた地方債ですね、これがですね、私はちょうど財政課長時代に、昔、金利が高かった時代に借りたやつの5%以上ぐらいのやつは、繰り上げ償還をしておりますが、まだそれでも4%とか3%というのが残っているんですね。これも償還をしております。そちらの方の繰り上げ償還の財源に充てると。この方が、今はこういう低金利の時代ですから、借りられるものは借りて、そういうものに充てた方が、むしろ後年度の負担を減らすということになるのではないかと思うんですが、その辺は、まあ、どうでしょうかね。私としては、その方が有効活用できるんじゃないかなというふうに思っております。

三つ目の再質問ですけども、国全体ですね、税収の見込み、あるいは今後の臨時財政対策債をどうするということにつきましては、小さなまちの一財政部長としては、何ともお答えのしようがないんですけども、ここにありますですね、「地方財務」という雑誌がありますけども、これの2016年2月号ですね。一番新しいやつですけども、この中に関西学院大学の小西砂千夫教授、この方は地方財政の権威でございます、ご存じの方もおられるだろうと思いますし、あわら市の10周年記念式典のときにも、あわら市へ来ていただいて財政についての講演をいただいた方でございます。この方がこの中で書いているんですけども、地方交付税とか、こういう財源についてですね。平成29年度には折半対象財源不足額、今、吉田議員が言われた言葉ですけども、「折半対象財源不足額がなくなると想定できる」と。「臨時財政対策債は過去の発行額に係る元利償還分があることから、すぐには解消されないにしても、解消に近づいていることは間違いない」というふうにおっしゃっております。

私自身も、もちろんですね、ここ一、二年の税収などの状況からですね、今のここ一、二年の状況を捉えて、単純に楽観視しているわけではございません。今後の国の財政状況等は見守っていかなくてはなりませんけども、傾向としてはそういう

傾向にあるということでもあります。

それから、折半対象分がですね、少なくなっても、これまでに借りた臨時財政対策債の分の償還が増えているので、苦しくなっていくんじゃないかというようなお話でしたけども、これもよく考えていただきたいんですけども、これまでに借りた分というのは、いわゆる折半対象分、折半対象分というのは、地方財政の財源不足があった場合に、国と地方が半分ずつ持ちましょうということで、総務大臣と財務大臣が話し合って決めたことなんですけども、その折半対象分がだんだん減ってきているんですね、税収の伸び等もあって。昔はこれが大きくてですね、この分で臨時財政対策債を借りていたわけです。今これがだんだん減っていくわけですから、それに対する借り入れは減っていくと。過去に借りた分の臨時財政対策債の償還分について臨時財政対策債を充てているんですけども、これもですね、ですから新たな財源不足に対する借り入れは少なくなっていくわけですから、過去に残っている分の償還が進んでいけば、今は多いですけども、将来的には減っていくということになるんだと思うんですね。

そのようなことで、ご理解をしていただければ、これは平成13年ぐらいから始まった制度なので、過去に借りた分の償還額が増えていっていますけども、将来的には減っていくというような見込みは立てられるのではないかなと思いますし、小西先生もそのようなことを、そういう面からおっしゃっているんだと思います。

最後に言われました、臨時財政対策債を国が穴埋めしてくれているのかということにつきましては、先ほどから国全体の、いわゆるマクロの話と、あわら市のミクロの話とが、ちょっとごちゃ混ぜになっていてわかりにくいかなと思うんですけども、国のことはさておきまして、あわら市のことを申し上げますと、臨時財政対策債については、あわら市の場合、26年度の実績で申しますと、元利償還金は3億4,000万円余りでした。これに対して、地方交付税に元利償還分として上乗せと申しますか、算入されているのは3億6,900万円です。ですから、若干多いんですね。これは吉田議員も言っていましたけど、理論参入という形でですね、実際に借りた額がどうであろうと、国としては26年度分がいいますと、0.5%の金利でですね、借りたものとして地方交付税の中にプラスしてくれておりますので、あわら市の場合、これが0.4%ぐらいで借りていますので、若干国が見ているよりも少な目に借りております。ですから、実際に返している額よりも、交付税に算入されている分が多くなっております。平たく言えば、得をしているという形なんですけども、そういう形になっておりますので、完全に穴埋めをされていると。あわら市のことでは、穴埋めされているということは言えると思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) まあ、小西教授ですか、小西教授の反対を唱える教授もたくさんいらっしゃいます。部長は小西教授派で、私は反対の教授派のあれやと思うんですけども。私が教授に対して偉そうなことは言えませんが、私見として言わせて

もらえば、この教授の分析は誤り。仮に平成29年度に折半対象財源不足額がなくなっただとしても、それは一時的に税収が復活しただけのことであり、景気が悪化すれば、たちまちもとの状態に戻ります。

さらに、この教授の見解は、元利償還金分をどのような財源で補っているか。実際は、これ、先ほども言いましたけど、総務省のホームページに載っています。臨時財政対策債の借り入れで補っている。借りかえで補っていることが理解されていないんです。あわら市の実績の起債は、単に実際の元利償還額より交付税措置額が多かったという事実にすぎません。

ちなみに、交付税は、先ほど言われましたように、理論償還額で算定されているため、実際より若干多くなっていると。むしろ元利償還の穴埋めに臨時財政対策債を6億9,211万7,000円発行していることが、私は問題だと思います。

これまでいろいろ答弁を聞いていると、一見、部長、正当性に思われるかもしれませんが、いずれも私としては納得できるものではなくて、これは仕方ないと思います。平行線やと思います。今回いろいろと反論をさせていただきました。どうも議論は平行線をたどって交わりませんよね。

将来のあわら市を考えると、現段階で少しでも借入額を抑制すべきだと思うので、あえてもう1度言わせていただきます。12月議会においても説明いたしましたが、臨時財政対策債は実際の借り入れをしなくても、発行可能額相当分の元利償還金が普通交付税で算入される仕組みになっているものです。ならば、今回の3月補正のように無理やり限度いっぱい借り入れを行う必要はなく、将来世代のために少しでも借入額を抑制することが我々現在世代の責務であると思いますので、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

最後に、臨時財政対策債の借り入れを抑制すれば、後年度に元金、利息を償還する必要はなくなります。さらに、普通交付税では借入可能額に対する元利償還金が算入されるため、必要一般財源が確保されるはずですが、このことを理解し、最低限3月補正のような無駄な借り入れを抑制し、分別のある市政運営をお願いし、あわら市の財政についての質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) よろしいですか。臨財債について、これで3回目の質問をいただいておりますが、今までの議論をずっと振り返ってみても、かみ合っているところとかみ合っていないといえますか、ちょっとご理解いただけないところがあると思います。

まず、臨時財政対策債というのは、本来ならば国からあわら市に交付税として入ってくるべき金額がですね、国の財政事情によって満額入ってこない。したがって、そのうちの何割かの部分については、あわら市において借金をしてもいいですよというのが臨時財政対策債の仕組みであります。これが国において、いわゆる自転車操業的になっているという危機感だとか、そもそも臨時財政対策債というような制

度自体がですね、ややおかしいのではないかということについては、議員ご指摘のとおりでありまして、私も全く同じでありますし、全国の自治体が全てそう思っております。

例えば、昨年11月だったと思いますけども、全国市長会がありまして、毎年会議を開いておりますが、ここでもですね、臨時財政対策債というようなことによるのではなくて、地方本来の固有の財源である地方交付税をですね、地方共有税として特会に直入すべきだということを決議しておりまして、国に対しても、これは申し入れを行っております。臨時財政対策債制度はなくなることが理想です。そのことについては、全く私は議員と同じだろうと思います。

問題は、どうもお聞きしていると、議員のご質問の趣旨というのは二つあるようなんですが、一つは臨財債制度そのものが破綻するのではなかろうかと。したがって、そこにいつまでも依存しては危ないのではないかというご意見かなというのが一つありますし、であるならば、例えば財調にためている貯金をですね、臨財債の方に回して、臨財債を減らすべきではないかと。どうも、その2点のようにおおよそ承っているんですけど、それでよろしいでしょうか。まあ、そういうことだろうと思います。

それで、将来、国の財政が危ないから臨財債に頼るべきではないとおっしゃることはですね、じゃ、仮に国の臨財債の制度が破綻するほどの財政破綻を起こす可能性があるから、あわら市もそれに頼るべきではないということになりますとですね、恐らく、今あわら市がやっているいろんな行政サービスはほとんどやめなきゃならない。それぐらいの状況になるのではないかと思います。そのことを前提としてですね、財政運営を進めることは、これは現実的ではないんじゃないかなというふうに思っております。

もう一点の、例えば財調という貯金を積み立てるんじゃなくて、臨財債を抑制すべきだということになりますと、議員がどのように感じておられるかわかりませんが、9年前、財調が6億8,000万ぐらい、7億近くだったんですけども、この9年間で、おかげさまで今年度末は31億4,000万円ぐらいまで、いわゆる貯金が積み上がったわけですけども、仮にですね、じゃ、31億円あるから、そのうちの30億円を取り崩して臨財債の償還に充てるというふうに議員の議論は進むわけがありますけども、本当にそれでよろしいんでしょうか。恐らく30億円を取り崩して臨財債の償還にもし充てたらですね、臨財債の残額はおおよそ半分ぐらいにはなると思います。議員の議論をそのまま進めればそうなるわけがありますけども、これは極めて危険なことと言わざるを得ないと思います。恐らくそのような財政運営をする自治体はどこにもないと思います。

いや、じゃ、30億がやり過ぎなら、例えば15億にしると、もしおっしゃるのであれば、何ゆえ15億なのか。臨財債の制度そのものはあるわけですから、30億であろうが15億であろうが、臨財債を当てにすることは危険だとおっしゃるのであればですね、どこへその限度を設けるのか。これは極めて難しい話になるのか

と思います。

最後にですね、さらにちょっとつけ加えさせていただきますと、実は3年ぐらい前ですか、臨財債の理由について財政部内でかなり議論をしました。私もその場におりまして、はっきり記憶しております。臨財債になるべく頼るべきでないという考えもありますし、いや、このまま長期的な市の今後の財政需要等を考えるならば、目いっぱい借りるべきだと議論は二つありました、実際。特に約1人の職員は、そのとき臨財債を借りるべきではないという主張をしている職員もいました。内部でいろいろ議論いたしまして、最終的に課長の段階において、トータルとして考えてこうであろうという結論を出して、それを部長という経験だとか、知識の広い者が最終的に判断をして市長まで上がってくるわけであります。最終的に、市長が政治判断をして決めたのが今のやり方であります。間違いではないんですけども、余りその1点にだけ集中しますとですね、これは財政原理主義に陥ってしまうという危険性も私ははらんでいると思います。財政のことだけ考えるならば、先ほど申し上げましたけれども、いろいろな市民福祉に関する、市民の福祉向上についてですね、極めてこれは窮屈になってくるわけでありまして。そして、長期的な今後もまだ見込まれる財政需要等々も考えればですね、今とるべき手段はこうであるというのが私の最終的な判断でありますし、恐らく当分それは続くであろうなというふうに想像いたしております。その辺をひとつ是非ご理解いただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 時間がないので、あと二つ質問があるので手短かに言います。

今、市長が答弁されました。二つのうち一つは合っています。国に対しての不安を持っていると。もう一点は、財政調整基金を取り崩し、臨時財政対策債を返せというのではなくて、私が言いたいのは、これ、使うのはいいんですけども、満額借りる必要性がないのに、無理して満額借りるのがおかしいと言っているんであって、臨財債を100%借りないでおけということではないんですよ。今回の3月補正みたいに、僕にとると無理やり借りて財調に積み上げているように思えるから、それはちょっと違うんでないかと。臨時財政対策債を借り入れるのもいいんですけども、満額無理して借りる必要ないというのを3回にわたって私は訴えているんですよ。そこんところをちょっとご理解していただきたいんですけど、あと二つあるんで、また市長……。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 最後の部分ですけども、それは先ほど財政部長が答弁いたしましたが、単年度だけを見ているわけではないんです。将来の財政需要と現在の体力等々を総合的に勘案してですね、今は全額借りるべきであろうという判断をしております。新年度予算が立てられないから借りるというものではもちろんありませんし、無理やり借りているということは決してありません。単年度だけで見ている

わけではありませんから。だから、何度も申し上げますけども、財政の一職員の立場で見た場合と、もう少し広い場合で見た場合と、そして最終的に政治判断する場合は、全くと違いますか違います。長期的に考えてベストの選択をしているわけであって、決して無理やり借金して貯金をしているというような、そんな矛盾なことをしているわけではありませんので、それは是非ご理解いただきたい。そこをご理解いただかないと、また4回目の質問に今度はなってしまう。どうかよろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) もう時間もないので、続きまして観光事業についてお伺いします。

昨年で開湯130周年記念事業も終わり、現在は事業の検証にとりかかっていると思いますが、昨年1年間の宿泊客及び外国からの宿泊人数はどれくらいでしょうか。また、あわら温泉においてどれくらいの経済効果があったのでしょうか。わかる範囲でよいので教えてください。また、開湯130周年記念事業の中で、継続していくもの、また改善していくものは何でしょうか。北陸新幹線福井開業までに取り組むべき観光事業はどのようなものでしょうか。

また、「ちはやふる」実写版ができました。今年も「ちはやふる」イベントが行われると思いますが、どのようなイベントを計画していますか。「ちはやふる」関連、3年間の事業計画も28年度で終了しますが、今後どうするのででしょうか。

また、現在、小松空港経由で金沢駅までの無料バスが運行されていますが、28年度はどうするのででしょうか。そのほか、新幹線福井開業までに観光事業計画はありますか。ご答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

まず、観光事業についてであります。昨年は8月6日から130日間にわたり開催された「開湯130周年祭」や「ちはやふる week in あわら2015」という大型事業に加え、北陸新幹線金沢開業効果やそれに伴う全国的な北陸誘客キャンペーンの実施等により、本市の宿泊客数、外国人観光宿泊客数とも大幅に増加しております。宿泊客数は93万人で前年比11万人、14%の増、外国人観光宿泊客数は9,400人で前年比3,000人、44%の増となりました。

平成26年度の「福井県観光客入込数」の消費単価を参考にしますと、本市におけるその直接的経済効果となる観光消費額は225億円で、前年比26億円、14%の増と推計されます。

また、130周年祭は一過性のイベントと捉えがちですが、観光振興や市の活性化を意識している団体等と連携を図りながら、そのつながりを重視し、5年後、10年後へと継続できる事業内容とすることを前面に打ち出したことは、議員ご承知

のとおりでございます。そのため、主な事業であった「湯かけまつり」や「あわら湯けむり芸術祭」、「あわら灯源郷」については、来年度も継続して実施する予定です。

なお、これらの事業については、まだ十分な検証が終わっていない段階ではありますが、継続して実施するに当たっては、改善や創意工夫が必要であると考えております。

次に、北陸新幹線福井開業までに取り組むべき観光事業についてであります。北陸が全国から注目され、大変多くの観光客が訪れました。しかしながら、本年3月には北海道新幹線函館開業が予定されており、その注目が北海道に向けられるなど、ますます地域間競争が激化することが予想されます。

一方、平成30年に福井国体、32年には東京オリンピックといったビックイベントの開催も控えており、首都圏及び海外からの誘客が大いに期待できます。あわら温泉という県内随一の温泉郷を有する本市といたしましては、引き続き観光事業と他産業との連携や、地域のブランド化を図るとともに、越前加賀インバウンド推進機構や福井坂井奥越広域観光圏推進協議会などを通じて、広域的な観光戦略を練りながら、魅力ある観光地づくりと更なる地域活性化を目指して取り組みたいと考えております。

そのため、130周年祭の継続事業や広域的インバウンド事業を実施するとともに、県が予定している新規補助事業を活用しながら、隣接する坂井市と連携した事業実施も検討したいと考えております。

なお、「ちはやふる」関連事業については、平成26年度から28年度の3カ年の計画でありましたが、28年度において効果等を検証した上で、事業の継続についても判断したいと考えております。

また、金沢の無料バス「カナザワラ号」については、本年度から31年度までの5カ年計画での実施予定であり、昨年9月から本年1月までの平均乗車率が49%、直近1月の平均乗車率が63%と非常に高い状況でありますので、当初の計画どおり、28年度も継続して運行させていただく予定をしております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 時間もあんまりないんで、早口で言います。インバウンドについては、私の後の山本議員の質問内容とかぶるので、あえて私は再質問はしませんが、130周年祭の主な事業、「湯かけまつり」、「あわら湯けむり芸術祭」、「あわら灯源郷」、継続して実施していく予定と答弁されました。私、個人的な意見ですが、「あわら湯けむり芸術祭」、「あわら灯源郷」、二つにつきましては、部長が答弁されましたように、更なる改善や創意工夫が必要だと思えます。また、週末、湯のまち広場やaキューブでのパフォーマンスやイベント等も企画しながら頑張っていたきたいと思えます。

さて、「ちはやふる」関連事業ですが、27年度は花見に始まり、声優トークショー、かるたをつくったり、かるた大会を開いたり、本年度も盛り上がりましたが、28年度はどのような事業を計画していますか。答えられる範囲内で結構ですのでお答えください。

また、無料バス「カナザワラ号」の27年度の経費は国の補助で行われてきましたが、28年度においても国の補助はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) それでは、再質問にお答えいたします。

「ちはやふる」については、一昨年、昨年に引き続き、「ちはやふる week in あわら」を実施する予定にしております。内容につきましては、現在、詳細には調整中でございますが、4月には実写版映画のPRイベント、6月には競技かるたの全国大会、9月には声優トークショー、12月にはクリスマスイベント、このような事業が主な企画になる予定となっております。

続きまして、「カナザワラ号」の補助金につきましてでございますが、28年度からは、国の方では新型交付金の創設が予定されておりますが、現時点では制度の詳細が公表されておりませんので、採択の有無はわからないというような状況でございます。

事業の継続に関しましてのお尋ねでございますけれども、前の質問でお答えしましたとおり、当初5カ年計画という中で進めておりました、平成31年度までの期間の中でスタートしておりました、原則としまして、この補助金の申請上、継続するというふうな形で進めております。しかしながら、無料バスということもございまして、市の財政負担、そういったものも考慮しながら、1年1年検証して判断していきたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 無料バス「カナザワラ号」の経費等は、28年度の当初予算を見ると市単独で行うようになっております。また、1年1年検証しながら行うこと、あわら市のPRの一環になっているというのも、ある程度理解しています。しかしながら、これは私個人の意見ですが、この無料バス経費を市100%事業でなく、このバスの恩恵を受ける旅館組合等がある程度の負担をすべきだと私は思います。

最後に市長、あわら市は現在、観光事業に相当力を入れております。北陸新幹線効果もあり、その効果が少しあらわれてきているように思いますが、一過性で終わらせないためにも、しっかりと取り組んでいかねばならないと思います。そこで、現在の担当課の職員数で大丈夫でしょうか。私はこの部署にもう少し人員を増やし、しっかりと取り組んでいくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） まだこの先、北陸新幹線の県内延伸ということもありますし、一過性ではなく、もうちょっと長期的に観光事業に力を入れるべきではないかと。そのための要員、職員ですね、スタッフの充実を図るべきではないかという大変ありがたいご指摘でありますけども、観光の部署に限らずですね、全ての部署が人が欲しい、人が欲しいときているのが役所の実態であります。全て応えておりますと、行政機関というのはだんだん膨張していくというのが一般的なことであります。その辺は、常に人件費の抑制ということを念頭にですね、頑張ってきております。

ただ、ここへきまして、北陸新幹線の対応だとか、あるいは国体の対応ということもありまして、例えば再任用制だとか、期限付きの職員の採用というようなことも今進めておりまして、特に今期限を切ってといいますか、人的な対応を強く迫られている部署については充実を図っております。観光もですね、それは人が増えるに越したことはないんですけども、そこは少数精鋭で頑張っていってほしいと思っております。これはどこの部署も同じです。

これはいつも職員が言っていますけども、合併した当初、たしか400人近くでしたか、職員数は380人だったんですけど、今はかなり減っておりますし、職員に負担はかけているんですけども、これは合併の一つの目的でもありますし、そこは職員に少数制で頑張してほしいと常に言っておりますし、大いに応えてくれているなというふうに思っております。まあ、ご指摘は大変ありがたいので検討はさせていただきますけども、わかりましたと、2人増やします、3人増やしますとは、現時点ではお答えできませんので、ご了承いただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

5番（吉田太一君） すいません、時間が無くなりましたんで、一つできませんでしたけど、後は委員会等で話したいと思っております。すいません。

ご清聴ありがとうございました。

議長（坪田正武君） 暫時休憩とします。再開は10時45分とします。

（午前10時30分）

議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

山本 篤君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、2番、山本 篤君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 通告順に従いまして、2番、山本 篤、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、越前加賀インバウンド推進機構についてご質問いたします。

平成23年に、「越前加賀宗教文化街道「祈りの道」推進協議会」が発足しました。それから約5年、このほど発展的解消として「越前加賀インバウンド推進機構」と改名して活動していくということが発表されました。この5年間、宗教文化を観光資源と捉えた「越前加賀宗教文化街道推進協議会」として行ってきたことに、どのようなことがあるのかを、最初にお聞きしたいと思います。

今日まで、定期的に各首長が集まり、何度か会合の機会を持っておりました。行政の垣根を越えて観光事業を行っていくことの重要性を認識しておりますだけに、すぐに結果はあらわれるものではなく、コミュニケーションが大切だとは思いますが、しかし、ただ単に首長だけの顔合わせを行っていたような気がいたします。これから、ますます重要になってくる「広域観光」に向けて、この行政同士の連携事業に対し、市民同士も交流して行っていくような幅広い活動も必要だと思われそうですが、いかがでしょうか。

さすれば、広域にまたがる観光ルートの策定にあわせ、その調整役となるべく自治体の必要性を感じるのですが、今回のインバウンド推進機構と銘打って、どのような活動を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

もともとこの連携事業の基本となるものが、加賀市・坂井市・あわら市から始まる「越前・加賀文化連邦」が発端となっていたと思っております。当時、自分は吉崎公民館長として、その事業にいろいろ携わっていただけに、市長のお言葉をおかりいたしますと、「観光事業として、誘客のターゲットは首都圏を中心とした成熟世代であり、死生観などの精神性に、質のよい付加価値をプラスした新たな旅行商品の開発が当面の目標」というお考えに、大賛成をしておりました。また同時に、「これは、「越前加賀」をブランドにまで高めることであり、私たち自身がこの地方の文化性を再認識することでもあります」ともおっしゃっておられました。全く同感でございます。

さて、推進協議会設立から5年間、その成果についてどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

1年をかけ、多額の費用を使ってつくられたプロモーションビデオ「ホワイトヒーリング」は、大変クオリティーの高い作品だとは思いますが、まだまだ認知度は低いと思っております。

また、推進協議会として立ち上げたウェブページにしましても、ただ各市町の写真を並べ、各市町のホームページにリンクさせているものにほかならないと思っております。間口だけを広げ、中身の薄いものになってしまうのですが、いかがでしょうか。

そのような問題点を払拭するために、なかなか難しいとは思いますが、各市町の連携をしっかりととっていく、「扇のかなめ」となるような事務局を確保することが、今後大切になると思うのです。各市町、観光に対する考え方も違うと思えます。しかし、これからの広域観光の必要性を考えますと、県境を越えた加賀市との連携を

さらに強化していくためにも、当あわら市が、その調整役を買って出て、しっかりとした北陸の「越前加賀」ブランドを構築していくことが、この地域間競争に打ち勝つことだと思うのですがいかがでしょうか。

また、さきの12月議会の一般質問で、「インバウンド観光事業の必要性」を訴えさせていただきました。その中で市長は、「その地域での独特のものを上手に使うということが重要であり、あわら独自として外国の方におもしろがってもらえるようなものをブラッシュアップして育て上げていくということ、それが目指すべきところであり、外国人だけでなく、日本人観光客に対しても同じだと思っており、PRを含め努力をしていきたい」とお答えをいただきました。私も同感でございます。

今回、「越前加賀宗教文化街道「祈りの道」推進協議会」が、「越前加賀インバウンド推進機構」と改名して活動していくということですので、「広域連携」における「インバウンド事業」を展開するために、どのようなことを考えておられるのか。また、各市町に対して、いろいろ期待すべき点がないのかをお聞きしたいと思えます。

国土交通省も進めている「観光における広域連携」、言葉では簡単に言えますが、進めていくには難しいところも多々あると思われるだけに、以上、市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 山本議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、越前加賀宗教文化街道推進協議会の事業について申し上げます。

ご承知のとおり、本協議会は、本市と勝山市、坂井市、永平寺町、そして石川県加賀市の県境をまたぐ五つの市町で構成され、越前加賀地域に存在する曹洞宗大本山永平寺や蓮如上人ゆかりの吉崎御坊など宗教文化資源を生かし、首都圏等を中心とする成熟世代をターゲットとした誘客を図るものであります。

平成23年度に本協議会を立ち上げてから27年度までの5年間で、シンポジウムの開催をはじめ、プロモーション映像「祈りの道ホワイトヒーリング」の制作やポスター・パンフレット等基本ツールの制作、ウェブサイトの立ち上げ、広報活動など計画的に事業を行って参りました。

本年度におきましても、国の地方創生交付金を活用し、各市町が一体となり、「美しい国越前加賀フェア」を首都圏で開催し、プロモーションビデオを活用しながら、越前加賀地域の知名度の向上を図るとともに、宗教文化等を生かした魅力ある旅行ルートの商品化に取り組んできました。

また、協議会のウェブサイトにも、この地域の四つの旅行ルートや観光スポット情報などを紹介するとともに、各市町が適宜、追加情報を掲載できるようにしており、各市町と協力しながら外国語表記等を進めるなど、量的、質的充実を図っております。

これらの取り組みにより、JR各社や旅行会社などによる全国的な北陸誘客キャ

ンペーンの実施等と相まって、越前加賀地域の知名度向上や観光誘客促進の面で、一定の効果を上げることができたものと考えております。

また、本協議会では、市町の首長が役員となっておりますが、各市町の観光協会などの関係団体や旅行会社といった民間活力を生かしながら、各事業を進めてきたところです。

新たに設立を予定している「越前加賀インバウンド推進機構」については、これらの協議会の事業を引き継ぎ、さらに前年比47.1%増と大幅に増加している訪日外国人観光客に対応するため、地域への誘客策や受け入れ体制整備など、広域連携を強化しながら事業を展開し、観光の指標である観光入り込み客数や宿泊客数を増加させることなどを目的としております。

現在、本機構発足に向けて、五つの市町の首長のおおむねの合意形成が図られておりますが、その事務局体制や事業内容など詳細については調整を進めている段階であり、今後協議・決定していくこととなります。本市といたしましては、このような広域連携は、市町間の意見調整の困難性など、幾つかの課題もありますが、本市単独で事業を実施するより、一層効果的かつ効率的に事業が実施できることから、インバウンド推進のため不可欠と考えております。

また、新機構の運営及び事業実施に当たっても、他市町とこれまで以上に連携強化を図りつつ積極的に取り組む所存であります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 今はまだ事務局等は調整中ということでございますが、やはりこの5市町でですね、リーダーシップをとっていけるといえるか、やるべきなのは、あわら市ではないかと考えております。

特にですね、先ほども吉田議員の質問の中にもありましたけれども、1人職員を増やしてでもですね、長期にわたって、この広域観光圏に対してですね、1人職員を増やすような、そのぐらいの気持ちでですね、取り組んでいかないと、なかなか進まないのではないかとと思うんですけども、その点はいかがでしょう。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 先ほどの吉田議員のご指摘といたしますか、ご意見と同じことかと思っておりますけども、確かに今現在までの越前加賀宗教文化街道推進協議会、祈りの道協議会の会長を私が5年間務めさせていただいております。新年度に、この新しい機構の設立を予定しておりますけども、どこが会長になるかということは、まだ確定しておりません。

今、議員は、あわら市がそのリーダーシップをとるべきであろうと、そしてまた、そうであるならば、新しい機構のいわば専属といたしますか、それ用の職員を1人配置すべきではないかというご指摘で大変ありがたく思っておりますが、この広域観光事業の広域連携といたしますのは一部事務組合だとか、広域連合とはちょっと違い

まして、事務局体制を例えばですね、充実させるために、じゃ、事務局費用を別個にもらえるかということ、これはなかなかその辺は難しいところもありまして、では、その部分を例えばですね、あわら市が事務局を引き受けた場合に、あわら市単独で人を増やさなければならぬのかということ、それはまたちょっと違うのかなという気もいたします。

まだ、組織そのものも設立しておりませんし、どうなるか不確定の部分は多々あるんですけども、あわら市がリーダーシップをとれということでもありますので、しかしここで「はい、わかりました」と、手を挙げますというわけにも、ほかの市町との関係もございまして、できませんけれども、そういう大変積極的なといいますか、ご意向はありがたく頂戴しておきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 本当にすぐにはね、即答は無理だと思いますけれども、各市町と、やはりそのところも調整してですね、人件費を1人つくれるぐらいの、そういった考え方もいいのではないかと思います。

またですね、こういったコミュニケーションをとりにくい団体とのつなぎ役というのはですね、長い期間やらないとなかなか顔が知ってもらえないとかですね、コミュニケーション不足になりがちなんです。ですからですね、今はこうやって、また異動の時期になりましたけど、2年、3年ぐらいでかわるような職員が幾らやってもですね、また新たに覚えるまでに時間がかかってしまうと。それは優秀な職員だっていえば、そうかもわかりませんが、はたから見ていると、本当にそうとは思えないところが多々あります。ですから、根本的にはでんと座って5年、10年、そういうスタンスでやってもらえるような職員をつくっておかないと、広域観光圏は非常に難しいと思っておりますし、これからにつなげる発展性もないと思うんですが、もう1度そこだけお聞きしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 人事にわたる話になりますけれども、職員は優秀でありますので、数年で、しばらくの間で所掌事務をマスターしてですね、十分対応してくれるものと思っております。

ただ、ある程度、これは観光事業だけではなくて、全ての分野にわたってですね、やはり熟練度を上げるとか、専門性を高めるといことは、これはどこの分野に限らず大事なことだと思います。これは人事にわたる話ですけども、一般的にはですね、職員がまだ若いときにはなるべくいろんな部署をですね、経験をさせて、そしてだんだんアップするに従ってですね、ある程度専門性を持たせていこうというのが人事の大きな流れといいますが、原則かなと思っております。おのずとですね、課長補佐とか課長とかというふうにならぬように上から上から従って、ある程度の年月をですね、その部署で勤めていただいて専門性を高めていくということが必要だと思います。

ただ、先ほども申し上げましたけども、今再任用だとか、それから期限つきの職員も含めてもですね、280人ぐらいだろうと思いますので、例えば5人、6人退職を迎えた場合にですね、やはり人事上、人を動かさざるを得ないということもありまして、若いときからずっと同じ部署にとどめ置くということにはですね、組織全体としての力にはつながらないという面もあります。その辺もありますので、ご指摘の点は、よく私も理解をいたしますので、人事上のそういう大きな流れを見つつ、また配慮させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 本当に人件費の問題もありますけども、人件費とみなされない臨時職員、その方もですね、長期間雇うような気持ちで、是非この広域連携をですね、もっともっと発展させていただきたいと思います。

ただですね、今先ほど四つの旅行ルートというのも説明がございましたけども、やはり広域連携ではですね、交通条件の改善というのが最大の問題だと思います。以前、71回の定例会の一般質問で、当時の城戸橋経済産業部長がですね、「2次交通アクセスの整備につかまして、極めて重要な課題である」と。「有効な交通手段を早期に確保していくことが必要と考えておりますので、積極的に検討して参りたい」と答えておられました。その後、この面に関して検討はなされたのかどうか。その次はどうなったのか、一度それをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

2次交通のアクセスの整備につかましては、観光誘客に当たりまして、重要な課題の一つと考えております。本年度におきまして、本市や県、坂井市、交通事業者、金融機関、観光事業者等が集まりまして、その推進について検討を重ねているところでございます。

一方、昨年から市内の12の観光スポットを結ぶ「ぐるっとタクシー」を走らせるとともに、広域的な取り組みとしまして加賀市の市営バスである「キャンバス」を吉崎の蓮如記念館まで延伸していただいたところでございます。また、あわら市と金沢を結ぶ「カナザワラ号」も1日一往復であります。秋から始めたところでございます。

今後についても、これらの事業の検証を重ねながら改善を図り、新たな2次交通アクセスについても、関係機関や各関係市とともに検討を重ねて参りたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) インバウンドに関しましてはですね、やはり公共交通、2次交通が本当に大切になってきます。ですから、今金沢と結んでいる「カナザワラ号」

が大変人気なのはわかっておりますが、そういった感じで勝山からあわら、加賀市をうまく結ぶような考え方はないのかということと、それから今「キャンパス」は吉崎まで来ていますが、吉崎に来られた方があわら湯のまちになかなか行けないという現実があります。こういった連携をとっていくことこそが、これから大事だと思うんですけど、その点についてはどうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） 議員のおっしゃる趣旨はよく理解できますし、市としましても、今後こういった5市町の広域連携の中、また県が提案されている地域連携の事業、そういったものの中ですね、今言いましたように、2次交通の充実、そういったものを、まだ具体的なものは何も無いわけでございますけども、協議して参りたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 是非ですね、しっかりとしたお答えがいただけるようにですね、協議していただきたいと思っています。

それからですね、広域観光圏におけるですね、成果のあらわし方なんですけれども、なかなか観光消費であるとか経済効果の試算は難しいと思います。今後、連携していく5市町におけるこのような試算をすべきと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） おっしゃられます広域観光圏における成果につきましてはですね、事業評価指標というふうな位置づけで総合戦略の中では記載されております。この仕組みでございますが、連携という形はとっておりますが、各市町の中で観光入り込み客数などを設定しているものでございまして、今言う連携として総合的な指標とか、そういったものはなかなか数字的に、また具体的なものを見出す形は非常に難しい状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 先ほども申し上げましたように、一部事務組合だとか、広域連合ではないためにですね、執行権があるわけではないわけですね、事務局なり、会長がですね。だから、難しい面があるんですけども、一番理想的なのは、広域的にこれぐらいの外国からのお客様を目標にしましょうというようなことが出てくれば一番いいと思いますし、そういう議論も、今後、設立に向かっての中で議論されるかもしれません。

ちょっと現段階で、5市町の首長が合意をしておりますのは、ただ単に、「祈りの道」という名前を変えるということではなくてですね、宗教文化というような観光

コンテンツも一つの重要なものと位置づけながら、非常にこれからの大きな可能性もあり、あるいは努力をすべきインバウンド、海外からのお客様の誘客ということについて気持ちを一つにして、いろんな事業をやっていきたいと思いますということについて合意をしております。

これはですね、あわら市単独あるいは坂井市単独、永平寺単独でやるのと、ちょっと内容が異なる面も当然出てくると思います。まずは長期的な話になるということがあると思いますし、それから例えば、今これは首長の中での、あくまでも議論の中で出てきている話なんですけど、新幹線を中心とした鉄道ということも、もちろん交通の問題として大事だけれども、例えば小松空港をどうするのか。小松空港の利用をどうするのかという問題だとか、あるいは坂井市の福井港をどうするのかというようなことも、これから議論をしていくべきではないかというようなことになっておましてですね、年間92万人お泊りになった、93万人お泊りになったという目標とはですね、もしつくったとしても、ちょっと同一には語られない面も出てくるかなというふうに思っておりますので、その辺はひとつご理解いただきたいとします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 本当に広域観光を考えるとですね、何が旅行者を魅了するか、魅力あるものがあるのか、ほかの観光圏や観光地では味わえない魅力は何か、こういったオリジナリティーを求めていく必要性が今一番大事だと思います。そういった商品開発をするためにもですね、やはり専門的な職員が必要じゃないかということにつながるんですけども、本当に今市長がおっしゃったとおり、長期的な考え方で立っていかないと、なかなか試算を出すのは難しいと思います。それを要望として、この質問は終わらせていただきたいとします。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目はですね、昨年の3月にですね、公民館活動の現状とこれからのあり方についてご質問させていただきました。

当時の寺井教育長より、いろいろお答えをいただきましたが、今回はそのときのお答えを中心に、新しくなられました大代教育長にご質問させていただきたいとします。

教育長になられて、9カ月たちましたが、以前の学校教育のことだけでなく、社会教育や、生涯学習、スポーツ、その他全般の教育行政について、あわら市の現況なども、もうおわかりのことと思います。

去年は、教育の基本となる「公共の精神」について、いろいろと質問させていただいたんですけども、教育基本法には、第1章、教育の目的及び理念、教育の目標として、第2条の三、「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」とあります。

この「公共の精神」こそ、「国や社会の問題を自分自身の問題として考え、そのために積極的に行動するという精神」のことであり、社会教育の必要性をうたっているものであります。まさに、日本の民主主義の根本として存在するものと信じておりますが、この件に関して、教育長はどうお考えなのかを、まず最初にお聞きしたいと思います。

また、学校教育の重要性は言うまでもありませんが、社会教育、生涯学習、社会体育について、教育長はどうお考えで、あわら市の教育行政のかじ取りをなさっていくおつもりなのか、それをお教えてください。

次に前回、教育委員会の中に社会教育主事が不在であること、また、社会教育指導員が設置されていないことについて指摘させていただきました。その後この件に際し、どう改善されているのかをお聞かせください。

そして、社会教育の主たる活動の拠点となるべき公民館について、時代の変化に伴い、公民館のあり方を考え直す必要性を訴えさせていただきましたが、この件に対しても、どう検討され、どう改革して進めていくのか、現状の説明をお教えてください。

公民館館長会が、毎月1回の割合で開かれるようになったことは評価しておりますが、館長から聞かれる、現場の意見を本当に聞きながら進めているのか、また進めていこうと思っているのかという点、また公民館運営審議会が本当に公民館の現状を把握されて議論されているのかという点もお教えてください。

今、求められるコミュニティ施設としての公民館ですが、現在あわら市には九つあります。村部の公民館七つに対しては自由な予算がない中、本当にしっかりとした考えで活動を行っているとは思いますが、金津地区約3,000世帯をカバーすべき中央公民館、また約2,300世帯をカバーすべき湯のまち公民館において、まだまだ貸館業務主体の活動です。あわら市全体の6割弱を占める、この二つの公民館のあり方ですが、地域を結びつける公民館広報紙の発行や、地区区長会や各種団体との連携をとるような事業はなく、全く行われていないと言っていいでしょう。この件についても、以前から、いろいろな場で指摘させていただいておりますが、改善していこうというお考えはないのでしょうか。

やはり、地域住民が主体的に活動していけるような場を設け、それぞれの公民館が、その活動をバックアップしていけるような仕組みづくりこそ、まちづくりを支える公民館のあり方だと思いますが、いかがでしょうか。この件に際しましても、九つの公民館の独自性を出せるような予算づけの必要性も訴えて参りました。その後どうなったのか、お教えてください。

さて、お隣の坂井市では、公民館をコミュニティセンター化して、まちづくり活動に尽力しているところですが、前寺井教育長のお答えでは、「坂井市の動向に注視し、多岐にわたる公民館事業に対し、職員体制や事業内容について考えていく」とおっしゃられておりました。あれから一年、このコミュニティセンター化に対して、教育委員会でしっかりと議論されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

さて、先般、えちぜん鉄道あわら湯のまち駅裏に児童公園が整備され、フットサル場が2面とれる人工芝グラウンドが完成しました。この管理は、建設課が主体となりますが、市民が使いやすい施設管理を要望いたしました。同じように、各社会教育施設の利用に際し、本当に市民が使いやすいような運営方法になっているのか、また利用料の徴収などが本当に必要なのか、現状を鑑み、教育長のご意見をお聞きしたいと思います。

昨年の質問の中で、アメリカの第35代大統領、ジョン・F・ケネディの言葉を引用して、市長に質問させていただきましたが、「国があなたのために何をしてくれるのかを問うのではなく、あなたが国のために何をなすことができるのかを問うて欲しい」という言葉でございます。これは、自分としては「公共の精神」の最も基本のわかりやすい表現だと考え、引用して質問させていただきました。その際、市長はこうお答えになりました。「現実として、真に確立された市民というものを前提にするならば、何か行政がやってくれるであろうとか、あれをやってほしいとか、これをやってほしいということだけでは社会は成長しない」、自分もそのとおりだと思います。民主主義の根幹であり、人間教育の基本のお言葉だと感銘いたしました。

今、大切なことは、日本人として、この社会をしっかりと自分の大切な社会であるということを自覚し、自らがどのように社会にかかわっていけるかを学ぶ場が、社会教育の現場ではないかということです。社会教育、本当に奥の深い教育現場です。それらを踏まえ、教育長のお考えをいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 教育長、大代紀夫君。

教育長(大代紀夫君) お答えをいたします。

議員の言われる教育基本法にある「公共の精神」とは、自分が1人の人間として尊厳が守られていることで自己愛が生まれ、その自己愛のもとで他者とかかわりを持つ中で他人をも尊厳する態度を育み、ひいてはよりよい社会をつくろうとする前向きな気持ちになることを指しているものと私は考えております。

また、社会教育法では、社会教育とは家庭教育や生涯学習、社会体育も含む活動全般を指しておりますが、本市においても、学習に対する多様な需要を踏まえて、あらゆる機会、場所を利用して必要な学習機会を提供し、市民が生涯にわたり豊かな人生を送るための極めて重要な教育の一つであると認識しております。

さて、第1点目の社会教育主事と社会教育指導員の設置状況であります。社会教育主事については、昨年8月に公民館職員1名が資格を取得いたしました。また、社会教育指導員については、現在は人権問題担当指導員1名が併任しており、今後も両職については、必要性も勘案しながら配置について検討して参ります。

2点目の公民館のあり方につきましては、昨年、市長と教育委員による総合教育会議の中で「公民館のあり方について」を協議事項とし、これまで公民館が果たしてきた地域活動、家庭教育、文化的学習といった役割に加え、新たに地域交流の拠点施設としての公民館の位置づけや地域住民が主体的に運営していくための仕組み

づくりについてご意見をいただいたところです。

また、本年1月には館長会においても「公民館のあり方について」意見交換をいたしました。

なお、私は就任以来、月1回の館長会にはできる限り参加し、現場の意見を直接聞くよう努めて参りました。

また、各館長・事務員を対象に公民館活動の先進事例として、福井市の公民館主事による「公民館を拠点とした地域づくり」の研修会を行い、各館の今後の事業展開に大いに参考となりました。

公民館運営審議会は年2回開催し、各公民館の登録団体の状況、定期教室・講座などの活動状況や施設状況を報告し、市内公民館活動についてご理解をいただいているところですが、今後は個別に地区館について協議していきたいと考えております。

3点目の中央公民館と湯のまち公民館の事業についてのご指摘であります。合併の次の年から、両館において公民館まつりを開催して担当地域の方々に両公民館活動の成果を見ていただいております。湯のまち公民館では、毎年、地元区長さんを招待し地域の方を交えてまつりを実施しており、一方、中央公民館では、今年から新たに金津こども園園児の発表などの披露や「ぜんざいの振る舞い」などを実施して、地元区長さんの方々に公民館活動についての理解を深めていただいているところであります。

ただ、両館ともに担当地区が大きく、地区区長会との密接な連携が難しい状況にはありますので、今後は地区割担当方式など、職員体制も考えながら検討が必要であると考えております。

4点目の各公民館の独自性を生かした予算づけにつきましては、当初予算要求時に各館から要望を上げてもらうことや、H E E C E事業として伝承教室やふるさと発見など、地域の独自性を活かした単発講座にも取り組んでおります。

5点目の「コミュニティセンター化」につきましては、昨年4月から坂井市の「地域住民によるまちづくりの推進」を注視して参りましたが、住民の方々には「コミュニティセンター化」の認識とメリットなどが、まだ余り浸透しておらず、まちづくり協議会も充て職や高齢化により、活性化が難しい状況であるとお聞きをしております。このような現状において、コミュニティセンター化が果たして必要なのか、福井市のように公民館を拠点にしたまちづくりがいいのか、まだまだ検討の余地があると思いますので、今後も引き続き「公民館のあり方について」の議論の中で検討して参ります。

6点目の社会教育施設の利用につきましては、新年度からスポーツ施設同様、全公民館の自主クラブ等は登録制とすることで、事前に年間利用を一括予約でき、利用団体の利便性を図っております。また、利用料については、育成を必要とする団体については減免し、応分の負担をいただくべき団体とは区別をしております。

最後に、私ども教育行政を預かる者は、社会教育の重要性をいま一度深く考え、

自他を尊重する温かみのある社会をつくるとともに、いわゆる「世のため人のため」という日本で昔から言い伝えられている、公共のために生きる精神を人々に広めていくことが求められていると考えています。

私は、学校教育に長く携わって参りましたが、子供はまず家庭でしっかりと愛情を持って育て、そして学校教育で知徳体のバランスのとれた教育を行いながら、地域社会の皆様の方で育っていくと考えてきました。今もその気持ちが変わることはありません。子供だけでなく、教員も保護者も皆、地域社会の教育力なくしては一人前の人間として育っていかないと思います。

あわら市民がこぞって「世のため人のため」という精神を持ってまちづくりに参画していけるよう、私は教育行政という立場から責任を持って臨んで参りますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 昨年から少しでありますけども、前進の様子がわかりました。ただですね、やはりまだまだ問題点もたくさんありますし、検討、協議は、これはずっとしていただかないといけないと思います。世のため人のため、本当に大代教育長らしい言葉をいただきましたが、地域、家庭、学校、これを結ぶということはですね、今までもずっと言われておりました。

来年度よりですね、二つの小学校が休校となりまして、新たな学区制が生じて参ります。以前、この学校統合問題で質問させていただいたときにですね、地域と学校を結ぶための公民館の必要性、重要性を訴えさせていただきました。地域が子供を育てるという考え方ですが、公民館がコミュニティスクールとして、その位置を確保すべきということは、本当に大切なことだと考えられております。この統合される二つの小学校下を含めて、どのような事業を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

また、文部科学省、生涯学習政策局社会教育課地域・学校支援推進室による学校を核とした地域力強化プランというものが出されておりますが、いまだあわら市では、この事業における地域コーディネーターが設置されておられません。この事業に参画して学校区を核として、しっかりとした地域づくり、まちづくりをしていくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 教育長、大代紀夫君。

教育長(大代紀夫君) ただいまの質問に対してお答えをさせていただきます。

さきの答弁でも述べさせていただきましたけれども、私は子供は地域の教育力なくしては健全に育っていかないものというふうに考えてお参りまして、各学校におきましては、地域の特性とか実情を生かしながら、地域に根差した教育を目指して学校区内の各種団体の代表者からなります、地域学校協議会というようなものを設けてお参りまして、これを福井型コミュニティスクールという形で設置をしております。

そこでは、学校運営の基本方針であるとか、学校ボランティアの運営、あるいは子供たちの安全対策や挨拶運動をやりましょうというようなことなどをいろいろ議論していただいて、地域での行事や活動の参加を進めていただいております。こうした地域の方々が学校を身近に感じていただくということで、開かれた学校づくりが進んで、地域の方々と子供たちが触れ合う機会がより多くなっていることが事実であります。

また、各公民館もコミュニティスクールの役割を持っているのではないかと議員からのご指摘でございますけども、今年度においてもですね、複数の公民館におきまして、子供と大人が一緒になってそば打ち体験をしたり、ケーキづくりをしたりするなど、公民館が地域の大人と子供をつなぐ交流拠点の役割を担う一面も見られております。

各館の館長には、私は館長会のたびに館長会に出かけるときに、「公民館にできるだけ子供を呼び込む手だてを考えてほしい」と。「子供を呼び込めば、自然と大人もついてきてくれるのではないか」ということで、私なりの持論ですけれども、それをお伝えさせていただくとともに、まず何か一つ新しい取り組みを始めてほしいという旨を伝えておりまして、各館で検討していただいているところであります。例えば、今年度、中央公民館が「ほのぼの展」というのを、先般、行いましたが、その中で、今年度初めて、こども園の園児の発表を取り入れていただいたことや、バレエ教室の発表を取り込んだということも、今までにない新しい試みでありまして、こういう公民館を地域コミュニティの拠点とするというような考えの一つと考えていただければ幸いです。

また、地域コーディネーターの設置についてでございますが、議員ご指摘のとおり、これは平成27年度に文部科学省が学校を核とした地域力強化プランというものをつくりまして、地域コーディネーターを設置しなさいというようなことで通知があったわけでございますが、実は福井県におきまして、全国学力学習状況調査の中から、福井県の小中学生は地域の行事にはよく参加するんだけれども、地域のために何をすべきかを考えるという積極的な部分では、低い数値になっているんですね。

こうしたこともありまして、今後は体験活動を通して子供たちが郷土愛を持って、そして地域の一員として、そしてふるさとに貢献しようとする心を育てるということで、公民館の館長さんとも連携を図りながら、学校と地域住民、企業などの橋渡しを行う、いわゆる地域コーディネーターを各学校長から推薦をいただきまして、それを教育委員会が委嘱させていただいて、福井型コミュニティスクールの機能をさらに向上させたいと考えております。

したがって、順次、平成30年度までをめどに全ての学校で、この地域コーディネーターを整備するよう現在準備を進めているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 一歩ずつ前進の気配が見えていいんです。福井型コミュニティスクール、これはわかっております。ただですね、これ、国からの予算は総額で52億円ぐらい出ていることなんで、それにやっぱり福井県が参画してないというのは、ちょっとこれは問題かなとも思うんですけども、やはり国家予算をとれるのであれば、そういった事業にいち早く手を挙げて起こして、そして地域に満遍なく、その社会教育の原点から子供の教育力をつけていくと。そういう考え方はですね、早いに越したことはないと思います。

この問題についても、またいずれやらせていただきたいと思います。地域力をつけるということですね、やはり過疎化、高齢化の進むあわら市にとって、今一番大切なのではないかと思います。消滅都市と位置づけられ、人口減少問題に取り組み出したとはいえ、結果が生まれてくるのは20年後、30年後でございます。そういった意味でもですね、教育委員会の抱える範囲というのは大変広いものであります。

最後に、この教育の施設、スポーツ施設も含めてですね、管理しております教育部長にお聞きいたしますが、公民館をはじめ、図書館、スポーツ施設など、本当に市民が使いやすくなっているのかどうか、まだまだ市民に使っていただくような努力をしているのかどうか、部長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 教育部長、道官吉一君。

教育部長（道官吉一君） お答えをいたします。

まず、各社会教育施設の利用につきましては、教育長が答弁したとおり、利用団体につきましては、登録制といたしまして優先的に使用できるよう配慮したところでございます。公民館や図書館につきましては、利用目的の有無にかかわらず、いつでも市民が立ち寄れるような雰囲気づくりが大切であるというふうに思っております。

今後も市民に開かれた施設となるよう、職員の接遇も含めまして指導して参りたいというふうに思っております。それが地域を愛し、ひいては地域の活性化につながればというふうに思っている次第でございます。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 社会教育の問題は、次の質問に通じますので、この問題はここで置かせていただきたいと思います。

ただですね、公民館を核とした社会教育の充実、そしてその発展はですね、是非、大代教育長が先頭に立ってですね、進めていていただきたいと思います。切に要望いたしておきます。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

行政区と行政連絡員についてご質問したいと思います。

新年を迎えまして、新たに行政連絡員の方々もかわられました。今、市の行政を支えていただいているのは市民であり、その市民との橋渡しをしている行政連絡員の方々の重要性というものは言うまでもないと思います。いわゆる地域住民の自治組織である行政区は、民主主義の核心の部分であり、行政の各種事業を進めるに当たり、自発的な同意が不可欠であります。

あわら市の現状を見ますと、やはり基本は市民の同意という言葉が常々使われており、その代表者である区長さんの役割に頼らなければいけないことが、多々あります。

今、過疎化と高齢化が進むあわら市にとって、この自治会自体の存続が本当に危ういのではないかと思うところです。地方自治行政、特にあわら市には重要なポジションを占める行政区及び行政連絡員について、どのようにお考えになっているのか、お教えいただきたいと思います。

また、行政連絡員の主たる職務として、「広報紙その他文書の配布に関すること」というものがありますが、諸般の事業の周知徹底などは、「広報あわら」に頼るところが大でございます。ホームページでの周知徹底の努力もされてはいますが、まだまだ「紙ベース」での広報が一番手っ取り早く、重要なものに違いありません。

現在、その配布を行政連絡員、いわゆる区長さんに委ねておりますが、いろいろな区がある中、配布まで時間がかかる場合や、自治会という任意団体だけに、加入者が減少しているところもあり、市民全域に広報が届くとは限らないと思います。

また、区長さんには、住民参加の祭りや行事を取り仕切るだけでなく、ごみ集積所の管理や防犯対策、高齢者の見守りなど、幅広い役割を担わされているだけに、その負担の重さに耐えかねた住民から脱退が起こったり、「住民サービスただ乗り」をめぐって、住民同士の係争が全国で多発しているのが周知の事実でございます。

あわら市においても、中心市街地と村部との地域格差が広がっているだけに、今後、このような問題が広がっていく懸念があるのですが、その点についてどう思われているか、お聞かせください。

昨年、区長さんに「空き家」の現状調査を依頼しましたが、このようにますます区長さんへの職務が増え、そのため区長さんのなり手が無い事態も起こっております。新しい行政区が生まれる場合や、小さい行政区が一つになっていく場合など、過疎化と高齢化によって生じる問題をどのように捉えているのか、またその対処法を考えているのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それとともに、便宜上、旧村を中心に地区区長会として活動をしてもらっているところですが、このようなしっかりとした小さな自治会の活動を行える地区区長会を増やして行くためにも、地域のかなめとなる公民館事業の必要性を強く訴えるものであります。この件は、さきの質問にも通じるところでありますけれども、地域の公民館がコミュニティの場となり、あわら市政の発展のためにも、自治会と協力して進んでいけるようにすることが必要と感じますが、いかがでしょうか。

人口減少に伴う消滅都市の問題を少し小さな範囲で捉え、住民サービスを支える

ために必要な政策を考えるべきだと思います。行政区との連絡調整の現状をいま一度考え直し、今後のあり方を考えて変えていく必要性を強く感じておりますので、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

まず、行政区及び行政連絡員についてであります。本市においては、地縁による地域住民の自治組織である「行政区」と市役所との連絡を密にし、市行政の効率的な運営を図るために、各行政区の代表者である区長さんに「行政連絡員」を委嘱させていただいております。

行政連絡員にご協力いただいている業務は、広報紙など市からの文書の配布をはじめ、市政に関する連絡事項の周知徹底や行政区に係る各種調査及び報告のほか、行政区内の住民の意見の集約など多岐にわたっており、市にとっては必要不可欠な存在であると認識するとともに大変感謝をいたしております。

次に、広報や回覧板などによる周知で、全ての市民に情報の伝達ができているのかとのご質問でございますが、行政区加入者に対しては、広報等が手元に届くまで若干の時間的なずれが生じることもあり得ますが、一定レベルの情報は全世帯に行き渡っているものと考えております。

なお、行政区に加入されていない市民に対しては、市役所ロビーのほか、各公民館や図書館等のほとんどの公共施設に広報紙を常備するほか、ホームページに掲載するなど、どこでも閲覧可能な状態となっております。さらにフェイスブックも活用しながら、積極的な情報提供をいたしております。

また、住民の自治会離れが全国的に広まっていること及び負担の大きな区長をはじめとする各種役員等のなり手が減ってきていることは、議員ご指摘のとおりでございます。本市におきましても、区長に対する負担の大きさと、なり手不足について、近年よく耳にするようになってきました。さらに、自治会離れの問題も少なからず危惧しているところであります。しかしながら、行政区がいわゆる任意団体であること、また地縁による結びつきで成り立っていることから、市として取り得る方法が極めて少ないというのが実情であります。

続いて、過疎化、高齢化に伴う行政区の存続等についてのご質問ですが、行政区内の住民が高齢化していくことで、地域の活力が低下することは疑う余地はないと思っております。ただ、そのような村部の行政区には、それぞれの歴史や生い立ちがあることから、簡単には合併などにより解決できるものではないと思っておりますが、現実的な問題に直面したときの対策について検討を始めていく必要を感じております。

なお、既に地域間で連携をとりながら、従来は行政区ごとで実施していた奉仕作業等を共同作業とすることで、負担軽減を図ろうとする取り組みや地域全体で活力の向上を図る事業を実施するなど、独自で対策を講じている行政区もあることから、

今後の参考としていきたいと思っております。

また、議員ご提案の公民館事業として、それぞれの自治会活動に協力することや、結びつきの強い地域で新たな自治区を設立し、大規模な自治会として活動していくことなど、地域や実情に合わせたさまざまな対策方法について模索していく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 本当に市の行政に携わっていくものとしては、本当に区長さんの仕事というのは大変必要だと感じておりますので、ただですね、今回の大雪の場合、除雪の問題とかを考えるとですね、区道というのがありますよね。市道から格下げされたようなところね。あの区道の管理なんかはですね、全部行政区の方にお任せしているのでしょうか、どうですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) ただいまのご質問にお答えします。

区道につきましては、いわゆる法定外公共物ということで、財産管理についてはあわら市、それから機能管理については地元というふうなすみ分けをしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 今ですね、行政区のですね、自治会離れが増えましてですね、区の負担金というのがなかなか出せなくなってくると思うんです、地元のね。そういったことも考えてですね、これからはやっぱりそういう問題も含めて考えていく時代が来ていると思います。

ただですね、市民の声を聞くということは、区長さんを通じてということは即効性もありますけども、全てを網羅しているわけではございませんので、区長さんをはじめとしてですね、多種多様な市民からの意見を聞く場合、市の職員としてはどのようなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

区長さん方のご意見につきましては、丁寧にお聞きをするということに心がけております。しかし、個人的な考えを言われます区長さんや、市民で区長さんを通さずに直接要望等を要求してこられる方もおいでになります。そのような場合には、その内容が区の総意であるか、また現実的な事案であるか、そのようなことを確認した上で対応するように心がけておりますので、ご理解いただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 共同生活のルールということを保つにはですね、町内会、区の

存在は欠かせないと思います。ごみ出しのルール、防犯灯の電気料の支払い、そして行政からの情報伝達、これらを考えますと、町内会非加入者の出現はある意味、サービスのただ乗りであり、町内会の存続自体危うくなります。先ほどの区道の件もそうです。こういった観点から、共同で暮らしているというコミュニティ教育というものの必要性を考えるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

ご指摘のコミュニティ教育と、これにつきましては、一言では言いあらわせないと感じております。地域の連帯性の醸成と言いかえることも、そのことは外れてはいないと考えておりますが、そしてコミュニティ教育というものは大変重要であるということは認識をいたしております。

一つの側面でございますが、区民同士が疎遠な状態になった場合には、防災的にも支障が生じてきます。災害時に地域で行う共助が重要視されている中、隣に誰が住んでいるのか、また何人世帯なのかもわからないままでは、助けようがないというのが実情でございます。このため市では自助、共助の重要性の周知に努めますとともに、自主防災組織の設立を促進しております。組織を設立していただき、区民同士のつながりの重要性が再認識されることがコミュニティ教育の一助となるのではと考えております。

また、市では世帯の移動があった際には、区長さんに連絡をしておりますので、各行政区におきましても、新しい方が入ってこられた際には、地域のルールや行事等につきまして、細かく丁寧な説明や対応をお願いしていただくことも重要であると考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 最後になりますが、総務部長にお聞きいたします。人と人のつながりを持つということの大切さは、十分ご理解のことと思います。今現在、若い職員が増えた市役所におきましてですね、区長さんをはじめ、市民とのつながりを持つためにはどういう心構えが必要なのか、どういう行動が必要なのか、最後に総務部長の経験をもとにして、一度教えていただきたいと思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） お答えをさせていただきます。

まずはですね、しっかりと挨拶をするということが一番重要であると考えてございます。市役所に来庁されたお客様には、明るくはきはきと対応するよう職員の接遇について指導いたしております。

なお、区長さんには、日ごろからいろいろと市に対しましてご協力をいただいておりますので、感謝の気持ちを持ち、市としてできる限り相談に乗らせていただき、

協力するということを心がけさせていただいております。

また、個人的な思いでもありますが、時間的な余裕があるときには、若干の世間話をするにはコミュニケーションをとることができ、お互いの距離感を縮めるということで、ひいては市職員のイメージ向上につながるのではないかと考えてございます。

さらには、市民の方々といろいろな話ができるよう、知識の習得に努めるということも大事でございます。間違えたことを市民の方にお伝えしないということは、これは一番重要でございます。

また、ほかの課のことですね、これらのことにつきましても、中や外で聞いたことにつきましては、自分の課のこと以外のことでありましても、当該課の方に伝えるというような、そういう気配りも重要であるというようなこと、このことですね、市民の皆様方と信頼関係を築くことができる方法であると考えてございます。

そのほかにですね、個人として地域の行事等に参画をするということも非常に重要でございます。このようにですね、さまざまな経験を重ねて初めて対応が可能となると感じてございますので、ご理解をいただければと考えております。よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 全く的を得ているものだと思います。300人近くいる市役所の職員、また残されていく職員にですね、きちっとその気持ちを伝えてですね、未来のあわら市をつくっていくための力として育て上げていただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

議長(坪田正武君) 暫時休憩とします。再開は午後1時からといたします。

(午前11時48分)

議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

三上 薫君

議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、9番、三上 薫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 9番、三上 薫君。

9番(三上 薫君) 通告順に従い、9番、三上、一般質問を行います。

国民健康保険制度改革についてであります。

平成30年度から始まる国民健康保険の制度改革について質問をさせていただきます。以下、なじみある「国保」という言い方をしております。

さて、国保は、我が国における国民皆保険制度を支える公的医療保険の中核として、これまで国民の健康保持、増進に非常に大きな役割を果たしてきました。

健康保険組合、健康保険協会、共済組合などの被用者保険に加入する者以外は、全て市町村を保険者とする国保に加入することが義務づけられていることから、国保は皆保険を支える「最後の受け皿」とも言われております。

しかし、市町村単位で運営される国保は、高齢者の加入者割合が高く、医療費水準が高いこと、また加入者1人当たりの所得水準が低く、制度基盤が弱いこと、財政運営が不安定になりやすい小規模保険者が多いことなどの構造的課題が指摘されました。

このため、国はこれらの構造的課題を解決するため、平成30年度から制度改革を実施することとしており、その改革の大きな柱は、都道府県が域内の市町村と合わせて国保の運営を担うとともに財政運営の責任主体となり、運営に中心的な役割を担うというものであります。このことから、平成30年度以降の国保の運営は、県が中心となって行うため、市の役割はかなり小さくなるものと考えている方も多いのではないのでしょうか。

現在、あわら市が運営している国保には、約3,900世帯、6,500人が加入しているようですが、この改革で一体何がどう変わるのか、関心が高いものと思われれます。

そこでお尋ねします。

まず県と市は、それぞれどのように役割を分担することになるのか、保険税の賦課や徴収は、どのような仕組みになるのかをお聞きします。

次に、県が財政運営の責任主体となるということは、市にとってはどのような意味があるのか、また、どのような影響があるのかをお聞きします。

最後に、加入者が納める保険税額は増えるのか、それとも減るのかをはじめ、加入者への影響はどのようなことが考えられるのか、以上の3点についてお答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 三上議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成30年度を初年度として国民健康保険の発足以来、最も大きな制度改革であります「運営の都道府県単位化」が行われようとしております。既に、制度の大枠は示されておりますけれども、詳細につきましては、現在も国と地方の協議の場である「国保基盤強化協議会」のワーキンググループにおきまして協議が続けられておりますので、想定をもとにお答えさせていただく事項がありますことをあらかじめご了承いただきたいと思います。

まず、県と市の役割分担等についてであります。県はこれまでの「市町の国保を指導する」立場から、県内全ての国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営など、国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政安定化基金の設置や運営を行い、制度の安定化を図ることとなります。また、国保の運営方針を策定し、医療給付費等の見込みに基づき、市町ごとの医療費水準や所得

水準を考慮した上で、市町が県に納付する「国保事業費納付金」を決定します。

なお、その財源となる国民健康保険税につきましては、標準的な算定方法等により、県が市町ごとの標準保険税率を算定し、これを公表いたします。市町は、この標準保険税率を参考にそれぞれの保険税率を決定し、賦課・徴収を行うこととされています。また、県は市町が保険給付に要した費用を全額、市町に支払うとともに、市町が行った保険給付の適否について点検することとなります。

一方、市町は、地域住民の身近にあって、国保加入者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かな事業を担うこととされています。内容といたしましては、これまでどおり、保険税の賦課・徴収のほか、被保険者証の交付や資格管理、保険給付の決定を行います。また、特定健診などの保健事業を実施することにより、医療費の適正化を図ることとなります。

次に、県が財政運営の責任主体になるということの意味や影響につきましては、さきに県の役割について申し上げましたとおり、「規模が小さく、財政基盤が脆弱な国保にあって、県が財政運営の責任者として、また、共同の保険者として、運営の中心的な役割を担う。」というこのことが、国保を安定して運営する上でも最も重要であり、市町にとりましても心強い点であると考えております。

なお、これにより期待される効果といたしましては、地域医療構想を含む医療計画の策定者である県が、国保の財政運営にも責任を有する仕組みになり、良質な医療の効率的な提供にかかわること。また、統一的な国保の運営方針等により、市町の事務遂行の効率化やコスト削減、システムの標準化が促進されることなどが考えられます。

最後に、加入者が納める保険税額が変わるのか、すなわち保険税率を変えることにつながるのかということにつきましては、現在のところ、標準保険税率の算定方法が示されておらず、正確なところは申し上げられませんが、今後、県が市町ごとに示すこととなる標準保険税率は、医療費水準が高い市町の保険税率は高く、医療費水準が低い市町の保険税率は低くなるのが原則になるものと思われれます。

現在、本市における医療費は県内でも高い水準にあることから、この原則に従えば、本市に示される標準保険税率も、県内の平均と比較して高くなることが予想されます。市は、この標準保険税率を参考に保険税率を決定することから、保険税率を低く抑えることはできないものと考えております。

加入者に対するその他の影響につきましては、引き続き、市が直接の窓口となって事務を執行いたしますので、現行と比べて大きな変化はないものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 9番、三上 薫君。

9番（三上 薫君） ただいま城戸橋部長から答弁をいただきまして、平成30年度以降の県と市の役割がどのようになるのかについては、大体理解はできました。もう少し市の役割が減るのかと聞いていたのですが、ほとんど現在のままということで

認識をいたしました。

その上で、1点お聞きします。

先ほど答弁の中で、県が財政安定化基金を設けるとの話があったかと思うのですが、どのような規模で、どのように運営されるのかをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) お答えいたします。

財政安定化基金であります。国では国保財政の安定化を目的といたしまして、総額2,000億円規模で積み上げ、被保険者数に応じて各都道府県に配分することといたしております。この基金は、原則として市町村において歳入不足が生じた場合に基金から貸し付けを受け、翌年度において償還することとなっております。

なお、不足する原因が災害などの特別な事情による場合には、基金からの貸し付けではなく、交付される仕組みとなっております。

このように国保税の減収などにより財政不足となった場合でも、財政安定化基金を活用することにより、保険給付費等の支払いを確保できる仕組みとなっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 9番、三上 薫君。

9番(三上 薫君) いずれにしても、国保の歳入不足が解消されることは考えにくいのですが、基金からの貸し付けを受けて、翌年度の償還では一般会計の解消にはつながらないと考えますが、いずれにしても、特定健診など健康事業の推進に努め、医療費の適正化に努めていただくよう要望して、私の質問を終わります。

仁佐一三君

議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、1番、仁佐一三君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

1番(仁佐一三君) それでは通告順に従いまして、1番、仁佐一三が質問いたします。

老人福祉施設について質問をいたします。

平成27年5月22日の厚生経済常任委員会協議会において、老人憩いの家「百寿苑」は、平成28年度をもって廃止する予定とのことであり、その機能を市姫荘に統合すると聞いております。その一方で、元気な高齢者を対象に保健センターを、健康維持や介護予防のための施設を位置づけて、必要な体制を整えたいとの提案がありました。そこで次の点をお伺いいたします。

まず、保健センターの事業を始めるのはいつごろになるのか。

2点目、平成28年度の当初予算に予算がついておりますが、どのような改修を

行うのか。

3点目、現在行われている保健事業には支障がないのか。

4点目、基本的なメニューはどのようなことを考えているのか。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 仁佐議員のご質問にお答えいたします。

本市における高齢化率は、昨年中に30%を超えておりますが、2025年には団塊の世代全ての人が75歳を超えるなど、更なる高齢化が進むことにより介護サービスの需要はますます高まることが予想されます。

こうした中、平成26年度に介護保険制度が改正され、29年度までに「新しい総合事業」に取り組むこととされています。この総合事業では、高齢者の介護予防と日常生活支援に重点を置き、地域における高齢者を支える取り組みが求められています。

このため、市といたしましては、認知症を含む介護を必要とする状態とならないようにする取り組みや、自宅における日常生活を支える仕組みづくりに力を入れて参りたいと考えております。これら基本的な考え方により、保健センターを高齢者の健康維持や介護予防のための拠点施設とすべく、厚生経済常任委員会協議会においてお示したところであります。

さて、お尋ねの開始時期についてであります。新しい総合事業に備える意味合いから、来年度から暫定的な取り組みを開始したいと考えております。まずは、介護予防のための施設であることの理解を促すとともに、参加者の意見等を踏まえながら、順次メニュー等の充実を図り、29年度当初の本格実施へとつなげていきたいと考えております。

次に、保健センターの施設改修についてであります。利用者の利便性や使用環境を向上させるため、28年度予算において、トイレの洋式化や健診ホールのカーペット張りかえ工事等に400万円を計上いたしております。

続いて、保健事業への影響につきましては、現在の市民健診や乳児健診等による使用状況に加え、新たに介護予防機能を組み入れたといたしましても、十分な調整が可能でありますので、保健事業への支障はないものと考えております。

最後に、事業内容についてであります。軽体操、レクリエーションなどを取り入れた介護予防や認知症予防のための教室、また専門職による健康相談等を行いながら、介護予防の充実に取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

1番(仁佐一三君) 1点、提案をさせていただきたいと思っております。現在の保健センターの玄関先というか、廊下というか、少しわかりませんが、それらのところで

すね、ソファなどの設置をしてですね、歓談をする場所をロビーとして活用できるのではないかとこのことを提案したいのであります。

それからですね、先ほどの答弁の中にもありましたが、健康維持や介護予防の拠点施設として、より多くの人が集える、楽しめる、また利用しやすい雰囲気づくりにも是非、力を注いでいただきたいと考えております。

そして、健康づくりのためのメニューなどはしっかりと取り組んでいただき、力を注いでいただきたいと思っております。

以上で答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) ただいまご提案をいただきました保健センターを使いやすいものにご要望という具合に捉えましたが、先ほど申し上げましたように、今後、介護予防の取り組みは非常に重要なものと考えております。したがって、1人でも多くの皆様に気軽にお集まりいただくことが非常に重要であると考えております。そういったことから、改修工事等とは別にですね、今後、本格運用を始めるまでの間に、集まって、そこで語り、またお互いに交流を深める、そういった温かい場にしていきたいと考えております。

また一方で、近くには子育て支援センター、あるいはシルバー人材センターもございますので、そういったことから、多世代が集まって十分にそこにぎわいがつくるといったような雰囲気を醸し出すために、ご提案のことも踏まえながら、今後対応して参りたいと考えております。

1番(仁佐一三君) 以上で終わります。

平野時夫君

議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、3番、平野時夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) 通告順に従いまして、平野時夫、一般質問をさせていただきます。

また、「がん」についてかと思われるかもしれませんが、このとうとい命を守るという観点から、あえて取り上げさせていただいております。

がん検診の強化策について質問いたします。

本年1月20日に国立がん研究センターが、がん患者の10年後の生存率が同じ年齢、性別の人に比べてどれだけかを示す10年相対生存率は58.2%との集計結果を初めて公表いたしました。治る目安とされる5年後の相対生存率63.1%からの経過幅は一部のがんを除いて小さく、全体で4.9ポイント減にとどまっております。

ちなみに、胃がんの5年生存率は70.9%、10年生存率は69.0%、肺がんは5年が39.5%、10年が33.2%と生存率が低く、乳がんに関しては88.7%と80.4%で経過幅は8.3ポイントに達しています。

また、肝臓がんに関しては、治療後も死亡率が高いままで5年生存率は32.2%、10年は15.3%であります。

国民の2人に1人はかかっているがんを予防する上で、重要な検診の受診率向上に向け、厚生労働省は2015年度補正予算案で、対象者に受診を呼びかける個別受診勧奨及び再勧奨を強化します。個別勧奨の対象に胃がんと肺がんを追加するほかに、対象者の受診の意向や日程の希望を調査します。

昨年12月に公表された「がん対策加速化プラン」に基づく取り組みで、いずれも市区町村に対する補助事業として実施するものであります。補助率は2分1ですが、今回の追加により個別勧奨は乳がん、子宮頸がん、大腸がんを含む5大がんが全て対象になります。対象年齢は、子宮頸がんは二十から5歳きざみで40歳まで、その他が40歳から50歳きざみの60歳までとなっております。

さて、国は現在、がん検診の受診率50%の目標を掲げております。胃がん、肺がん、大腸がんに関しては、当面40%の目標を掲げておりますが、本市においても、がん検診受診者拡大推進事業に力を入れていただいているところであります。また28年度、県の当初予算のがん検診の推進事業に5,636万円が計上されております。中小企業の40歳検診で胃がんの危険性を高めるピロリ菌の検査費用を新たに支援する、血液で13種類のがんを検査できる体制も整備するとしています。国内のピロリ感染者は、現在推計で約3,500万人に上ることを踏まえ、早期発見、早期治療を推進する検診体制の構築が重要であります。

私は、26年度の12月議会で、胃がんリスク検診について質問いたしました。そこでお伺いいたします。

本市における過去数年間のがん検診受診率の推移は、現在どのようになっているのでしょうか。

また、自己負担金がかかるがん検診を受診する際の経済的負担を軽減して、受診率向上につなげるためにも、各がん検診の無料化を是非実施していただきたいと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

また、市が実施している健康診断にピロリ菌検査を導入するということでしたが、その後の状況をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 平野議員のご質問にお答えいたします。

議員からご紹介をいただきました、国の「がん対策加速化プラン」であります。まずは、予防や早期発見を進め「避けられるがんを防ぐ」こと、次に、治療や研究を推進し、「がんによる死亡者数の減少」につなげていくこと、さらには就労支援や緩和ケアなどを含む包括的な支援により、「がんと共に生きる」ことを可能にする社

会を構築することを三つの柱といたしております。

国が定める「がん対策推進基本計画」では、5大がんの受診率50%を目標に掲げているところですが、本市におきましても、さまざまな機会を通して「がんの早期発見・早期治療」を呼びかけることにより、当面の目標として受診率40%以上を掲げているところであります。

さて、1点目のがんの検診受診率の推移についてであります。平成24年度は36.5%、25年度は34.9%、26年度は36.5%とほぼ横ばいの状況となっており、いまだ目標に達していない状況にあります。

次に、がん検診の無料化についてであります。本市では、市独自の取り組みとして、23年度から胃がん検診の無料化を、26年度からは子宮頸がん検診について、二十から40歳までの対象者を無料としております。また、国の補助を受けて、大腸がん検診や乳がん検診において、指定対象年齢の無料化も実施しているところであります。

なお、その他のがん検診における個人負担金につきましては、検診を実施する事業者へ支払う委託料の一、二割程度に抑制するなど、受診しやすい料金設定としており、全ての検診項目において全国平均を下回っております。したがって、受診者の経済的負担には十分配慮しているものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、ピロリ菌検査についてであります。本年度の集団検診から、「ピロリ菌抗体・ペプシノゲン検査」を導入いたしております。これは、ピロリ菌検査のみでは胃の委縮が進んだ場合に、検査結果が陰性と判断されるおそれがあることから、ピロリ菌の有無と胃の委縮度をあわせた検査を行うもので、これまでの受診者数は147人となっております。

今後とも、受診勧奨を積極的に行うなど、受診者の拡大に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 3番、平野時夫君。

3番（平野時夫君） ありがとうございます。ピロリ菌の検査が導入されたということで、私も一安心ですけれども、もっともっと受診率がアップするような働きかけを強力に進めていただきたいと思います。1人でもとうとい命が救われると、早目に発見されて救われるということで、力を注いでいただきたいと思います。

愛媛県の新居浜市で、今年度から7種類のがん検診の無料化を実施しております。結果、受診率が大幅に向上しています。今年度1月末現在の受診者の数は、昨年度に比べて、肺がんは2,000人も増えており、胃がん、乳がんはともに約2倍に増加しています。前立腺がんは約3倍を超えるなど、飛躍的に向上しております。また、がんに進行する可能性が高いと言われているB型とC型肝炎のウイルスの健診も無料にした結果、受診者の数は約6.8倍にも跳ね上がったそうであります。このがん検診の無料化を受診率アップのための手段と捉えるのか、生命尊厳の視点に立

つのか、この実例をどう認識するかであります。市長のご見解を聞かせていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 新居浜市の例を挙げられましたけれども、その前にですね、今ほど担当部長の方からも答弁申し上げましたけれども、いろんながん検診について、あわら市としても受診率がちょっとまだ十分でないとは思っておりまして、受診率アップにいろんな努力をしております。いろいろな助成制度も含めてですね、受診される方の経済的な負担というものをなるべく抑えるように努力はしておりますし、全国平均的に見ても、まあまあいい方ではないかなと思っております。

そして、今のピロリ菌の検査につきましても、新年度から開始いたしますが、これも平野議員のご質問も一つの契機となって、そういう努力をさせていただくわけです。本題の無料化について、受診率アップの手段と捉えるのか、生命の尊厳と捉えるかという大変難しいご指摘でありますけれども、まあまあ、二つの概念が対立するものではないのではないかなと思っております。受診率をアップさせることによって、死に至るものを何とかそうさせないということが、結果として命の尊厳をとつとぶということにつながっているんだろうと思っております。

じゃ、逆にですね、無料化しなかったら、命の尊厳を考えていないのかということ、決してそうじゃございませんで、それはお互いに一生懸命努力をしていることですので、そのように私としては捉えたいかなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) ありがとうございます。

もはや国民病とも言われているがんとの闘いは、この先、永遠と続く大きな課題でありますけれども、行政として市民の命と健康を守る施策に全力で取り組んでいただきたいと申し上げ、質問を終わります。

二つ目の質問ですけども、24時間営業のコンビニエンスストアのAEDの設置について質問させていただきます。

AEDは、一般の人に使用が解禁された2004年から2014年末までに累計63万6,000台が販売されております。このうち医療、消防機関以外の駅や商業施設、学校など一般施設向けは約51万台に上ります。現在、日本は世界で最もAEDの普及が進んだ国となっています。

しかし、国内では年間7万人を超える方々が突然心肺停止となっております。この心肺停止となった際に、AEDが使われるケースはほんの一部であります。AEDを効果的な場所に配備し、有効に活用すれば救える命はたくさんあります。

本市でも公共施設などに設置されておりますが、それを利用できるのは平日の時間帯が多く、夜間及び休日は施設の玄関が施錠されているため使用できない場合があります。

そんな中、静岡県三島市では、市内の24時間営業のコンビニエンスストアに協力を依頼して、市が店内にAEDを設置して24時間利用しやすい体制をとっています。迅速な119番通報、心肺蘇生法の実施、迅速なAEDによる一次救命処置、そして医療従事者による二次救命処置、これらを迅速かつ正確に行えることが救命率向上につながると考えます。

そこで質問いたします。

24時間利用可能なAEDの設置場所として、市内のコンビニエンスストアに設置することについては、どのような考えを持っておられますか。

それから、財政負担の軽減策としてAED付きの自動販売機の設置を条件に、無償でAEDの設置をしている民間企業との連携についても、どのように考えておられるでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

AEDを市内のコンビニエンスストアに設置することについてであります。確かに、適切にAEDを使うことで救える命は多く、AEDの利用しやすい体制を整備していくことは重要であると考えております。このことから、24時間営業しているコンビニエンスストアにAEDを設置することは、夜間や休日でも利用できるため、一つの有効な策と考えます。

しかしながら、この方策は、コンビニエンスストアの設置密度が高い都市部において有効な手だてとなりますが、あわら市のようにコンビニエンスストアの数が少なく、市街地に偏在しているケースでは、コンビニエンスストアでAEDを借りるための往復の時間よりも、救急車を呼んでから到着するまでの時間の方が短い場合が多いと思われま。

また、本市の救急救命業務を担っている嶺北消防組合によりますと、AEDは心臓が止まったときに使えば、必ず蘇生する「神の機械」であるといった捉え方をしている人も結構おられるとのことでした。しかしながら、AEDはあくまでも特定の心肺停止の場合にしか作動しない仕組みになっており、しかも180秒以内にパットを装着しなければ、救命率が極端に低くなると言われているそうです。したがって、すぐそばにAEDがない場合には、的確な心肺蘇生を行うことが効果的であると考えられるとのこと。

また、コンビニエンスストアにとっては、AEDを借りに来た方が使用方法を知らない場合には、その使い方を説明する必要があるため、全従業員にAEDの取り扱いを含む救命講習を受講させる必要があります。しかし、アルバイトやパート従業員が多い業種であるため、確実に全員に受講してもらうことは、困難であろうと考えております。

以上のことから、現時点では、市の負担でコンビニエンスストアの店内に設置する考えはありませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、A E Dつき自動販売機の設置を条件に、無償でA E Dを提供してくれる民間企業との連携についてであります。本来高価なA E Dを、自動販売機の設置を条件に無償で設置できるという点は有益であると考えております。

しかしながら、このA E Dつき自動販売機を設置する場合は、維持費の関係から一定以上の売り上げが必要となるため、設置場所が特定されてしまうことや屋外に設置する際には、その管理責任等をどうするかなどの課題が多いと思っておりますが、設置事業者と設置場所提供者との間で、これらの課題の調整ができた上で自動販売機が設置されることは、市として望ましいことであると考えております。

いずれにいたしましても、今後、新たな方策がないものか嶺北消防組合とともに検討したいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) ありがとうございます。市内に、私の頭では10軒ぐらいかなと思っていたんですけども、お聞きしたら、十四、五軒あると聞いております。この小さなあわら市内で十四、五軒コンビニがあるということは、いざというときの食料供給とかいった面でパワーを発揮するんじゃないかなって思います。多いと見るか、少ないと見るか、本当に一昔前だったら、コンビニの数は今の数ではちょっと想像できないくらい進出してきておまして、本当に我が地域の、我が町の明かりというか、灯台というふうな捉え方ができると思います。

今現在、あわら市内の公共施設には何カ所A E Dがあるのでしょうか。また、そのA E Dはレンタル品なのでしょうか、それとも、そうではなく購入したものでしょうか。また、レンタルであれば、レンタル代金はどのくらいでしょうか、ちょっとお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

公共施設におけるA E Dの設置数でございますが、公民館や各小中学校など39の公共施設に42個設置してございます。これらは市が購入、または寄附をいただきまして取得したものであり、本市におきましてはレンタル・リースはございません。

参考にレンタル料金を調査いたしましたところ、物件にもよるようでございますが、標準的なもので月額5,000円ということでございました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) A E Dは大変高価な器具でありまして、財政的にも、たくさん設置しようと思うと大きな費用がかかります。

A E Dの設置のマップをつくってはどうかと、市内のどこどこに配置されているというマップをつくってはどうかと思うんですけども、どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

AEDの設置状況についてのマップ作成でございますが、これにつきましては、嶺北消防組合のホームページ上に公開されており、紙ベースでのマップにつきましては、現在予定をいたしておりません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) 消防組合のホームページを見ないと、どこどこに設置されているか、ちょっとわからないという今の状況なんですけども、そんなに難しいことではないと思いますけども、つくっていただければありがたいなと思うんですけども、是非、前向きに検討していただきたいと思います。

今後は、AEDの器具を増やしていくお考えはないでしょうか。また、財政的にはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

AEDを増やすかどうかについてのお尋ねでございますが、このAEDの設置にかかります費用や設置後のメンテナンス等の問題もございまして、民間施設につきましては、民間における設置をお願いしていきたいと考えてございます。

また、公共施設につきましては、新規の設置は行わずに、既に設置してございますAEDの更新にとどめたいという考え方でございます。

財政的なことにつきましては、一般的にAEDの耐用年数につきましては6年程度となっております。本年度につきましては、既に設置してございます分の中から18個の更新を予定しておりまして、予算ベースでは市全体で400万円を超える金額となっております。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) 当然、心肺蘇生の手だてがわずかな時間でもおくれれば、間違いなく救命率は下がってしまいます。1分たつごとに生存率は10%も低くなると言われております。

救急車が到着するまでの間、周りの方々がどれだけ適切に救命措置ができるかが大事になってきます。私も昨年、普通救命講習を受けました。AEDがあれば心強く、救命率も上がると思います。現実、周りに心肺停止状態という緊急事態に直面することは、ごくまれにしか起きないでしょう。しかしいまや、いつどこで何が起きてもおもてなしではないのです。きょうか、あすか、身近なところで事故や事件、また異常気象による災害等が発生するかもわかりません。近年さまざまな分野における危機管理体制の整備と強化が叫ばれ、重要性が高まってきております。いざとい

うときの「備えあれば」ではないでしょうか。

そこで、今や目覚ましい発展と進化を続けているコンビニエンスストア業界ですが、各地域の中において多くの社会的役割を担っております。そのことを踏まえ、私は24時間365日、いつでもすぐにAEDが使える体制とまちづくりが必要であると考えます。したがって、あわら市が安心安全のまちとして一步リードしていくことでアピールにもつながると思います。

今後、先進地のところの研究にも取り組んでいただき、本市と嶺北消防組合とコンビニ業界との間で、AEDの夜間使用可能な方策について、是非、前向きに検討していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

山川知一郎君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、12番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 12番、山川、3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、イノシシ捕獲対策についてでございます。

2月14日の福井新聞に、農作物のイノシシ被害が急増しており、被害圃場数は前年の倍に達しているとの報道がされました。イノシシの生息区域も細呂木、北潟、吉崎に広がっており、サツマイモの産地である富津にも出没しているとのことです。捕獲頭数も本年度は既に300頭を超えているとのことですが、現状をどのように認識しているのか伺います。

市は、緊急対策として、3月末まで何カ所かで巻狩りを実施するとしており、一部既に実施されていますが、成果は上がっておりません。イノシシが農地に侵入することを防止するための電気柵や金網固定柵の設置も、それなりの効果はありますが、弱点もあり、爆発的に増える個体数を減らさなければ、被害を減らすことはできないと考えます。電気柵や金網固定柵、また、おりの維持管理等に対する支援を一層強化することが必要ですが、さらに捕獲数を増やすために狩猟免許取得者の養成、捕獲技術の向上等が必要と考えますが、これらの点についても市長の考えを伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） 山川議員のご質問にお答えいたします。

イノシシによる被害は、農産物のみならず畦畔や公園の緑地などでも確認しております。また、被害区域につきましても、細呂木・吉崎地区に拡大してきており、農業共済への申告面積も倍増している状況で、北潟・富津地区においても畑作被害の報告はないものの、足跡を確認するなど活動範囲が広がってきていると思われま

す。

このような中、地域での負担となっていた埋設によるイノシシの処分を、本年度から市単独事業により民間業者での焼却処分としたことで負担軽減が図られたこと、さらに箱わな51基、くくりわな17基を整備し積極的な捕獲に努めたことにより、本年度は1月末現在で捕獲頭数は307頭となり、昨年度に比べて倍増する結果となりました。あわせて、従来の被害防止策としても、これまでに総延長42kmにわたり固定柵を設置いたしております。

また、捕獲わなの増加に伴い、これを管理する必要があるため、平成26年より各地域において狩猟免許取得者の確保をお願いしてきました。なお、その免許取得費用を助成していることもあり、現在16名の方が活動しております。

行政報告でも申し上げましたように、暖冬が続く中でイノシシの個体数は確実に増えていると考えられ、この年末年始は特に暖かく、今後、繁殖時期を迎えることから、緊急対策として1月、2月に巻狩りを実施したところであります。

なお、28年度におきましても、獣害対策予算として固定柵及び箱わな等の整備や狩猟免許助成などに要する費用を計上いたしております。

今後も地域の情報はもとより、専門家や先進事例を参考にして、被害低減に向けて努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 今のご答弁がありましたけれども、年間、大体被害額というのは、どれぐらいだというふうに見ておられるのでしょうか。

それから、富津にも足跡があるということですが、富津に入っているのは間違いがないというふうに思います。もちろん今までの電気柵や固定柵は全て地元が計画をして、それに助成するということができているわけですから、富津も富津区の方がいろんな具体的な計画を出さなければ進まんとは思いますが、しかし本当に富津はサツマイモの産地で、あわら市にとっても重要なところであります。早くですね、侵入防止の柵をすとかですね、そういうことはせないかんのではないかなと。だから、地元から何か言うまで待っているということではなくて、市からですね、積極的に働きかけて、そういう対策をとる必要があるのではないかなというふうに思いますけれども、そのあたりについてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

被害額につきまして、今ちょっと集計した数値が手元にございませぬので、後日またご報告させていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

富津のイノシシ対策の件でございますが、現在、富津地域ではハクビシンとか、そういった小動物の被害が非常に多いということで、小さいおりなんかを設置して

対応しているところでございます。

イノシシに関しましても、また同様でございます、その富津地区のそういった場所にイノシシのおりというのを貸し出しできることがありますので、そういったもので対応していただいて、当面はそういった形の対応が一番適しているかなというふうに思っております。

また、もとより鳥獣対策協議会というのがございまして、その協議会を介して、いろいろなさまざまな施策を進めている関係もございまして、そういったことで地域の皆様方にも、そういったいろいろな対策を進める上でのご協力、ご支援をお願いしながら進めている関係上、当地区におかれましても、そういったことを機会があるごとに、またいろいろご相談をさせていただきたいなというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 私のいる劔岳とかですね、そういうところは前々からさんざん被害を受けていますので、対応もそれなりにわかっていると思いますが、富津なんかはですね、やっぱり初めてですと、なんか被害を受けなければ、なかなか腰が上がらぬのではないかなと。先手を打ってやっていくというふうにはですね、なかなかならぬのではないかなという気もします、是非そこらは市としては積極的に対策を講じるようにですね、進めていっていただきたいなというふうに思います。

もう一つはですね、市長も大変危機感を持たれたからだと思いますが、今年に入って緊急に巻狩りをやられました。まだこの後もやる予定があるというふうに聞いていますけども、巻狩りはですね、残念ながら、今までのところでは1頭も捕まっていないという状況だと思いますが、今まで巻狩りをですね、何回やって、どのような成果があったかということですね、私は先日、これも新聞には、隣の坂井市はですね、いろいろ現地で講習会とかね、そういうことをやっているという報道がされていましたが、もう一つきちとですね、イノシシの生態とか、そういうものがわかっていないのではないかなと。だから、猟友会の方に聞きますと、巻狩りもやり方が悪いという意見があります。やっぱりイノシシの習性をよく知った上でですね、やらないと、「そんなもん成果が上がらぬ」というふうに言っております。一つは、私はこの生態調査とかですね、そういうものをもっときちとやる必要があるのではないかと、またあわせて捕獲技術について、専門家なりですね、先進地にもっと学んでですね、捕獲頭数を増やすということが絶対必要というふうに思いますけれども、その点についてはどう考えているのかということと、先ほどちょっと箱わなとか、おりとかも今年増やすような答弁だったと思いますが、具体的に今年の支援策は昨年と比べて、さらにどれくらい増えるのか、そのあたりについてもちょっとお願いをしたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） 巻狩りの成果等についてのお尋ねでございますが、1月に1回目の巻狩りをいたしました、熊坂地区でございますけれども、そのときは1匹も発見することができなかったという状況でございます。

去る2月28日に2回目の巻狩りを山室の方で実施をいたしまして、そのときは2頭のイノシシを追い出すことができました。しかしながら、最終的に捕殺という行為も猟銃を使ってしたんですが、捕殺には至らなかったというふうな状況でございます。

今後さらに、そういう前回の反省を踏まえまして、また別な地区で今計画を予定しておりまして、そういった巻狩りという狩りの手法でございますが、非常にただ追い立てればよいというものではなくですね、野生の動物が追い立てられて非常に逃げていくという、ただ逃げるわけではなくて、本当に早いスピードで走り回りますので、なかなかそれをしとめるというのは難しさが、前は本当にそういう教訓を持ったわけでございます。何とか足を止めさせることも一つの方法かなと思って、今いろいろ追い込み方のことについて、猟友会の皆様とご相談しながら、今進めているところでございます。

それと、生態調査の件でございますが、やはり現状の状況がつかめないとの的を得ないところで巻狩りを実施しても、非常に難しいと、成果が出ないということもありますので、いろいろ今調査の実施に向けてですね、検討させていただいております。ただ、なかなか生態調査といいますのも、一時にできるものではございませんし、また実施機関についても県内に特になんかということでもございまして、そういったことも時期を見ながらですね、ちょっと生態調査についても取り組んでいきたいなと、今は協議をしているところでございます。

それから、巻狩りのやり方につきましてですね、猟友会という話でもございまして、それと研修会の話もございましたね、先般、坂井市の方で獣害対策の研修会議が開催されたというのは新聞にも載ってございましたけれども、あわら市にもご案内をいただきまして、市の職員もあわせまして、地元の関係者も講習会に参加いたしました。そういった中で、非常に有益な研修であったというふうな情報も聞いておりますので、今後本市におきましても、そういった研修を進めて参りたいなというふうに考えております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） ちょっと支援策についてはなかった。支援策とあわせて、さっき狩猟免許の保有者は16名ということでしたけれども、これはあわら市全体でしょうか。たしか猟友会は旧金津と芦原と別々になっているんだと思いますが、両方合わせて16名でしょうか。旧金津で何名かというの、ちょっとあわせて回答をいただけたらと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） 失礼しました。

今年度の獣害対策の予算についてでございますが、昨年から処分費を盛り込んでおりまして、この処分費につきましては、3月の補正予算で計上させていただいた関係でございますが、今年度につきましては、当初からそういう計上をしております。それから、獣害対策駆除事業としまして950万ほどを計上しております。それから、総合対策費用としまして600万ほどの計上となっております。

それから、16名の狩猟免許者でございますが、あわら市全体が16名ということでございます。

12番（山川知一郎君） 旧金津は……。

経済産業部長（川西範康君） 狩猟免許者の芦原、金津の割合ですけども、ちょっと手元に資料がございませんので、申し訳ございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） なんか猟友会は旧町ごとにあって、必ずしもうまく連携がとれていないというような話も聞きますので、旧芦原の方の方はあんまりイノシシ対策とか、そういうことには取り組んでいないようなこともちょっと聞きましたので、数自体もですね、もっともっと増やさないとなかなか対応できないのではないかと、いうふうに思いますし、そこらの猟友会の連携というか、そういうことも是非うまくいくようお願いをしたいと思います。

それから、私、前々から言っておりますけれども、どうしても柵をつくって出てくるのを防ぐということも大事ですが、同時にやっぱり何としても捕獲して数を減らす、そのためにはとったイノシシを解体、加工して食肉としてね、食べる、これをやっぱり、最近マスコミでもかなり取り上げられて少しずつ広がってきているようには思いますけども、どうしてもこれをやっぱりね、積極的に進める必要があるなど。そういう点では、前々から、是非あわら市だけではなくて、坂井市とも協力して、処理施設をつくるべきだということを言っておるわけですが、まあ、なかなか公的な施設としては難しいかもしれませんけども、加賀市にもそういう施設があると。福井市にも今3カ所ぐらいあるというようなことでありますので、民間として、そういうものをつくっていくのを市としても積極的に応援するというのをですね、是非考えていただきたいというふうに思うわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） イノシシの食肉加工施設につきましては、嶺南の方でも、そういった運営事例もございますし、嶺北地域におきましても、そういった加工施設と焼却施設をあわせたような施設をつくってほしいというようなご要望も幾つか聞いております。そうした中で、坂井市、あわら市に限らずですね、もう少し

範囲を広げた大野、勝山、そういった地域の皆さん方とも、そういった話を進めるべくいろいろご相談をさせていただいているところではございます。ただ、まだ具体的にそういった運営面であるとか、費用面であるとか、そういった非常に難しさがございまして、行政の支援なくてはなかなか経営がいかないというような状況もございます。

それと、民間企業のことにつきましては、今本市の方にはそういったご相談は一つも受けておりませんが、近隣のそういった事例もあるということであれば、また参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) とにかく暖冬ということもあると思いますが、爆発的に増えておりますので、是非一層の対策の強化をお願いしたいというふうに思います。

これで一つ目を終わらせて、二つ目の問題は。

議長(坪田正武君) 山川議員、すいません、大分時間が過ぎましたので、ここで暫時休憩を入れたいと思いますので、2番、3番はですね、休憩後にまた再質問ということをお願いしたいと思いますので、暫時休憩としたいと思います。

12番(山川知一郎君) はい。

議長(坪田正武君) 再開は、午後2時半から再開しましょう。

(午後2時13分)

議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時28分)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) では、二つ目の問題を質問いたします。

JR芦原温泉駅東口ロータリー建設についてでございますが、このロータリーをつくること自体は、平成18年に示された計画の中にもあったのはあったと思いますが、西口の方にはですね、二つロータリーをつくるという計画になっております。もちろん東口にも、それはロータリーがあればあったで、あった方が便利だということはわかりますけれども、どうしてもですね、つくらなければならないのか。まあ、西口のロータリーだけで私は十分対応できるのではないかというふうに思います。なぜ、どうしても東口に必要なのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

それと、2番目にはですね、今地元の住民に立ち退きを求めていますけれども、住民の理解は十分得られていないのではないかというふうに思います。今までの進め方に大きな問題があったというふうに思いますが、今後、この地元に対してはどのように対処していくのかについても伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） お答えをいたします。

まず、整備新幹線の事業主体であります。新幹線の鉄道施設については鉄道・運輸機構が、駅広場やアクセス道路などの都市施設については、沿線の自治体が事業主体となって整備が進められております。本市においても、平成34年度の北陸新幹線敦賀開業に向け、駅周辺の整備を進めているところであります。

なお、整備に当たりましては、平成18年3月に策定した「芦原温泉駅周辺整備基本計画」に基づき事業を進めております。ご質問の東口に関しては、当該基本計画の中において、東口広場と東口アクセス道路が整備すべき施設として位置づけられており、駅の東側からの利用者に対しても必要不可欠な施設であると考えております。

次に、計画の実施に当たっての今後の対応についてであります。昨年5月に鉄道・運輸機構から、駅の形態と路線について、地平駅から高架駅へ変更し、さらに線路位置を東側に約2m移動するとの説明がありました。この説明を受けて、本市では、東口周辺の整備計画の見直しを行い、関係者に対して、8月13日の説明会を皮切りに3回の説明会を開催したところであります。

駅東側においては、公共用地がなく、新たに事業用地を取得する必要があることから、地域住民の方々のご理解とご協力が不可欠であります。対象となる区域に住んでおられる方に対しましては、生活の拠点となる住まいの移転をお願いすることにもなり、大変なご迷惑をおかけすることになります。引き続き、移転先や移転時期等につきまして、誠意をもって説明を重ね、関係者の皆様のご理解が得られるよう努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 今のお答えで、私はどうしても東口ロータリーが必要なのかということ質問したわけですが、市長の答弁はどうしても必要だということだけで、本当にですね、東口のロータリーがなければだめなのか、西口ロータリーだけでは無理なのか。そこら辺についてはどうなのでしょう。

それと、昨年8月から住民への説明をやっているということでございますけども、確かに基本計画は平成18年に示されましたけれども、今までずっと平成18年からですね、昨年まで地元の住民に対しては、ほとんど何も説明をしてこなかったというふうに思います。今、地元の方はですね、高齢者世帯、あと何年ここに住むかなと、もう跡継ぎもいないと。こういう状況の方も何人かおられて、それを今さらですね、どこかへ立ち退いて、またどこかで家を建てて住んでくれと言われても、なかなかそう簡単に、跡継ぎとかですね、若い人がいればあれでしょうけども、そういう者もない世帯にとっては、本当に簡単にどこかへ移転してくれと言われても、なかなか「はい、わかりました」とは言いがたい状況にあるというふうに思いますが。そのあたり、移転先の確保とかですね、補償の問題とかですね、そのあ

たりも、十分住民の意向を聞いてやる必要があるなというふうに思いますけれども、そのあたりについてはどうなっているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) それではお答えします。

まず、広場の必要性ということでお答をさせていただきます。

まず、この基本となっております駅周辺整備基本計画の中での位置づけなんですけれども、計画の策定に当たっては駅の西側、それから東側の利用状況、それから新幹線が現在の駅の東側に設置されるというようなことから、乗降客の利用配分を西口と東口ということで一定の割合で負担するというようなことから、東口にも設置するというものであります。

それで、広場の設置なんですけれども、広場の規模につきましては、今までの駅周辺の市街地の形成といいますと、西口が主となっております。その関係もありまして、東口については補完するという意味合いもありまして、規模につきましては、車が回転できるというようなことで、最小の交通広場ということで約2,000㎡というような規模で計画をしているものでございます。

それから、これまで地元の方に説明してこなかったんじゃないかというようなことでございますけれども、この基本計画ですけれども、平成16年、17年の2カ年で策定しております。その後、18年度に入りましてから、この計画策定の中で特に新富川、それから旭区の住民の方にも、この計画策定に参加をしていただいております。その関係もあって、18年度に入りまして説明をさせていただきました。

ところが、この計画ですけれども、この基本計画の中では10項目の事業があります。その中でやっぱり優先すべきもの、それからどうしても後になるものという位置づけがあります。東口に関しましてはどうしても事業の遂行上、後になるというような、そのときは判断をしております、スケジュールについてはほとんど説明をしていなかったということでございます。

ただ、昨年5月に機構の方から新幹線の計画変更という話がありまして、確かに急に東口の整備について降って湧いて唐突感というものがございました。それにつきましては、大変申し訳なく思っておりますけれども、事業自体については、先ほど市長が答弁しましたように、必要不可欠な施設というふうに考えております。

それから、3点目の移転先の確保とか補償に関してでございますけれども、移転先につきましては、昨年12月に3回目の説明会をやっているわけなんですけれども、その中で、地元の方に対しては、あわら市が情報を仕入れているといいますか、一応公表されている資料につきましては、お知らせをしたところでございます。

なお、建物の具体的な補償につきましては、また近日中に地元説明会を行う予定がありますので、その中でご了解を得ながら28年度で採用していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） これは、移転はいつまでに完了する計画なんですかね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長（堀江与史朗君） まず移転までのスケジュールですけども、これはあくまでも地域の方の理解といいますか、得てからのという前提で説明させていただきます。28年度にできれば補償の算定、それから土地の鑑定評価をしたいというふうに思っております。この後、具体的な金額を含めた交渉が始まります。これも新幹線が平成34年度に開業ということが一応決まっていますので、それから逆算していきますと、29年、30年ぐらいに、できればお願いしたいというような計画を持っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 今の答弁ですと、30年までには全部移転完了させたいというようなことだと思いますけれども、28年度で交渉を具体的に進めるということですけども、先ほど言いましたように、本当に今のところを離れて新しいところに家を建てる、あそこが交通の便が一番いいといいますか、駅すぐですから、どうしてもそこから離れることになると思いますけども、先ほど言いましたように、車も持っていない高齢者世帯とか、そういう人たちはなかなかすんなりと移転ということにはならないのではないかなというふうに思いますけども、そこら辺についてですね、簡単に行政側としてはスケジュールだけは決めてもですね、なかなかそう単純にはいかないのではないかなと思います。もう少し一人一人のいろんな要望とかですね、そういうものも十分聞く必要があるのではないかな。

それから、よくわかりませんが、中にはそんなんならば、どこか市営住宅にでも入ろうとかね、跡継ぎもないことだし、今から新しい家を建てるなんていうことは、やめておくというような人もいないかなと思うんですけども、そういうきめ細かい対応というのがね、非常に今大事になってくるなというふうに思いますけども、そのあたりについてのお考えはいかがでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長（堀江与史朗君） お答えします。

今回、広場だけ捉えますと、中に6世帯の方が住んでおられます。それぞれの事情というのは、多分さまざまかなというふうに思っています。今はまだ全体の説明会ということで進めさせていただいておりますけども、またこれが一歩進むと個別交渉ということで、そのときにはお一人お一人から意向、思いとか、そういうものを酌み取り入れながら、移転先についても真摯に対応していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 是非、東口ロータリーの必要性も含めて、地元の方に十分理解が得られるようにですね、きめ細かい対応をお願いしたいというふうに思います。以上で、この問題については終わります。

三つ目の問題、子育て・教育支援についてでございます。

これは今まで何回も、4回か5回、取り上げていると思いますが、憲法26条2項の規定に従って、義務教育の無償化は国の責任でありますけれども、現状は憲法の規定は遵守されず、保護者は子供の教育に多大の負担を強いられております。この負担を少しでも軽減するために、地方自治体も努力すべきであります。

新聞報道によれば、憲法26条の規定に従って、完全に義務教育無償ということを実施している自治体が全国では幾つもあります。また、122の自治体では、学校給食費の補助を行っております。

特に最近では、全国的に多くの自治体で、少子化対策として子育てや教育支援が強化されております。

岡山県の奈義町というところは、2012年に「子育て応援宣言」というのをいたしまして、不妊治療費用の助成、40歳未満を対象にした低家賃住宅の整備、第3子以降の出産祝い金20万円から40万円、それから高校就学支援金年6万円の支給、それから高校卒業までの医療費無料化等、28にわたるきめ細かい施策を実施しております。合計特殊出生率、女性が生涯に産む子供の比率ですが、これが1.88であったものが、2014年には全国トップレベルの2.81になりました。

少子化が進む我があわら市も「子育てするならあわら市」と言われるくらい、きめ細かい子育て・教育支援が求められていると思います。私は前から言っておりますけれども、まず中学校のスクールバス、それからJRでの通学費、これを無料にすること、それから医療費の窓口無料化を当面、まず実施すべきだと考えますが、このことについて市長の見解を伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 教育部長、道官吉一君。

教育部長（道官吉一君） お答えをいたします。

まず、スクールバス・通学費の無料化についてであります。中学校スクールバスの無料化につきましては、平成21年、22年、25年、さらに26年と、これまでも、4回の市議会定例会におきまして、山川議員の一般質問に答弁させていただいております。

議員がご指摘される憲法26条第2項後段の「義務教育は、これを無償とする。」という解釈につきましては、昭和39年最高裁大法廷判決・義務教育費負担請求事件判決において、「国が義務教育を提供するにつき有償としないこととは、授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」といたしております。しかし、憲法は全ての国民に対して普通教育を受けさせることを義務としていることから、国及び地方自治体も保護者の費用負担については、できるだけ軽減するよう配慮すべきと考えてい

ます。

こうした中で、本市では、芦原中学校及び金津中学校のスクールバスは、各4便の8便を運行しております。折しも、本年度から貸し切りバスの新運賃制度が導入され、委託料は、昨年度までの3,200万円から本年度は4,000万円となる見込みでございます。しかし、保護者負担については、従来と変わらず600万円のままとし、差額の3,400万円は市の負担といたしております。

また、通学費の一部をご負担していただいている根拠は、徒歩通学または自転車通学の生徒との公平性の確保及び利用者負担の原則に基づくものでございまして、それぞれに応分のご負担をお願いしているものでございます。

なお、医療費の窓口無料化などにつきましては、市民福祉部長が答弁をいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、少子化対策を進める上で、子育て支援策を充実させることは、極めて重要であると考えております。このことから、本市独自の支援策として、県内でいち早く第3子の保育料・こども園料の無料化を取り入れるとともに、本年度からは5歳児のこども園料無料化も実施したところであります。

また、医療費関係では、県内のトップを切って、対象を中学生まで広げた子ども医療費助成事業や、県が行う特定不妊治療助成への上乗せ補助などに取り組んでいるところであります。

しかしながら、これらの施策を講じている中であっても、出生数の低下に歯どめがかかっているのが現状であります。このことから、更なる子育て支援の充実を図るため、妊娠期から子育て期までの総合的な相談や支援を、ワンストップで行うための拠点を整備すべく、平成28年度予算に子育て世代包括支援センターを設置するための経費を計上いたしております。

子育て世代包括支援センターは、妊産婦を対象にサービスを実施するものですが、出産や子育てへの不安、核家族化等により身近に相談相手がいないこと等を理由に、妊娠を躊躇している人にも対象を広げ、専任の看護師等が継続的に相談に応じることにより妊娠や出産、育児を前向きに捉えてもらおうとするものです。この子育て世代包括支援センターを保健センター内に設置することにより、子育て支援センターと一体となって、子供たちが健やかに成長できる充実した子育て環境の構築に努めて参りたいと考えております。

なお、子ども医療費の窓口無料化を実施すべきとのことではありますが、現在、本県では、全ての市町において「自動償還払い方式」を採用いたしております。ご指摘の窓口での支払いを不要とする、いわゆる「現物給付方式」へと変換した場合、受診者の医療費負担に対する意識が低下すること等による医療費の増加のほか、国民健康保険療養給付費における国庫負担金の減額措置等により、市の財政負担が大

幅に増えるなどの課題が指摘されているところであります。

このような中、県におきましては、国が設置する「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」による議論も見きわめながら、医療機関等での混乱を防ぐための「県下統一した現物給付方式」についての検討を始めているとのことであります。

今後は、県と市町はもとより、国保連合会や医療機関等とも十分に協議を重ね、医療費の伸びを抑制する方策を講じるなど、その実施に当たっては慎重に対応すべきものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） スクールバスの助成については、一貫して変わらない答弁をされておりますが、私は本当にこれでは子育てをする若いお母さん方、お父さん方の期待に応えることはできないなというふうに思います。

ちょっと財政部長に伺いますが、スクールバス事業については、国の交付金の対象になっていると思いますが、中学校のですね、スクールバス事業に対して国からの交付金は幾らきているか、また実際の事業費は幾らかお答えをお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長（佐藤雅美君） お答えする前にですね、まず前提として、ご確認願いたいんですが、交付税というのは標準的な事業をやった場合にこれくらいかかると、そこから標準的な税収を差し引いた、その不足分を交付税として交付してもらうという制度なんですね。ですから、標準的な事業の中には、先ほど経産部長が申し上げたような5歳児の無料化とかですね、あわら市として独自にやっているような事業は入っておりません。スクールバスとか、図書の購入費とかというのは全国どこでもやる事業ですから、標準的な事業費として算入されているということですね。

もう一つご確認願いたいのは、交付税というのは特定財源ではなくて一般財源ということなんです。今ほど申し上げたような方法で算出された費用を一般財源として市がいろんな事業に使っていくということになります。

特に文科省のようなですね、補助金の予算が少ないところがよく言うんですけども、「これこれこの分は交付税に算入されている」というようなことを言うんですが、確かに参入をされているんですが、現ナマとして補助金のようにキャッシュでくれるわけではありません。

そういうところを念頭に置いていただいた上で、今から数字を申し上げますけども、中学校につきましては、交付税の算入額は27年度で申しますと4,679万3,000円です。それから運行業務費ですね、すいません、今手元にあるのは、平成28年度の予算の金額でございます。先ほど教育部長は4,000万というふうに申し上げましたが、これは27年度の数字だと思っております。28年度の予算では、運行業務の委託料は4,190万2,000円です。この委託料だけで申しますと交付税よりも少ないんですけども、ご承知のように、26年度でバスを購入しました、市

として。この経費は、この運行業務に、今申し上げた数字には入っておりませんで、約3,300万円で購入しております。税法上の耐用年数は5年なんですけど、通常10年以上は使いますので、10で割ったとしますと、年間330万円分ぐらいの費用が発生しているということになります。これにガソリン代等を含めると、大体ですね、運行経費といたしましては4,690万円ぐらいと。ですから、先ほど交付税算入額で4,679万3,000円と申しましたが、大体、同額規模が必要経費としてかかっているということが言えると思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 教育部長も、今のことは十分ご承知の上で言っておられるかと思えますけれども、国からですね、地方交付税としては、中学校のスクールバス事業について4,679万3,000円きています。実際に運行にかかるのは、今財政部長がお答えになったように、4,690万ぐらいで、これを上回る交付税がきているわけです。

さっき財政部長からありましたけれども、地方交付税は別にどうしてもそれに使わなければならぬとか、使い道がきちっと限定されているものではありませんけれども、しかし国はやっぱりこの憲法26条の趣旨に従って、義務教育費は無償とすべきと、こういう原則からこういう地方交付税を出しているというふうに私は思います。にもかかわらずですね、さらに父母から600万も徴収するというのは、明らかにおかしいのではないかと。だから、本当にですね、憲法26条を、先ほど昭和何年かの判例を出されましたけれども、今この憲法26条に従って、できるだけ教育費の負担を減らすということとあわせて、特に少子化対策として、先ほども言いましたけれども、「福井県の中で子育てするならあわら市」と、言われるくらいになるためにはですね、よそと同じようなことをやっていたんでは、とてもそういうふうにはならない。ましてですね、この地方交付税で一応基本的には賄われているはずのものを父母から負担をとると。こういうことでは、とても子育て支援にはならないというふうに思います。その点について、教育部長の考えを伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 教育部長、道官吉一君。

教育部長(道官吉一君) 今ほどですね、財政部長の方から地方交付税におきます中学校の算入額、あくまでも標準的な数字を述べていただきましたけれども、最終的にはですね、私が先ほど申しましたとおり、いわゆる通学費につきましてですね、同じようなところからスクールバスで通っていらっしゃる生徒ですね、それとは別に、そこから徒歩で通学している、あるいは自転車通学で中学校へ通っているというふうな生徒もいらっしゃいますので、先ほども申しましたとおり、そういうふうな公平性の確保という観点からですね、やはり利用者負担の原則に基づきましていただくのが妥当であろうというふうに私どもは考えたものでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 今の理由もですね、いつも同じことを言っておられますけれども、これ、本当にそう思っているんですかね。私は、これ、あわら市の周辺部、スクールバスを利用しているね、親が聞いたら怒ると思いますよ。なぜ遠いところに住んでいるからバスを使うのが、真ん中の者は何も歩いていくなり、自転車で行くんだと。周辺部だけバスに乗るのは不公平やと。だから、金をとるのは当たり前やと。この理屈、本当に通ると思っているんですか。私は絶対こんな理由ね、聞いたら怒りますよ。一体あわら市は、周辺部はどんどん過疎化、真ん中よりも早く進んでますよ。そういうところに少しでもね、あったかい支援をしようというのが、私は過疎対策としても非常に重要だと。なのにですね、そら、あんたら隅っこにね、離れたところに住んでいる方が悪いんやと言わんばかりのことですよ、今の理屈は。本当にそこから金をとって当たり前、金をとらなかつたら不公平になる。こんな理屈はね、私はとても市民には納得できない。冷たい市政だというふうに言わざるを得ないというふうに思います。

是非、何としてもですね、こういう考えを改めていただいて、早急にスクールバスの無料化を実現していただきたいと強く求めたいと思います。最後に、今の議論を聞いて、市長の考えもちょっと伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） これは基本的に教育委員会、教育長部局の方で検討はしてもらってはおりますけども、まずたしか県内です、スクールバスを出しているところ自体が余り多い方ではなかったと思います。そこのところをまずご理解いただきたい。

その逆を言えばですね、近くの方は歩いたり、自転車行かなけりゃいけないのに、遠くの方はただで乗ってこれるのかというような、あんまり地域間の、変なと言ったら失礼ですけども、変な対立意識はあんまり私は醸成すべきではないというふうに思います。

国の無償化、憲法の問題については、それで十分お答えしていると思いますけれども、あと少子化の問題にも資するんだというご主張でありますけども、先ほど岡山県ですか、どこかのまちの例を挙げられました。いろんな施策を打つことによって、合計特殊出生率は2.8に上がったという話ですけども、どの程度の規模のまちのことか、ちょっと私はわかりませんが、もしそれが本当にそういう効果であるならば、私はそういう施策は国においてやるべきだと思っています。国の人口減少対策として、私は国がやるべきだと思えますし、大いにその主張はしていただきたいと思いますし、そういう効果があるのであれば、私もそういうふうに主張していくべきだと思っています。

スクールバスに関しては、そういうことを前提にしておりますので、もうしばらく議論させていただきたいと思えますし、恐らく教育部局においても、そのような

検討をされると思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 是非、早急に見直しをして無料化が実現するように強く求めて、私の質問を終わります。

散会の宣言

議長(坪田正武君) 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了しました。

あすから21日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、3月22日、再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後3時05分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成28年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第 8 1 回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成 2 8 年 3 月 2 2 日 (火)

午後 1 時 3 0 分開議

1 . 開議の宣告

- | | | |
|---------|------------|-----------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 平成 2 7 年度あわら市一般会計補正予算 (第 4 号) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 平成 2 7 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 平成 2 7 年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 平成 2 7 年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 平成 2 7 年度あわら市水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 平成 2 7 年度あわら市工業用水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 平成 2 7 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 平成 2 7 年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 0 号 | 平成 2 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 1 号 | 平成 2 8 年度あわら市一般会計予算 |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 2 号 | 平成 2 8 年度あわら市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 3 号 | 平成 2 8 年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 4 号 | 平成 2 8 年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算 |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 5 号 | 平成 2 8 年度あわら市水道事業会計予算 |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 6 号 | 平成 2 8 年度あわら市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 7 号 | 平成 2 8 年度あわら市公共下水道事業会計予算 |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 8 号 | 平成 2 8 年度あわら市農業集落排水事業会計予算 |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 9 号 | 平成 2 8 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算 |
| 日程第 2 0 | 議案第 2 0 号 | あわら市行政不服審査会条例の制定について |
| 日程第 2 1 | 議案第 2 1 号 | あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について |
| 日程第 2 2 | 議案第 2 2 号 | あわら市消費者センター条例の制定について |

- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 あわら市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 3 0 号 あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 1 号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 3 2 号 あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 3 議案第 3 3 号 教育に関する事務の委託に関する規約の変更について
- 日程第 3 4 議案第 3 4 号 福井県市町総合事務組合理規約の変更について
- 日程第 3 5 議案第 3 5 号 市道路線の認定について
- 日程第 3 6 議案第 3 6 号 市道路線の廃止について
- 日程第 3 7 議案第 3 7 号 第 2 次あわら市総合振興計画基本構想の策定について
- 日程第 3 8 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度あわら市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 3 9 議案第 5 0 号 あわら市副市長の選任について
- 日程第 4 0 発議第 1 号 あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1.閉議の宣告

1.市長閉会挨拶

1.議長閉会挨拶

1.閉会の宣告

出席議員（18名）

1番	仁 佐 一 三	2番	山 本 篤
3番	平 野 時 夫	4番	毛 利 純 雄
5番	吉 田 太 一	6番	森 之 嗣
7番	杉 本 隆 洋	8番	山 田 重 喜
9番	三 上 薫	10番	八 木 秀 雄
11番	笹 原 幸 信	12番	山 川 知 一 郎
13番	北 島 登	14番	向 山 信 博
15番	坪 田 正 武	16番	卯 目 ひろみ
17番	山 川 豊	18番	杉 田 剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市 長	橋 本 達 也	教 育 長	大 代 紀 夫
総 務 部 長	嶋 屋 昭 則	財 政 部 長	佐 藤 雅 美
市民福祉部長	城戸橋 政 雄	経 済 産 業 部 長	川 西 範 康
土 木 部 長	堀 江 与 史 朗	教 育 部 長	道 官 吉 一
会 計 管 理 者	久 嶋 一 廣	市 民 福 祉 部 理 事	塚 田 倫 一
土 木 部 理 事	長 谷 川 義 則	芦原温泉上水道財産区管理者	竹 内 正 文

事務局職員出席者

事 務 局 長	長 谷 川 まゆみ	補	佐 宮 川 利 秀
主 査	宮 川 豊 一		

開議の宣告

議長（坪田正武君） これより、本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時27分）

会議録署名議員の指名

議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、平野時夫君、4番、毛利純雄君の両名を指名します。

議案第2号から議案第37号の委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第2から日程第37までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（坪田正武君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 総務文教常任委員長、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月3日、4日、7日の3日間にわたり、市長、教育長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました、議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）をはじめ13議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案第11号は賛成多数、その他12議案は賛成全員で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

政策課所管について申し上げます。

ふるさとあわらサポート基金、5,068万3,000円につきまして、委員からは、基金の総額は幾らか、前年度と比べて増額になっている理由は何か、使用目的は特定していないのか、ふるさと納税の状況について公開しないのか、という問いがありました。理事者からは、27年度末で総額は約6,000万円であり、インターネットによる「ふるさとチョイス」を活用したこと、返礼品の種類が増加したことなどにより増額したと考えられる。また、用途を指定して寄附を受け付けており、

その目的は六つに分かれているので、事業を定めて寄附金を充当していきたいと考えている。毎年5月にホームページで寄附の状況を公表しているが、広報紙の方でも公表していきたいと答弁がありました。

次に、情報化推進経費1,700万円について、委員からは、職員が使っているパソコンはインターネットにつながらなくなるのかとの問いに、今後はセキュリティーを高めるため、外部と接続する端末を一台限りにして、全ての職員は外部とつながった端末のインターネット画面のみを閲覧するようになる。アクセス速度は変わらず、同時に80台が閲覧可能になるとの答弁がありました。

次に、議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算(所管事項)について、所管課ごとに主な質疑について申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。

空き家対策事業9万2,000円は、空き家対策協議会(仮称)の設置による予算ですが、委員からは、台帳を整備し委員会を設置するようだが、危険な特定空き家の対応だけでなく、使える空き家を積極的に活用するようなことはしないのか、空き家等対策計画は立てないのかとの問いがありました。理事者からは、空き家台帳整備事業は、所有者に対して、まだ使える空き家についてどういう意向を持っているのかをも確認するつもりである。県の方が窓口になってホームページで空き家の情報公開を行っているので、データベース構築体制が整えば、あわら市の不動産情報が増えていくことになる。住宅政策の担当である建設課と連携し、提供する情報を増やしていきたい。空き家等対策計画は、現在策定の予定はなく、国からの補助金を得て整備するようになると、そのときに策定が必要になる。その主な補助の内容は、空き家の多数存在する地域の区画整理をするような、大規模事業であるとの答弁がありました。

また、委員からは、早く組織・議論して、危険度の優先順位を決め、事業に取りかかるということが大切である。空き家対策にはスピードが大切で、危険な特定空き家だけでなく、たくさんある空き家のランク付を先に行い、それをどうするかという計画を立てるなど、あわら市としての空き家対策計画を立てるべきであるとの意見が出されました。理事者からは、関係各課とも空き家対策については喫緊の課題だと認識しており、スピード感を持って取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、防犯灯経費1,390万円について、委員からは、2分の1補助は28年度末で終わりなのかとの問いに、理事者からは、設置額の2分の1補助は28年度終了の予定であるが、機器の単価上限を設けて制限をかけ、2分の1補助は行う予定で、先にLED化をした区からの苦情が出ないようにしたい。27年度までの設置状況は、2月末現在で3,473基である。工事に取り組んだ区は104区で、ほとんどの区で取り組んでいただけだと考えている。28年度は、24の区から430基の要望をいただいているとの答弁がありました。

次に、防犯隊経費489万4,000円について、委員からは、他市と比べて妥当

な報酬なのか、隊長以下、年間どれくらいの活動があるのかとの問いがあり、理事者からは、平成24年度に、防犯隊を設置した際、他市の調査をして決めている。若干低めではあるが他市と同等であり、現在の活動時間に見合う十分な金額だと思っている。定例的な業務には毎月の防犯パトロールがあるが、週1回実施していただいており、年間179日の出勤実績である。全市一斉に年末警戒も行っていて、年間、突発的な活動も含めて200日、延べ人数で900人弱の方に活動していただいている。1回の活動当たり1,500円の手当を支給し、パトロールの際に車を使った場合は500円支給しているとの答弁がありました。

また、委員から、防犯隊員は自分の仕事で出役できない場合がある。手当や報酬額を上げてあげないとなり手がないと思う。安心安全のために防犯隊は必要であり、少子化によるなり手不足のことなども考えて対応をして行ってほしいと要望いたしました。

次に、政策課所管について申し上げます。

移住定住促進事業について、委員からは、移住定住支援員は何人なのか、どのような人を募集しているのかとの問いがあり、理事者からは、地域おこし協力隊を政策課に1名配置したいと思っている。3大都市圏に在住している人なら誰でもいいが、市内に移住していただける方に募集をかけたいとの答弁がありました。

また、ブランド推進事業は、北陸新幹線県内延伸を見据え、市民や産官学金の市の応援者などが一体となって地域ブランドの確立を図り、ブランドを生かした各種施策の発案、商品開発、情報の発信などにつなげるもので、地方を元気で豊かにするという(地域経済好循環を実現する)仕組みを構築するものです。委託料1,000万円について、委員からは、どこに委託するのかとの問いがあり、理事者からは、プロポーザルコンペを行い、全国的に発信力がある大型の広告代理店などを対象に実施したい、との答弁がありました。

また、委員から、ブランド推進事業について、市の応援者と一緒に行うと言うが、どのようにするのかとの問いがあり、理事者からは、ブランド化は業者だけで行っても、うまくいくはずはないので、市民や市外の協力者と一緒になってブランド化の確立を目指すものであり、市民の意見を反映しながら、レベルの高いものにしていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、監理課所管について申し上げます。

大型公用車車庫改築工事4,000万円の内容は何か、また場所の検討はしたのかとの問いがあり、理事者からは、旧芦原庁舎北側の車庫を改築し、大型車10台を入れるようにするために、老朽化している様ノ木原の大型車庫と統合させることを検討した結果、芦原の方に集中させることにしたとの答弁がありました。

また、委員から、公用車がすごく汚いので、定期的にチェックしてはどうかとの意見が出され、理事者からは、車が汚れている場合は、監理課の職員が注意するようにしている。公用車の管理は、課で管理する車と監理課で管理する車がある。新年度から洗車を含めさらに管理を徹底させたいとの答弁がありました。

また、庁舎管理経費3億6,121万3,000円について、委員からは、耐震工事にあわせてのトイレ改修はどのようになるのかと問いがあり、理事者からは、スペースは変わらず、全て洋式の温水洗浄便座となる。利用者のことを考えて改修していきたいとの答弁がありました。

次に、税務課所管について申し上げます。

入湯税による歳入1億円について、委員からは、入湯税収入を67万人に設定したとのことだが、どうしてなのか。宿泊者はもっと多いと思うが、との問いがありました。理事者からは、昼間の利用や12歳未満の人に対して課税免除がある。実際に150円の入湯税をもらう客数で算出した。27年度は2月末で対象者が67万人を超えている。28年度に関しては不安材料もあるが、北陸新幹線効果などを考慮して算出したとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

小学校施設整備事業について、委員からは、体育館のトイレ改修2,600万円が計上されているが、補助金はどのようになっているのかとの問いがあり、理事者からは、体育館は避難場所に指定されていて、県の原子力防災対策補助金を使うことができ、補助率は2分の1であるとの答弁がありました。

また、委員から、今回、金津東小学校のトイレの改修が含まれていないが、状況を確認しているのかとの問いがあり、東小学校の校舎等のトイレは把握している。今回の体育館のトイレは補助金で対応しているが、金津東小学校についても検討したいとの答弁がありました。

また、委員から、小学校の空調の設計業務が590万円計上されているが、どの程度なのかとの問いがあり、理事者からは、どこまで整備をするかによって費用は大きく変わってくるため、計画段階で協議させてもらう。概算で1億円はかかるとの答弁がありました。

給食センター管理について、委員から、給食センターの職員に定年を迎える人が多いが、28年度の職員体制はどのようになるのか、児童に地産デザートは出さないのかとの問いがあり、理事者からは、27年度末で退職が4人あり、うち3人の再任用で考えている。1人減少する分は臨時職員を充てるが、再任用は1週間4日しか勤務しないので、その手当てとしてもう1人臨時を雇用する。デザートは、地元のメロンや梨などを出している。地産地消の推進拠点として、仕入れはJAのきららの丘を活用していきたいとの答弁がありました。

また、委員から、学校給食費で滞納があったのかとの問いがあり、理事者からは、給食費の過年度の未納分が若干ある。時効が2年であるため、今年度末で一部不納欠損を行いたい。行った場合は、9月議会で報告させてもらうとの答弁がありました。

次に、小学校の通学援助経費について、委員からは、細呂木小学校の1,031万3,000円の中に、土日や夏休み中に対する補助の金額が含まれているとのことだが、細呂木小学校以外はどうなっているのかとの問いがあり、理事者からは、細呂

木小学校で通学支援事業という新たな単独事業を創設した。細呂木小学校と吉崎小学校の統合という協議の中で、吉崎・浜坂地区から通学の足を確保してほしいとの要望が非常に強かったので、協議の結果、支援することになった。この事業は吉崎・浜坂地区の児童・生徒だけであるとの答弁がありました。

次に、文化学習課所管について申し上げます。

I K O S S A の管理について、委員からは、3階の夜間利用時に正面玄関は使えないのか、また夜間の出入り口の案内がないのでわかりにくいのではないかと問いがあり、理事者からは、夜間に正面をあけると管理上、目が行き届かない。夜間通用口の近くに管理人室があり、その場所を通して利用してほしい、案内看板は設置したいとの答弁がありました。

また、委員からは、観月の夕べの所管が観光商工課に移ったとのことだが、北潟での倉庫の賃借料が計上されているのはどうしてかとの問いに、理事者からは、文化協議会などの備品を入れる倉庫の借り上げ料である。今後も借りるつもりだが、文化協議会の備品が多いので、観月の夕べの備品を除いてから、再度検討したいとの答弁がありました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

トリムパークかなづ経費について、委員からは、夜間になるとトリムパークの入口がわからないのではないかと、樹木の管理が行き届いていない、グラウンドの使用後の管理が悪いのではないかと意見が出されました。理事者からは、入口の看板については、29年度において県の予算で修繕を行う予定である。樹木は、公園管理の中で整理したい。トイレの利用も含め、使用後の清掃など、モラルの問題と捉え、利用者に伝えていくとの答弁がありました。

また、委員から、カヌー艇庫改修工事設計業務206万1,000円だが、場所はどこを考えているのか、何艇収納できるものと考えているのかとの問いがあり、理事者からは、収納数は約160艇で、現在ある場所に建て直すとの答弁がありました。

また、農業者トレーニングセンター工事請負費で2億7,467万3,000円が計上されているが、28年度内で終わるのかとの問いに、理事者からは、計画では外壁関係を8月から、内部を9月から開始し、年度内で終わらせたいとの答弁がありました。

次に、国体推進課所管について申し上げます。

委員からは、カヌースプリント会場だが、費用は全て県が負担するのかとの問いがあり、理事者からは、二つの補助形態があり、運営については3分の2補助、コースの設置については10分の10の補助がある。現在、県がまだ要綱を定めていないので、満額をもらえない可能性もあるとの答弁がありました。

議案第20号、あわら市行政不服審査会条例の制定については、行政不服審査法の改正に伴い、行政処分等に対する審査請求の調査審議などを行う附属機関として、あわら市行政不服審査会を設置するため制定するものであります。特段の質疑はあ

りませんでした。

議案第 2 1 号、あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定については、あわら市情報公開・個人情報保護審査会に係る規定を整理し、委員に対する罰則規定を新たに追加するものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第 2 4 号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、行政不服審査法の改正に伴い、関係条例等について所要の改正を行うものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第 2 5 号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 2 7 年の人事院勧告に準じ、市長及び副市長の期末手当について所要の改正を行うものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第 2 6 号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 2 7 年の人事院勧告に準じ、教育長の期末手当について所要の改正を行うものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第 2 7 号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成 2 7 年度の人事院勧告に準じ、一般職の職員等の給料、期末・勤勉手当について所要の改正を行うものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第 2 8 号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法等の改正に伴い、関係条例等について所要の改正を行うものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第 3 2 号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定については、学校教育における就学時支援を拡大し、就学後の一貫した支援を実施するための改正をするものであります。委員からは、改正に問題はないが、支援委員会のメンバーについての問いがあり、理事者からは、メンバーは 1 7 人で、医師が 2 人、学識経験者 1 人、県の特別支援学校の教諭が 2 名、そして、そのほかの各学校の担当者で構成する。小学校が減少すると委員が減少するとの答弁がありました。

議案第 3 3 号、教育に関する事務の委託に関する規約の変更については、平成 2 8 年 4 月 1 日から吉崎小学校を休校とすることに伴い、石川県加賀市との教育に関する事務委託に関する規約の一部を変更することについて協議するため、地方自治法第 2 5 2 条の 1 4 第 3 項の規定により「福井県あわら市の教育に関する事務委託に関する規約」の一部を改定するものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第 3 4 号、福井県市町総合事務組合理規約の変更については、福井県市町総合事務組合を組織する武生・三国モーターボート競走施行組合が平成 2 8 年 4 月 1 日付で、公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合に移行し、名称を越前三国競艇企業団に移行することに伴い、同事務組合の規約について所要の改正をするため、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、構成自治体である本市と

協議するものであります。特段の質疑はありませんでした。

議案第37号、第2次あわら市総合振興計画基本構想の策定については、あわら市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるものであります。特段の質疑はありませんでした。

最後に、議案外ではありますが、地方創生加速化交付金について、あわら市単独分として2,500万円、広域連携分として2事業で2,200万円、合わせて4,700万円を補正予算として計上するとの報告がありました。その際、委員から、所管課は事業を理解しているのかとの問いがあり、理事者からは、広域連携事業については、各所管課からの積み上げた事業であるとの答弁がありました。

また、旧勤労青少年ホーム体育館の維持管理についての問いがあり、理事者からは、耐震診断をするなら数百万円の予算が必要で、改修工事にも数千万円が必要になると思う。取り壊したいと思っているが、存続を求める声があり、今後検討していきたいとの答弁がありました。

また、予算審査の中で公民館の運営について、また市民体育祭のあり方についてなどの議論もありましたが、これらを含め、総務文教常任委員会として再度審議していくつもりです。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（坪田正武君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 厚生経済常任委員長、森 之嗣君。

6番（森 之嗣君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月8日、9日、10日の3日間、市長及び担当部課長の出席求め、当委員会に付託されました議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）をはじめ25議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案25件はいずれも所要の措置であり、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第4号）（所管事項）について、質疑があった点について申し上げます。

市民生活課所管では、デマンド交通運行事業110万円の減額について、委員から、減額の理由はとの問いがあり、理事者からは、事業の理解が進むにつれて急激な伸びをみせていたため、27年度も大きな伸びを予測し予算を確保していた。しかし、事業開始3年を経過したことにより利用が横ばい傾向になりつつあり、予算減額に至ったとの答弁がありました。

子育て支援課所管では、認定こども園送迎バス運行事業補助金411万4,000円の減額について、委員から、本荘こども園はどうして送迎用の園児バスを廃止したのかとの問いがあり、理事者からは、バス料金の値上げにより園の負担が生じる

ことによって園児バスを廃止したことも理由の一つだが、送迎バスの利用が減少したことが一番の理由であるとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管では、鳥獣害防止総合対策事業158万円の減額は、金網固定柵の設置減によるものです。委員からは、イノシシの被害が増加しているのだから、余った予算をほかの地区の整備に回せないのかとの問いがあり、理事者からは、希望する地区があれば予算を回すことは可能だが、40%の地元負担金があり、希望を募っても事業への参画が難しいとの答弁がありました。また、委員からは、40%の地元負担を少なくするような考えはないのかとの問いがあり、理事者からは、市の補助要綱上、国や県から50%以上の補助がある場合は、市の補助はなしとなっているが、この事業は特別に10%上乘せして補助しているとの答弁がありました。

次に、建設課所管では、除雪委託料2,500万円の増額について、委員からは、何に基づいて委託料を算出しているのかとの問いがあり、理事者からは、業者から報告される運転時間によって支払っているとの答弁がありました。委員からは、タコグラフやアワーメーターなど確認を取って支払うべきとの意見がありました。

議案第3号、平成27年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、委員から、C型肝炎の新薬により医療費が増加しているとのことだが、今後さらに医療費が増加していくのかとの問いがあり、理事者からは、新薬は3カ月処方され、効果は100%とのことである。一時的には医療費が増加すると思うが、将来的に考えれば医療費は落ちついてくると思うとの答弁がありました。

議案第4号、平成27年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第5号、平成27年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)、議案第6号、平成27年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第7号、平成27年度あわら市工業用水道事業会計補正予算(第2号)、議案第8号、平成27年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第2号)、議案第9号、平成27年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)、議案第10号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)、以上の議案につきましては、特段の質疑はありませんでした。

議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算(所管事項)について、質疑があった点について申し上げます。

まず、市民生活課所管について申し上げます。

公害対策経費について、委員から、カラスの捕獲数が昨年より減少しているが、もっと予算をかけるべきではないかとの問いがあり、理事者からは、2月の大雪により捕獲おりが1基潰れたことが影響し捕獲数が減少している。おりの設置場所など、猟友会と協議し捕獲方法を検討したいとの答弁がありました。

また、北潟湖水質浄化推進事業について、委員から、フォーラムを開催し市民への啓発活動を行うのも大事だが、他市においては噴水を設置して水質浄化に取り組んでいる。具体的な対策を施すべきではないかとの問いがあり、理事者からは、現

在、法定協議会を設置するために任意の協議会を設置し、さまざまなデータを集めている。具体的な方策については、コンセンサスを含めて長期的視点に立ち十分協議したいとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

子育て世代包括支援センター事業1,054万9,000円について、委員から、実際どのように運営するのかとの問いがあり、理事者からは、保健センター内に保健師と看護師を配置し、子育て世代包括支援センターを設置する。妊娠期から子育て期にわたるまで、総合的な相談支援を実施するとの答弁がありました。

次に、健康長寿課所管について申し上げます。

健康長寿祭事業796万6,000円について、委員から、劔岳地区が実施しているように地区単位で行うなど、運営方法を変更してはどうかとの問いがあり、理事者からは、年々参加者は減少しているが、健康長寿祭を楽しみにしている高齢者も多い。もうしばらくは現在の形態で続けさせてほしいとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

万博茶再生プロジェクト補助金20万円について、委員からは、平成24年度から県の補助を受けて開始した事業である。県の補助は26年度までであり、市単独で事業として継続している理由はとの問いがあり、理事者からは、明治時代のパリ万博で金賞を受賞した万博茶を復活させ、あわら市の宝になるよう食用や飲用の商品化の検討を進めている。25年度に10アールの畑に植えた苗木が成木になるまでに四、五年を要することもあり、単独事業として継続しているとの答弁がありました。

続きまして、県営林道事業（劔ヶ岳線）負担金1,950万円について、委員からは、林道劔ヶ岳線の完成はいつになるのか、また工事はどれくらいの距離が残っているのかとの問いがあり、理事者からは、期成同盟会をはじめ、市としても早期完成を県に要望している。未開設の林道延長は26年度末で4,439mあるが、県も平成30年度完成に向けて事業を行っているとの答弁がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

あわら北潟湖畔観月の夕べ開催補助金600万円について、委員からは、文化学習課から観光商工課に所管がえになったが、何か変更点はあるのかとの問いがあり、理事者からは、野点茶会など文化的な部分も残ると思うが、観光の色彩が強いイベントに変えたいとの答弁がありました。

また、セントピアあわら天井改修工事に伴う営業補償256万8,000円は、指定管理者への32日分の営業補償であります。委員からは、予算をそのまま執行するのか、もっと精査して執行すべきではないのかとの問いがあり、理事者からは、27年度の決算が提出されてから、支払証拠書類を確認するなど、予算執行に当たってはしっかり精査したいとの答弁がありました。

また、「ちはやふる」を活用した知名度向上事業1,500万円について、委員から、事業を継続的に実施しているが、成果が上がっているのか、また事業が終了し

ても伝承できるのかとの問いがあり、理事者からは、若年層の誘客に非常に寄与している。また、商店街の方々が「ちはやふる関連グッズ」を自発的に制作するというような動きが出てきている。事業が終了しても、かるた文化だけは伝承していきたいとの答弁がありました。

次に、建設課所管について申し上げます。

温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業1億9,944万6,000円について、委員からは、近年、国の社会資本整備総合交付金が満額交付されていない。28年度において交付金が満額交付されない場合は、どうなるのかとの問いがありました。理事者からは、社会資本整備総合交付金（市街地整備）は、事業期間が1事業につき3年から5年と決められており、28年度が最終年の5年目であるため、事業は一度打ち切られる。4月に国から交付金の内示があるので、内示結果を受け内部で検討し、議会にも相談して事業を行いたいとの答弁がありました。

北陸新幹線関連公共施設等整備事業補助金8,212万2,000円は、北陸新幹線建設に係る円滑な用地取得及び早期の工事着工を図るための沿線15集落に対する補助金であります。委員からは、補助の金額と期間はどうなっているのかとの問いがあり、理事者からは、補助金の総額が決まっており、均等割20%、距離割80%で配分し、概算金額は集落に示している。補助の期間は、新幹線の開業1年後までに執行しなければならないため、今後の七、八年にわたって各集落が事業を実施していくとの答弁がありました。

次に、中部工業団地内改良工事840万円は、中部工業団地内の市道菅野・伊井線道路改良で、委員からは、同じ中部工業団地内の市道南稻越・伊井線の株式会社SHINDOからセツカートンまでの道路も非常に傷んでいる。小学生の通学路にもなっており早急に対応すべきではないかとの問いがあり、理事者からは、限られた予算であるため、安全性や緊急性など優先順位を決めながら整備したいとの答弁がありました。

議案第12号、平成28年度国民健康保険特別会計予算、議案第13号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号、平成28年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算、議案第15号、平成28年度あわら市水道事業会計予算、議案第16号、平成28年度あわら市工業用水道事業会計予算、議案第17号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計予算、議案第18号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計予算、議案第19号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算、以上、八つの特別会計等の議案につきましては、特段の質疑はありませんでした。

議案第22号、あわら市消費者センター条例の制定については、消費者安全法の改正に伴い、あわら市消費者センターの設置に係る規定を定めるもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第23号、あわら市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については、法改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用適正化推進委員について定数を

定めるもので、委員からは、選挙制から市長の任命制に変更になった。推薦や公募による選出となるが、公募者が多かった場合はどうするのかとの問いがあり、理事者からは、区長などをお願いし、地区から推薦をしてもらう。仮に自薦の公募があった場合は、評価委員会を開催し選考するとの答弁がありました。

議案第29号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、産業団地整備事業特別会計を廃止するためのもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第30号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、湯のまち駅パークアンドライド駐車場の供用開始、芦原温泉駅西口駐車場の月極制利用の廃止などを行うもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第31号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定については、芦原児童公園の名称の変更及び新町金山公園を追加するもので、特段の質疑はありませんでした。

議案第35号、市道路線の認定について、議案第36号、市道路線の廃止についても、特段の質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（坪田正武君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） これから、日程第2から日程第37までの討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第2号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第4号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第3号、平成27年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第3号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第3号、平成27年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第4号、平成27年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第4号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第4号、平成27年度あわら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第5号、平成27年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第5号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第5号、平成27年度あわら市産業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第6号、平成27年度あわら市水道事業会計補正予算(第2号)について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第6号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、平成27年度あわら市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第7号、平成27年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第7号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、平成27年度あわら市工業用水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第8号、平成27年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第8号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第8号、平成27年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第9号、平成27年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第9号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、平成27年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第10号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第10号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算について、討論はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) まず、賛成、反対ですか。

(「反対です」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 反対の2番、山本 篤君から。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算について、反対の討論をさせていただきます。

商工費、セントピアあわら管理経費3,417万9,000円のうち、3,060万円は指定管理者への委託料です。これは、あわら市における初めての公募により決定された企業への委託料ですが、この企業は当初より、セントピアあわらの指定管理者に決定されることに疑問視がなされ、警備業の書類不備により、警備業法違反の容疑で書類送検、その後、警備業の廃止届を福井県公安委員会に提出し、「情状を総合的に判断した」という認定により、「起訴猶予」処分を受けた企業であります。

当初から、提出される各種の書類への信頼感が得られず、昨年の決算委員会でも、その決算書類への不信が抱かれております。公募による審査の過程で、この企業に決まった大きな点は、セントピアあわらの収益の50%を市に返還するという点で一番大きく、昨年度の利益98万44円のほか、修繕引当金として充当されていた

500万円も利益分とみなし、約300万円が平成27年度の市の一般会計に繰り入れされております。

しかしながら、この決算書における支出額の中で、事業管理費として計上された金額に不信感を抱き、この内部決算にも、しっかりとした監査を求めるよう、昨年の決算委員会で要求させていただき、もうすぐ審査が入るものと思っております。

公募条件であった、セントピア財団時代からの職員5名の採用に際しても、たびたび指摘しましたように、給与を下げながら待遇を悪化させていき、4名の職員が去っていきました。また、公募時に公約した、地域とのコミュニケーションをしっかりとって、地域に還元していくという事業展開を行っていくと言いながら、ほとんど新しい事業を起こすことなく1年を費やしたことなど、市当局との約束が守られていないということは明白の事実です。

5年契約という縛りの中で、いまだに指定管理料を支払い、運営を任せていくということに、ただただ疑問でなりません。また本年、昨年の天井改修工事の営業補償金として、256万8,000円が計上されていることも疑問でなりません。細部の契約がない中で、企業側から計上された金額をうのみにし、市の税金で補償金を支出することに、全く反対の意を唱えるものであります。

一昨年のヒートポンプ改修工事の際には、このような補填がなされておりました。平成26年12月1日から10日までの休業でした。それだけに、ますますこの企業への不信感を抱き、今後も起こり得るいろいろな修繕のケースに対して、税金を充当して補填することなど、許せるものではありません。

このようなことが起こった根本には、あわら市の施設における指定管理者制度の利用というものが、しっかりとした議論を踏まえ、調査検討し慎重に進めていなかった「あわら市の責任」は非常に大きいと思っております。

当初より自分は、「セントピアあわら」という、「旧芦原町」からの施設の重要性を主張し、「あわら湯のまち界隈の、観光政策には欠かせないもの」と位置づけて訴えて参りました。いま一度、契約を考え直すことを切に訴えるものであります。

また、指定管理者制度に対する不安は、この「セントピアあわら」だけではありません。北陸新幹線金沢駅開業に向けての政策として、「aキューブ」、「芦湯」、「県境の館」、「夢ぐるま公園」など、いわゆる箱物をどんどんつくり、運営は任せてしまおうという考え方にも疑問が募るばかりです。いま一度、「指定管理制度」自体を見直すべきと考えております。

次に、総務費、二次交通アクセス強化事業についてですが、二次交通政策の必要性を訴えていた自分として、更なる発展を期待してありましたが、今回の措置に不満を抱くものであります。

昨年の地方創生先行型交付金1,570万円を利用してバスを購入し、アニメ「ちはやふる」をラッピングして、あわら湯のまち駅から金沢駅まで、一日一便走らせるという、北陸新幹線金沢駅開業に向けての政策は理解してありましたが、今回、昨年度より期間が長いとはいえ、バスの購入もなく、ラッピングをやり直すことで

もなく、1,363万9,000円の予算を計上していることに疑問を抱くものであります。そしてまた、市内の各地を結ぶ二次交通対策に何も手を入れていないことに異論を唱えたいと思います。

また、商工費、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業におきましては、国の社会資本整備総合交付金が満額交付されていない現状の中で、1億9,944万6,000円が計上されていることに不安を抱いております。平成28年度が事業期間最後となるだけに、交付金がない場合はどうなるのか、一般財源を充当してしまうのか、ほかの事業からの流用により、優先して交付金を使っていくのではないかなど、いま一つ、この事業の価値がわからないまま進められていくことに、疑問を抱くものであります。

次に、指定難病見舞金の廃止について、異論を唱えたいと思います。県の補助金打ち切り後も、「特定疾患特別見舞金」として一般財源を利用し、約390万円の予算措置をしておりましたが、障害者総合支援法の成立により、対象となる疾病が151から322へ拡大されたということと、所得に応じた医療費に係る自己負担の見直しがなされたことから、この見舞金を廃止するという理事者からの説明でございます。指定難病に対する見舞金は、毎年患者さんからの申告で支払っていると思っております。難病と闘う患者さんのことを考えると、金額を下げてでも、この見舞金事業は残すべきだったのではないかと思います。数が読めない、事務が煩雑になる、確かにそのとおりかもしれませんが、何らかの形で見舞金事業を続けていくという「意思」というか、「意向」というものがなかったのではないかという懸念が広がります。

また次に、土木費、空き家対策事業9万2,000円についてですが、委員会審査の中で指摘もありましたが、早く空き家対策協議会を組織して、危険度の優先順位を早く決め、危険な特定空き家だけでなく、たくさんある空き家のランク付を先に行い、それをどうするかという計画を立てること、あわら市としての「空き家対策計画」を早く立てるべきであり、実行していただきたいと思っております。国庫交付金をもらうために計画を立てるなどという考え方では、決して空き家対策は進まないと考えます。補正予算などで補填するなどと考えていること自体、空き家に対する考え方が甘すぎるのではないのでしょうか。

最後に、来年度から二つの小学校が休校となります。いまだに自分としては釈然といたしません。決まったことに対しては受け入れ、校下住民の要望をしっかりと重く受けとめ、今回のいろいろな予算措置がなされたと思っております。しかし、本当にそれでいいのでしょうか。過疎化と高齢化が進む、本当の市民のことを考えた予算だとは、全く考えられません。

学校という地域の核と呼べる施設がなくなることによる、「地域の教育力」の低下は否めず、それに対しての予算などが全く組み込まれておりません。今まで「統廃合ありき」で進むばかりでしたが、その後どうなっていくのか、本当に不安です。時間がたち、職員が変わり、この統廃合に向けての議論も、影を潜めていくことで

しょう。

今回の当初予算において、「子ども園送迎バス」の保護者給付の問題が明るみに出ましたが、旧金津町において休村住民と交わした「約束」が忘れ去られ、かろうじて、その約束を覚えていた議員によって、何とか送迎支援が復活できる兆しになりました。このように、これからも、過疎化と高齢化に悩む村部住民のことを決して忘れてもらっては困るのです。

今議会の一般質問の中で、山川知一郎議員の中学校スクールバス通学費の無料化に対する教育部長のお答えの中で、「遠くに住む者は、個人負担するのは当たり前」的な発言を聞きますと、「本当に行政を信じていいのか」という不信感が生まれてしまいます。「人口減少対策」、これを考えるのであれば、永遠に生き残るであろう「村部住民の意見」をもっと尊重していただきたいと感じるばかりです。

以上のことから、今回の平成28年度一般会計予算に反対の立場をとらせていただきます。

議員各位の同意を是非ともお願いして、反対討論を終わらせていただきます。

議長（坪田正武君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

反対ですか、賛成ですか。

（「反対」と呼ぶ者あり）

12番（山川知一郎君） 平成28年度一般会計予算に対する反対の討論を行いたいと思います。

まず第1点は、私の一般質問でも明らかになり、先ほど山本議員も言われましたが、中学校スクールバス、地方交付税に8台分で4,679万3,000円算入されていると。実際、事業費はこの地方交付税算入分を下回る4,190万2,000円であります。交付税が実際の事業費より500万近く上回っているにもかかわらず、保護者からの負担617万4,000円を徴収することは、絶対に認められるものではありません。多くの市民は、これは詐欺ではないかというような声も聞こえて参ります。

また、教育委員会が言う「公平性の確保」、「受益者負担は当然」という考えは、過疎が進む周辺部の住民に対して、過疎地に住んでいる者が悪いと言わなければならないものであり、人口減少、子育て支援に逆行するものと言わなければなりません。

2点目は、JR駅周辺整備の問題であります。

新幹線延伸に向けて駅前通りにモニュメントを設置する費用500万円が計上されております。また、西口だけでなく東口にもロータリー建設の計画が進められておりますが、本当に必要性があるのか、大変疑問であります。私は、これらの予算には反対をするものでございます。市民の中には依然として、新幹線建設について

多くの批判や疑問があり、十分な説明が必要です。

総合振興計画の見直しも予定されておりますが、その中で駅周辺整備についての明確なマスタープランを示すことが、まず必要ではないでしょうか。それなしに部分的に少しずついろんなことをやっていくといっても、市民の理解は得られないというふうに考えます。

3点目は、自衛官の募集事務についてであります。

昨年、強行採決された安全保障関連法により、自衛官が本当に戦闘に巻き込まれる危険性が格段に高まっております。このことを反映して、今年の防衛大学の卒業生の任官拒否も、昨年の25人から47人と倍近くにも上っております。自衛官を持つ親にも、本当に自衛隊に入って大丈夫なのかという心配の声が広がっております。安全保障関連法案が憲法9条に違反することは明確であり、市としても市民を生命の危険にさらす自衛官募集に協力すべきではありません。

なお、このことに関連して、市は毎年、自衛隊の依頼により、市内の18歳の者の氏名、生年月日、性別、住所を自衛隊に提出しております。しかし、このことは本人には全く無断でやられております。これは個人情報の漏えいに当たるものであるというふうに考えますし、このようなことはやめるべきであるというふうに考えます。

4点目には、イノシシ対策であります。

前年よりもイノシシ対策の予算は大幅に増加をしており、そのことは歓迎するものでありますが、現実には被害はどんどん拡大するばかりであります。いまや全市的にイノシシの被害が広がっている。こういう中で、これの地元負担は大変なものでありまして、多くの農家が苦しんでおります。この市の補助金の割合、これを是非見直してですね、何としても、もう少し軽い負担にすべきだというふうに考えます。

以上の4点で、今年度の予算に反対するものであります。是非、議員各位のご理解とご賛同を心からお願いいたしまして、討論といたします。

議長（坪田正武君） 次に、原案に賛成の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 10番、八木秀雄君。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

10番（八木秀雄君） 私は、平成28年度あわら市一般会計予算に賛成の討論をいたします。

中でも、この自衛官募集事務交付金1万6,000円に対しての賛成討論を行います。

今、共産党の山川議員は、自衛隊に対して、これは憲法違反だという具合なご発言をしております。私は、なぜこの自衛隊の募集事務費が大切かということを皆様には是非ご理解をしていただきたいために、次のことを申し上げます。

今、自衛隊の定員数は平成27年度、陸上自衛隊が15万1,023人、そして現

員ですね、現在いる人間は13万8,168人、充足率91.5%、海上自衛隊は定員が4万5,494名ですけど、現員は4万2,209人、92.8%の充足率です。それから、航空自衛隊は4万7,073名、現員は4万3,099人、91.6%の充足率です。それから、幕僚監部は3,570人の定員ですけど、3,266人、91.5%の充足率です。合計いたしまして24万7,160人に対し、現員は22万6,742名、91.7%の数字でございます。

なぜこのようなことを言うかといいますと、現状をいいますと、今皆さんもご存じのとおり、例えば南シナ海ですね、南西諸島、ここには非常に中国の警備艇、それから空では戦闘機、偵察機、そういうのが非常に頻りに領海ぎりぎりまで挑発行為をしております。

また、自衛隊員は国際的に貢献しなければならないということで、南スーダン、それから南シナ海、その例えばタンカーですね、国益を守るためのタンカーとか、そういうものを海上自衛隊、航空自衛隊で、もしくは南スーダンは陸上自衛隊で貢献をしております。

必ず海外派遣をするのには、6カ月という期間がございまして、最初の1カ月間は現地を想定して国内で訓練を行います。その後の4カ月間は、海外派遣をした現地活動をします。そして、あとの1カ月は体とか心とか、そういうケアとか、いろんな面で反省点とか、そういうのを行います。

今、私の身近な父兄の仲間でも、先ほど言いましたように、充足率が91%、92%、この現状では、例えば海上自衛隊のお子さんを持っている方は、非常に行く回数が多くて大変だと。それから、陸上自衛隊も同じように海外派遣とか、いろんな国の国益を守る、領土を守る、そういうために非常に大変だということで、やはり体を張って国民のためにやっている自衛官のために、是非募集をしなければならない。優秀な人材を募集しなければ、我々国民は侵略されてしまうと、そういうことがございますので、私はこの自衛官というのは本当に日本の国を、重ねて言いますが、本当に体を張って国民のために頑張っていたかく、ここをお認めになっていただきまして、どうかこの自衛官の募集事務費の金額がありますけど、少ない金額でありますけど、どうか皆さんのご理解をいただきたいということもあわせて、この平成28年度のあわら市一般会計予算に対して賛成の討論をします。

皆様のご理解を是非お願いします。

終わります。

議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） これで討論を終わります。

議長（坪田正武君） これより、議案第11号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立多数です。

したがって、議案第11号、平成28年度あわら市一般会計予算は、各委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。再開は、あの時計で2時55分といたします。

（午後2時42分）

議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後2時54分）

議長（坪田正武君） 議案第12号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第12号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第12号、平成28年度あわら市国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第13号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第13号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、平成28年度あわら市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第14号、平成28年度あわら市農業者労働災害共済特別会計予算について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第14号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。
したがって、議案第14号、平成28年度あわら市農業者労働災害共済特別会計
予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第15号、平成28年度あわら市水道事業会計予算につい
て、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。
議長（坪田正武君） これより、議案第15号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。
したがって、議案第15号、平成28年度あわら市水道事業会計予算は、委員長
報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第16号、平成28年度あわら市工業用水道事業会計予算
について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。
議長（坪田正武君） これより、議案第16号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。
したがって、議案第16号、平成28年度あわら市工業用水道事業会計予算は、
委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第17号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計予算
について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。
議長（坪田正武君） これより、議案第17号を採決します。
本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第17号、平成28年度あわら市公共下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第18号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第18号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成28年度あわら市農業集落排水事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第19号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第19号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成28年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議長(坪田正武君) 議案第20号、あわら市行政不服審査会条例の制定について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第20号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第20号、あわら市行政不服審査会条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第21号、あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第21号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、あわら市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第22号、あわら市消費者センター条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第22号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、あわら市消費者センター条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第23号、あわら市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第23号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、あわら市農業委員会の委員等の定数に関する条例の

制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第24号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第24号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第25号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第25号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第26号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第26号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第26号、あわら市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第27号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第27号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、あわら市一般職の職員の給与に関する条例及びあわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第28号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第28号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第29号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第29号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、あわら市特別会計条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第30号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第30号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、あわら市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第31号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第31号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第31号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第32号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第32号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、あわら市就学支援委員会条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第33号、教育に関する事務の委託に関する規約の変更について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第33号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、教育に関する事務の委託に関する規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第34号、福井県市町総合事務組合格約の変更について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第34号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、福井県市町総合事務組合格約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第35号、市道路線の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第35号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第36号、市道路線の廃止について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第36号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、市道路線の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第37号、第2次あわら市総合振興計画基本構想の策定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第37号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第37号、第2次あわら市総合振興計画基本構想の策定については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第38、議案第49号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議長（坪田正武君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第49号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4,700万円の追加補正を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ146億4,733万7,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、昨年10月に策定いたしました、あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める各施策の実現に向け、国の地方創生加速化交付金を活用しながら、緊急に実施すべき事業を追加するものであります。

この交付金事業では、本市単独で実施するもの1事業、及び広域連携により関係自治体と協働して実施するもの2事業を予定しております。

それでは、歳出についてご説明いたします。

総務費の地域活性化推進費で、「ちはやふる」を活用した知名度向上事業委託料1,500万円、地域ブランドの創出事業委託料2,500万円、越前加賀インバウンド推進事業に係る負担金700万円の3事業に係る予算を追加計上いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金の総務費国庫補助金で、地方創生加速化交付金を歳出総額と同額の4,700万円を計上いたしております。

次に、繰越明許費ではありますが、今回、追加計上しております事業の全額を、翌年度に繰り越して使用できる経費として定めております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第49号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第49号を採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第50号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第39、議案第50号、あわら市副市長の選任についてを議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第50号、あわら市副市長の選任についての提案理由を申し上げます。

本案につきましては、前副市長の北島義雄氏が昨年10月18日をもって任期満

了となったため、その後任として前川嘉宏氏を副市長に選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

前川氏は、平成元年に福井県庁に入庁された後、政策推進課地方連携推進室長や環境政策課参事などを歴任され、現在は大学・私学振興課長を務めておられます。人格、識見ともに適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 約半年近く副市長不在の期間がございました。副市長職の必要性についてどう思われているのか、また今回の副市長を選任されるに当たり、何を重視されたのか、お教えいただきたいと思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 5カ月ちょっと副市長職が空席でありました。必要性はというご質問ですので、5カ月ちょっと不在であったから必要性がないのではないかというふうに、ちょっとお聞きしたんですけど、それは逆でありまして、かなり慎重に人選をしたということが一つありますし、それと、ご案内のように現職の県の課長でいますので、年度途中でですね、変わるといふようなことは、なかなかこれは難しいことでありまして、やはり県の人事にあわせてお願いをしたということでありまますので、何ら必要性に変わりはないわけでありまして、むしろ私は必要性が高いからこそお願いをしたというふうにお受けとめいただきたいと思ひます。

何を求めるかというご質問だったと思ひますけれども、これは副市長職一般に対して求められる職責は当然でありますけれども、特にですね、今あわら市の置かれた状況を考えますと、北陸新幹線の福井延伸がいよいよ本格化して参りましたし、その北の玄関口としての使命もござひます。それから、ただ単に駅を設置される町というだけではなくて、それは同時に福井県の、特に北部地方の産業の発展を担うといふような使命感も、実は持っていると思ひますので、そういうことを考えてもですね、市の経歴といふのは非常に大きな力を持ってくれるだろうなといふふうに思っております。

また、これは全国の自治体共通の課題かと思ひますけれども、いわゆる地方創生の時代といひますか、人口減少が進んでいる中であって、地域の活路をいかに生み出していくかといふ非常に大きな、ある種、歴史的な課題を背負った時代へ立ち向かっていくわけでありまますので、そういうときに市のやはり持てる力といふのは非常に大きなものがあるなといふふうに思っております。特にそういうことを期待しての人選ということござひます。

議長（坪田正武君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 質疑なしと認めます。

(「議長、暫時休憩をお願いします。」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 暫時休憩を許可します。

(午後3時18分)

議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後3時20分)

議長(坪田正武君) ただいま議題となっています議案第50号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 異議なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、討論、採決に入ります。

議長(坪田正武君) 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 討論なしと認めます。

議長(坪田正武君) これより、議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(坪田正武君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、あわら市副市長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議長(坪田正武君) 暫時休憩します。

(午後3時21分)

議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後3時22分)

発議第1号の趣旨説明・質疑・討論・採決

議長(坪田正武君) 日程第40、発議第1号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議長(坪田正武君) 本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 14番、向山信博君。

14番(向山信博君) 議長のご指名がありましたので、発議第1号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定

についての趣旨説明を申し上げます。

本案につきましては、平成27年の人事院勧告に準じ、議会の議員の期末手当についての所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本年度12月に支給される議員の期末手当を1.625カ月から1.675カ月に0.05カ月分引き上げることとあわせ、来年度以降については、平準化するために、6月に支給される期末手当を1.475カ月から1.5カ月に、12月支給分については1.675カ月から1.65カ月分に改正するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、条例案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、討論に入ります。

議長（坪田正武君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、発議第1号、あわら市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

閉議の宣告

議長（坪田正武君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

市長閉会挨拶

議長（坪田正武君） 市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先月の24日以来、大変長期間にわたりましてご執務をいただき、平成28年度の当初予算をはじめ、提案をいたしました多くの議案につき、それぞれ妥当なご決定を賜りました。まず、心から御礼を申し上げる次第でございます。

当初予算の成立を受けまして、いよいよ本格化して参りました新幹線の県内延伸に向けてのもろもろの事業、あるいは先ほども申し上げましたが、地方創生に向けてのいろんな努力も本格化をして参ります。特にあわら市といたしましては、新幹線の延伸を地方創生の大きなエンジンとして位置づけて、これに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。つきましては、今ほどご同意いただきました副市長につきまして、これからともに努力をして参りたいと思っておりますので、ともどもに議員各位のご指導をお願い申し上げる次第でございます。

なお、年度末も迫って参りました。今年度末をもって退職を予定している職員も多数おりますが、今までの議員各位のご指導に心から、私からもお礼を申し上げる次第でございます。

新年度へ向けて、また更なる議員各位のご活躍を祈念申し上げまして、簡単ではありますが、閉会に当たっての御礼のご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長閉会挨拶

議長（坪田正武君） 平成28年度の一般会計予算は、148億2,000万円と合併以来、最大となりました。予算の主な事業は、各委員会の委員長報告のとおりですが、一番目に、あわら温泉周辺整備に約2億2,500万円、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくりに1億9,944万円、庁舎耐振及び改修工事に3億3,000万円、福井国体を見据えた体育館の改修等を含めて2億7,000万円等、多種多様な予算が計上され、それぞれの委員会で慎重に審議され、今ほどは妥当なるご決定をいただき、ありがとうございました。

特に北陸新幹線、平成35年3月の開業に向けた駅舎、また周辺整備には新しい副市長を迎えて、また市民の声を聞きながら、皆さんが喜ばれるまちづくりに参画できるよう、議員各位のご協力を賜りますようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（坪田正武君） これをもって、第81回あわら市議会定例会を閉会します。

（午後3時29分）

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 8 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員